



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本統治下朝鮮の日本語普及・強制政策：1910年代初期における私立学校・書堂の利用・弾圧
Author(s)	井上, 薫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 69, 157-220
Issue Date	1995-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29493
Type	departmental bulletin paper
File Information	69_P157-220.pdf



日本統治下朝鮮の日本語普及・強制政策

——1910年代初期における私立学校・書堂の利用・弾圧——

井 上 薫

Language Policy in Korea under Japanese Rule:
Utilization and Control of the Private Schools and
“Seodang” schools during early 1910s.

Kaori INOUE

目 次

はじめに	157
第一章 私立普通学校，私立学校の公立普通学校化	159
第一節 「韓国併合」以前の普通学校	159
第二節 1911年度における普通学校の整理	160
第三節 私立普通学校・私立学校の公立普通学校化の状況	163
第一章 註	167
第二章 私立学校・書堂に対する諸政策	171
第一節 私立学校規則（1911年11月施行）以前の京畿道における巡回教授	171
第二節 私立学校規則下の私立学校「利用」・統制政策	174
第三節 私立学校・書堂への教科書配付	180
第四節 1910年代初期における書堂政策	184
第二章 註	189
むすび	193
《付録》補助指定学校，乙種公立普通学校，私立普通学校から公立普通学校への転換一覧…	196

は じ め に

韓国統監を中心とした日本権力は，1908年に私立学校令を発するとともに，1909～1910年，「寄付金品募集取締規則」・「地方費法」・「郷校財産管理規程」により，当時教育機関の大多数を占めた民族教育機関の性格をもつ私立学校を弾圧し，財政難に追い込んだ¹⁾。この際，総督府が廃校させた施設・組織を公立学校に転用したり，比較的設備の整った私立学校には補助を与えこれを公立化するなど，私立学校の積極的利用を試みていた。本稿では，「韓国併合」直後のこれら私立学校に対する諸政策を検討し，日本語普及・拡大に如何に利用しようとしたのかを解明する。

既に大韓帝国末期，1906年9月から，日本は公立普通学校において，日本語（日語）を母国語である朝鮮語（国語）と同じ週6校時教えており，「韓国併合」後はさらにこれを強化，新たに「国語」とした日本語を朝鮮語以上の教授時間数（第一学年では週10校時）で強要し，ほとんどの授業で日本語を教授用語とした²⁾。植民地統治期間，この公立普通学校における厳しい日本語

教育を通して日本語を修得した人々がその大部分を占めたと考えられる³⁾。この意味で公立普通学校は日本語教育機関としての重要な働きを持った。第一章では、私立学校や私立普通学校が教育機関中最も日本語使用を強いられた公立普通学校の形態へ変更されることを、学校組織や施設の「利用」だと見做し、その実態を検討する。

「韓国併合」を前後して、公立普通学校の増加が顕著に見られる。かつて渡部学は1930年の史料（西村緑也『朝鮮教育大観』掲載の各校別沿革欄）を用いて、1930年までに設立された公立普通学校の多くに私立学校から公立普通学校へ転換した例が多く、特に「日本の朝鮮支配の初頭期」と「3・1運動後のいわゆる文化政治時代」に顕著であると指摘した⁴⁾。しかし、渡部の指摘は「その時々々の教育政策の実施のしかたをかなり微妙に、しかも敏感に反映させているように解せられるが、それに関しては今回は触れない」というところで止まり⁵⁾、具体的な教育政策との関連は課題とされていた。そこで本稿では、このうち「併合」前後の転換状況を検討し、朝鮮総督府による私立学校利用・弾圧政策解明の一助としたい。

第二章では、「韓国併合」直後の1910年代初期、植民地権力の弾圧下でなお存続している私立学校を、朝鮮総督府がどのように支配下に置こうとし、日本語教育を導入しようとしたかを①京畿道の巡回教授、②私立学校規則下の通牒類、③教科書普及の検討から明らかにし、あわせて書堂がどのように位置付けられ、「利用」の対象であったのかを明らかにしたい。

はじめに 註

- 1) 教育史学会第37回大会研究発表：井上薫「朝鮮領有初期における朝鮮総督府の私立学校『改良』政策——旧日韓末における『寄付金品募集取締規則』等による財政基盤破壊政策」, 1993年10月4日, 山形大学。
なお、発表をもとにした論文を準備中である。
- 2) 1911年10月20日, 朝鮮総督府令第110号「普通学校規則」中の「普通学校教科課程及毎週教授時数表」参照（『朝鮮総督府官報』号外, 1911年10月20日, 4頁）。なお、既にこの8ヵ月前に内務部長官宇佐美勝夫より、日本語を週10時間とするよう通牒が出されていた（『国語教授と通牒』『毎日申報』1911年2月23日付〔拙稿「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策——第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与」『北海道大学教育学部紀要』第62号, 1994年1月, 207頁も参照されたい〕）。
- 3) 勿論、日本語教育の対象は学校へ通った子どもたちだけになされたわけではない。併合以前の官庁を中心とした「韓日語講習」については、拙稿「日本帝国主義の朝鮮における植民地教育体制形成と日本語普及政策——韓国統監府時代の日本語教育を通じた官吏登用と日本人配置」第四章（『北海道大学教育学部紀要』第58号, 1992年6月）を、併合後の「国語講習会」「国語講習所」による非就学者・青年・成年に対する日本語普及政策については、拙稿「第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策——『国語講習会』『国語講習所』による日本語普及政策とその実態」（『北海道大学教育学部紀要』第66号, 1995年2月）を参照されたい。
- 4) 「最終形態転換期淵源形態別調」で、1930年時点、公立普通学校に転換したものの241校のうち、時期別では98校が1912年まで、26校が1918年まで、83校が1925年まで、そして34校が1930年までに公立普通学校に転換したことを明らかにした（渡部学「朝鮮における『副次』的初等教育施設（下）」『武蔵大学紀要』第2巻, 1964年12月, 68頁）。
- 5) 同上, 76頁。

第一章 私立普通学校、私立学校の公立普通学校化

第一節 「韓国併合」以前の普通学校

韓国統監主導の韓国政府は1906年 9月 1日から「普通学校令」を施行し¹⁾、この時点でそれまでの六年制小学校を廃止し、四年制の官立・公立・私立三種の普通学校を発足させた。このうち公立は「取扱上ノ便宜ノ為メ」甲種と乙種に分け²⁾、甲種は「従来ノ公私立学校ニシテ其基礎確實ナルモノヲ選ビテ組織ヲ変更セシメ各校必ズ日本人教員一名及師範学校ニ於テ養成シタル韓人教員若干ヲ配置」し³⁾、「校舎ノ建築ハ勿論教室ハ大抵四教室トシテ外ニ事務室ヲ附属セシメ机、腰掛、黑板其他諸器械器具等略整頓」したものであった⁴⁾。その経費は、「概シテ地方ノ出金ハ僅少ニシテ處ニヨリテハ全部国庫ノ補助ニ依ル」状態であった⁵⁾。乙種は「旧来ノ公立小学校ノ存続ヲ認メタルモノ」であるが、「其設備完カラズ且学部ヨリ教員ヲ派遣セサル」ものであり⁶⁾、経費は「単ニ一ヶ月拾五円以内ノ範圍ニ於テ学校ノ状況ニ応シ決定支給」していた学校であった⁷⁾。

私立普通学校は、1906年 9月 1日学部令第27号の第3条で、「現在私立小学校に学部大臣の認可を受けたものは、普通学校令施行日より同令に依って設立した私立普通学校と認める」⁸⁾と規定したのが始点であるが、当時どの程度存在したのかはわからない⁹⁾。管見の限り、私立普通学校を確認できるのは1909年 9月以前の33校（実質は9校）と¹⁰⁾、1909年12月末日の19校である¹¹⁾。

1908年 8月28日、私立学校令とほぼ同時に「私立学校補助規程」が公布された¹²⁾。日本権力（韓国統監）による補助の初期形態でもある¹³⁾。この補助規定内容の変化については稲葉継雄論文が詳しい¹⁴⁾。当初に出された規定は、第1条で「私立学校で左の各号に該当するものに対して学部大臣が必要と認めた時は予算範囲内で其の経費を補助する」とし¹⁵⁾、対象を「私立学校」に、補助内容も単に「経費」と定めていたが、1909年度からは対象を乙種公立普通学校にまで拡大し、「補助ハ設備ニ加ヘズシテ教員ニ加ヘ学部ガ任命スル日本人教員一名韓人教員一名ヲ派遣シ此等ノ教員俸給ハ全部国庫ニ於テ支給スルヲ以テ補助ノ限度トナシ其他ノ経費ハ総テ当該学校ノ経営ニ一任」する「補助指定」制度を「新設」した¹⁶⁾。このようにして、学部では1909年 6月に初めて「補助指定普通学校」31校を選定し教員を派遣したのであった¹⁷⁾。この補助方針の確定で、「私立学校補助規程」の条文にはなかった日本人教員を派遣しその給与を国庫で支出する「補助」形態が定まり、まさに日本語教育機会の拡充を進めるものとなった。

稲葉論文では、この間の経過に触れていないが、①補助を受ける学校は普通学校組織に変更すること、②経費を教員俸給に絞ることは、1909年 4月末の時点で既に方針が決まっていた¹⁸⁾。

なお、補助対象の拡大は『朝鮮総督府統計年報』の定義からも確認できる。1910年 3月末日（＝1909年度末）時点では「補助指定普通学校ハ私立学校中適当ト認ムルモノヲ指定」と定義していたが¹⁹⁾、1911年 3月末日（＝1910年度末）には「私立学校及乙種公立普通学校中適当ト認ムルモノヲ指定」と規定し、乙種公立普通学校が加えられた²⁰⁾。但し、実際には1909年度に指定された31校の補助指定普通学校のうち、乙種公立普通学校 8校を既に含んでいた²¹⁾。

私立学校を補助対象とした場合、その組織を変更し普通学校令を適用させたので、私立学校は「私立普通学校」と変えられた。従って、「補助指定普通学校」と「私立普通学校」は重なる場合も多く、1909年 9月以前の段階で「普通学校令頒布以来私立普通学校トシテ設立認可ヲ与ヘタルモノハ未ダ三十三校ニ過キズ但シ右ノ内二十四校ハ補助指定普通学校トシテ学部補助ノ下ニ経営スルニ至リシヲ以テ純然タル私立普通学校ハ僅ニ九校」という状態であった²²⁾。

この普通学校令の適用外に存在したのがその他の私立学校であった。私立学校令施行（1908年

10月)以降、学部では学校設置に関し、普通学校令施行規則によるか、私立学校令によるか「甚々間違ヲ生シ居ル」ことが問題とされていた²³⁾。学部の認識は、「今日ニ於ケル私立学校ノ状況ニテハ普通学校トシテ経営セシムルニハ一般ニ於テ時期尚早」だとし、その理由に「先ツ普通学校ニハ日語ヲ課スルモ之ヲ授クルニ堪能ナル教員甚々不十分」であること、「私立学校中日本人ヲ採用スルモノ 尠カラスト雖其日本人タルヤ亦教員ニ適當ナル資格ヲ有スルモノ僅少」であることを挙げていた²⁴⁾。すなわち、普通学校ではある程度の資格を持った日本人による日本語教育が目指されていたため、安易な普通学校設立は「實際履行シ得サル学校ノ増設」となり、「徒ラニ行政事務ヲ多端ニシ当局人員少キ今日ニ於テ不得策」だったのである²⁵⁾。

このように「併合」直前、学校制度上の「普通学校」には「普通学校令」の適用される官立・甲種公立・乙種公立・補助指定・私立の5種類が存在した。

第二節 1911年度における普通学校の整理

朝鮮総督府は、1911年度から上記の5区分を廃して「官立ノ外ハ単ニ公立及私立ノ二種ニ限定」した。この際、甲種公立と補助指定普通学校を公立としたが、乙種公立と私立普通学校は「適良」なもののみを公立とし、「適良」でないものは「任意ニ私立トシテ存続」させるか「廃校」させた²⁶⁾。従って、「適良」と認められたものを公立化する方針は「併合」直後に顕著に現われたのである。「韓国併合」を前後した公立普通学校と私立普通学校の推移を(第1表)で示そう。

(第1表)でaによって私立普通学校の推移を見ると、公立普通学校の増加とは異なり、1910年代初期の急激な減少ののち、ほぼ横ばい状態を示すように見える。しかし、網かけした他の月末の数値bも併せて考えると、細かい増減の繰り返しを確認できる。1911年については『朝鮮総督府官報』に「私立普通学校教員及生徒月末調」が残されており、さらに詳細な私立普通学校の増減がわかる。公立普通学校と併せてその推移を(第2表)に示す。

公立普通学校の漸増傾向に対し、私立普通学校は3月末から4月末にかけ激減し、10月末～年度末にかけて増加するが、また激減している。今のところ1911年3月末の私立普通学校の数値が(第1表)と(第2表)の史料で43校・72校と大きく異なっている事態を説明できないが、1911年3～6月末の「官公立普通学校教員及生徒月末調」及び「私立普通学校教員及生徒月末調」の備考欄によれば、「公私立普通学校四月末現在三月末現在ニ比シテ増減甚シキハ四月中ニ私立普通学校ヲ公立普通学校ニ引キ直シタルモノアルニ依ル」と明記され、私立普通学校の激減状態は公立普通学校化による影響が少なくなかったことがわかる²⁷⁾。また、1911年半ばの全羅北道で私立学校が私立普通学校や公立普通学校に「組織変更」したことを示す次の記述もある。

恩賜金及地方費経営事業トシテ私立学校中本年中ニ公立普通学校ニ組織変更スヘキモノ六校私立普通学校ニ変更スヘキモノ十四校ナルニ依リ一般私立学校ハ差引二十二校存在スヘキモ是等ハ尚財源ノ不確實ナルモノ多カルヘク十分ノ成績ヲ発揮スルコト能ハサルヘシ²⁸⁾

すべてではないが、私立普通学校の減少は公立普通学校の増加に深い関係があった。また、全羅北道の記事からは、これら私立普通学校数の変動が公立化・廃止による減少に加え、新設・私立学校からの変更による増加を含み複雑となっていたことを示している。

ここで今一度公立普通学校数の増加状況に目を転じよう。

第1表 公立普通学校及び私立普通学校の推移（三・一独立運動まで）

	官立及甲種公立	補助指定	乙種公立	公立普通学校 a	私立普通学校 a
1906年（末）	23	—	未詳	23	—
1907年（末）	50	—	未詳	50	—
1908年（学年末＝1909. 3）	9 +50*1	—	36*2	89*3	—
1909年（学年末＝1910. 3）	9 +51	31	34	125	19 *3
	9 +50*4	31	34	124	— 私立学校数 (' 10.5) 1,973 (' 10.7) 2,046
1910年（学年末＝1911. 3）	58*5	41	29	128	43 *6
	公立普通学校 b			a 私立普通学校 b	a (' 11.5) 1,671
	1912. 5 328		1912年 3月 234	4月 25 70	(' 12.5) 1,362
	1913. 4 351		1913年 3月 341	4月 18 24	(' 13.5) 1,282
	1914. 5 381		1914年 3月 366	5月 22 20	(' 14.5) 1,244
	1915. 5 397		1915年 3月 382	5月 16 20	(' 15.5) 1,154
	1916. 5 416		1916年 3月 410	5月 16 17	(' 16.5) 1,045
	1917. 5 441		1917年 3月 426	5月 20 19	(' 17.5) 868
	1918. 5 462		1918年 3月 435	5月 26 24	(' 18.5) 778
	1919. 5 482		1919年 3月 469	5月 33 37	(' 19.5) 742

出典および備考

- ・「併合」以前のもは、註のあるものを除き『学事統計』1910（明治43）年度版，朝鮮総督府，34～35頁の「官立学校累年一覧表」（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第52巻，龍溪書舎，1988年3月復刻版）による。「公立普通学校」欄は，官立及甲種・補助指定・乙種の合計とした。
- ・「公・私立普通学校 a」（点線以下）：「朝鮮人教育機関一覧 各年度3月末日」の「累年比較」欄（『朝鮮総督府統計年報』1918（大正7）年度〔＝1918.4～1919.3〕，1920年3月）。官立の2校を含まない。
- ・「公・私立普通学校 b」（網かけ部分）：朝鮮総督府学務局『朝鮮諸学校一覧』1919（大正8）年版，1920年3月（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第53巻，龍溪書舎，1988年3月復刻版）。官立の2校を含まない。
- ・「私立学校数」（ ' 10.7）を除く：「私立各種学校状況累年比較表（各年5月末現在）」（朝鮮総督府学務局『朝鮮人教育私立各種学校状況』，1920年12月，6～7頁）。
- ・「私立学校数」および「私立普通学校数」（ ' 10.7）：「学校数調査」1910年7月1日現在（旧韓国『官報』第4756号，1910年8月13日号）。
- *1 「官立普通学校職員学徒数並経費総計」『第二次韓国施政年報』1908（明治41）年，統監府，1910年4月，376頁（旧韓末日帝侵略史料叢書Ⅲ政治篇3『韓国施政年報二・三次〔1908年～1909年〕』韓国文献研究所編，亜細亜文化社，ソウル，1984年）。備考欄には，1908年新設の9校を含み，各道の乙種公立普通学校は含んでいないと記されている。
- *2 1908年5月現在「乙種公立普通学校職員及学徒数調」（前掲『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第65巻①，付録66～67頁）。
- *3 1909年12月末日および1908年の数値は「普通学校教員生徒」（『第三次施政年報』1909〔明治42〕年，朝鮮総督府，1911年3月，230頁〔前掲『韓国施政年報二・三次』〕）により，1908年は前年欄の数値である。
- *4 漢城府内9校は官立。間島普通学校を除く。
- *5 官立漢城師範学校附属普通学校，間島普通学校を除く。
- *6 私立普通学校一覧表のある『朝鮮総督府統計年報』1910年版，1912年12月の数値を採用した。

第2表 1911年の公・私立普通学校の推移

	公立普通学校（1911年）						1914 5月末	私立普通学校（1911年）						1912 3月末	1913 3月末	1914 5月末
	3月末	4月末	5月末	6月末	9月末	10月末		3月末	4月末	5月末	6月末	9月末	10月末			
京畿道	18	22	22	22	29	28	51	9	5	7	13	19	18	19	4	7
忠清北道	5	6	6	6	10	11	18	1	-	-	-	2	7	7	-	-
清南道	6	8	8	8	17	17	36	2	1	1	1	1	1	-	-	-
全羅北道	6	8	8	9	15	15	30	4	1	1	3	11	15	16	3	3
全羅南道	9	23	23	26	29	29	29	16	5	5	5	5	4	5	6	5
慶尚北道	8	16	16	16	22	22	44	13	7	7	7	5	5	5	1	-
慶尚南道	10	15	15	18	18	18	32	7	4	4	8	13	13	15	5	2
黄海北道	6	7	7	7	12	13	21	3	-	-	-	-	-	2	1	1
平安南道	6	10	10	10	20	20	34	5	1	1	1	1	2	1	1	-
平安北道	8	9	9	①12	20	21	31	1	-	-	-	-	-	-	-	-
江原道	5	8	8	8	14	14	25	3	-	-	-	-	-	-	-	-
咸鏡南道	6	①12	①12	①12	12	11	15	8	2	2	2	2	3	-	3	2
咸鏡北道	7	①8	①8	①8	9	11	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100	152	152	162	227	230	381	72	26	28	40	59	68	70	24	20
		②	②	③												

出典および備考

- ・丸数字は分校で外数。
- ・3～6月末：彙報「官公立普通学校教員及生徒月末調」及び「私立普通学校教員及生徒月末調」『朝鮮総督府官報』第363号，1911年11月11日号。
- ・9月末：「朝鮮人諸学校教員及生徒月末調」中，「官立公立普通学校教員及生徒月末調」及「私立普通学校教員及生徒月末調」『朝鮮総督府官報』第396号，1911年12月21日号。
- ・10月末：「官公私立普通学校教員及児童数」『朝鮮総督府官報』第418号，1912年1月22日号。
- ・1914年5月末：「諸学校調（前号ノ続）」中，「朝鮮人教育 一，普通学校」（『朝鮮総督府官報』第673号，1914年10月29日号）。5月末諸学校一覧表
- ・1912年3月末：第564表「朝鮮人教育諸学校及書堂」『朝鮮総督府統計年報』1911年度，1913年11月，811～812頁。
- ・1913年3月末：第528表「朝鮮人教育機関」『朝鮮総督府統計年報』1912年度，1914年3月，683頁。
（『朝鮮総督府統計年報』による数値は網かけをして区別した）

朝鮮総督府は1911年11月1日から朝鮮教育令（第一次）を施行し²⁹⁾，これとあわせて諸学校官制・各学校規則を施行し，教育法令体系を一新させた。朝鮮教育令は，その第1条で「朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル」とし，朝鮮人に対する教育を管下に置くことを宣言し，第2条で「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スル」方針を掲げた。本論で主要な対象としている私立普通学校は「普通学校」であるため，私立学校規則のほか普通学校規則の適用も受けた³⁰⁾。普通学校とは朝鮮教育令第8条で，「児童ニ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ為ス所ニシテ身体ノ発達ニ留意シ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ国民タルノ性格ヲ養成シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授」ける学校だと規定している。普通学校，とりわけ公立普通学校が日本語と「教育ニ関スル勅語」を中心とした教育の場として重要な位置付けを持っていたことは多くの先行研究が示している³¹⁾。私立普通学校で適用された普通学校規則には「教科目，教則及課程」に関する規定が教科ごとに定めてあるが³²⁾，私立学校規則では設置認可請願の際に提出する各学校の学則に規定するように定めたのみで³³⁾，表向きは教授時間数などの制限はなかった。

1911年度の公立普通学校設置は年度当初の4月に約半数の52校を設置したが，新体制発足の直

前1911年10月末までにさらに78校を設置し、1911年度末(=1912年3月末)の公立普通学校234校〔(第1表)公立普通学校a〕にはほぼ近い230校(第2表)という数に達していた。公立普通学校は、植民地教育・日本語教育を進める基盤として重要な働きを持っていたが、この体制をはじめ前にある程度の数の確保は必要であったと思われる。

なお、公立普通学校費用令により公立普通学校の設立維持に関する費用は、基本的に臨時恩賜金利子、郷校財産収入、基本財産収入、授業料、寄付金、国庫補助金及地方費補助金によって支弁することになったが、このほかに「公立普通学校ノ設立維持ニ必要ナル費用ハ学校設立区域内ノ朝鮮人ノ負担トス」の規定が定められ(第2条)、この負担費用は「国税滞納処分ノ例」によって徴収することができると規定された³⁴⁾。これにより、行政区分による「公立」ではなく、「『学校設立区域内』という一定地域の朝鮮住民から『費用』を強制徴収することによって『公立』という名の『普通学校』の設立維持がなされ」るようになった³⁵⁾。

では次に、さらに具体的な私立学校や私立普通学校の公立普通学校化状況を検討していきたい。

第三節 私立普通学校・私立学校の公立普通学校化の状況

『朝鮮総督府月報』第2巻第1号の「新設公立普通学校状況」には、朝鮮総督府が1911年度当初公立普通学校100校の新設を予定したところ、「各地之カ設置ヲ希望スルモノ意外ニ多ク」34校を超過し³⁶⁾、設置状況も「新設公立普通学校中全然新設ニ属スルモノナキニアラサレトモ這ハ最モ少数ニシテ多クハ従前ノ乙種公立普通学校若クハ私立学校ヲ継承シ其ノ組織ヲ変更シテ之ヲ公立普通学校ト為シタルモノ多キヲ占ム」との記事がある³⁷⁾。これによれば、1911年度に「新設」した公立普通学校は私立学校等の「組織ヲ変更」したものが主体であった。

私立普通学校、一般私立学校等を中心とした公立普通学校への転換は、渡部学論文が指摘していた通りであるが、その時用いた『朝鮮教育大観』記載の公立普通学校数は1930年までに存在した890校(1930年当時存在した1,639校の54.3%)であって、このうち沿革判明校の27.1%である241校の前身形態から判断されたものであった。「沿革」欄の記載内容も統一されたものではなく、記述の有無・濃淡の差という限界もある。

ところで、1912年度については『朝鮮総督府月報』第2巻第10号に「明治四十五年度新設公立普通学校表」があり³⁸⁾、この年度に「新設」された公立普通学校102校すべての設置方法・必設科目以外ノ教科目・児童定数・明治四十五年度歳出予算(經常費・臨時費・計)の項目がわかる³⁹⁾。このうち「設置方法」欄には、「新設」あるいは「私立〇〇(普通)学校変更」と表示され、これから前身形態が判明する。さらに一覧表のあと「設置ノ方法」と題して、以下の一文が掲載されている。

設置ノ方法ハ前年ト大差ナク多クハ既設学校ノ組織変更ニ属ス、(中略)新規創始ニ係ルモノハ僅ニ十九ニ過ギス。而モ其ノ新規創始ニ属スルモノノ中ニモ一面ニ於テ私立学校ヲ廃止シ更ニ公立普通学校ヲ設置シ表面上組織変更ノ手續ニ依ラサリシモノモアレハ全然新規ニ創設セラレルモノハ極メテ少数ナリ⁴⁰⁾

「既設学校ノ組織変更」が主流を占め、「新規創始」でも事実上「組織変更」されたものがあるとの報告である。そこで、「設置方法」欄がどの程度妥当なものかを検討するため、『朝鮮教育大観』の「沿革」を照会させた。すると、「新設」であるはずのものに前身形態があったり、「私立普通学校変更」である場合も以前は私立学校であった事例がいくつか判明した。そこで、まず「設置方法」欄の表示を分類して(第3表)を作成し、「沿革」との照合で修正したものを(第3

表)に括弧を付して掲げた。

第3表 1912年度新設公立普通学校の設置方法(修正値)

	総学校数	私立普通学校変更	私立学校変更	新 設
京 畿 道	20	18(14)	2(6)	0
忠清北道	7	7(5)	0(2)	0
忠清南道	6	0	0(1)	6(5)
全羅北道	13	12(8)	0(4)	1
全羅南道	0 該当なし			
慶尚北道	19	4(3)	15(16)	0
慶尚南道	10	10(8)	0(2)	0
黄 海 道	6	1	4	1
江 原 道	11	0	4	7
平安南道	5	0	2	3
平安北道	3	0	1(2)	2(1)
咸鏡南道	2	0	2	0
咸鏡北道	0 該当なし			
	102	52(39)	30(45)	20(18)

*出典：「明治四十五年度新設公立普通学校表」(「新設公立普通学校ノ状況」『朝鮮
総督府月報』第2巻第10号，1912年10月，115～120頁)

この修正によりわかることは、1)少なくとも1912年の「新設」公立普通学校102校のうち、文字通り当初から公立普通学校として設置された学校が2割を下回るものであったこと、2)私立普通学校から公立普通学校への転換は52例あったが、このうち13例は私立学校を前身とするものであったこと、3)この13例等を含めると私立学校を公立に転換したものは45例となり、1912年「新設」公立普通学校の前身形態のうち最も多くを占めていたことである。結局、公立普通学校の元々の設立形態は、①私立学校からの転換45、②私立普通学校からの転換39、③新設18の順となる。付言すれば、『朝鮮教育大観』にはすべての学校の沿革が網羅されているわけではないので、実際には修正値よりさらに①の増加、②・③の減少が推測できる。

管見の限り、他の年度に「新設公立普通学校表」は見出せない。

公立普通学校の前身は、私立学校と私立普通学校(私立学校から指定された補助指定普通学校を含む)の占める割合が非常に高いが、ほかにも乙種公立普通学校であった場合が存在する。そこで、1909・1910・1911年度の『朝鮮総督府統計年報』(1912年度版以降には、初等教育機関の個別データは掲載されていない)を中心として、補助指定学校、乙種公立普通学校、私立普通学校から公立普通学校への転換状況を調査し、一覧表化したものを《付録》として論文の末尾に掲載した。私立普通学校から公立化したものに星印(☆)を付し、このうち前身が私立学校まで遡れるものを黒星印(★)とした。また、私立学校を直接組織変更し公立化したものに(◆)を附し、公立普通学校設立時に他の私立学校が廃校になる等の影響を与えているもの、その他を(・)で示した。これらをまとめると(第4表)のようになる。

第4表 1912年度末までに存在した公立普通学校の転換状況

転換形態\道名	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	合計	対象学校数に対する百分率
対象学校数	39	16	26	27	28	38	23	19	23	21	22	14	8	304校	
私立普通学校→公立普通学校：☆	14	5	-	9	9	13	10	1	2	-	-	-	-	63	20.7
☆で前身が私立学校：★	5	5	2	10	6	4	6	4	3	2	1	2	3	53	17.4
私立学校→公立普通学校：◆	5	2	1	1	1	15	1	4	2	6	7	2	-	47	15.5
その他の	1	1	1	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	6	2.0
以上合計	25	13	4	20	16	32	17	9	8	10	8	4	3	169	55.6%
無印	14	3	22	7	12	6	6	10	15	11	14	10	5	135	

論文末《付録》により作成。

一覧表は、補助指定制度が始まった1909年度から1912年度末までに公立普通学校として存在した全ての学校（304校）を対象を絞ってその転換状況を可能な限り調査したものであるが、無印のものあるいは☆印のものの中に、何らかの前身を持つものがあるかもしれない。それでも、この表を通して私立普通学校から公立普通学校へ転換したもの（☆+★）が38.1%、私立学校が直接公立化したもの（◆）が15.5%、起源が私立学校であると判明しているもの（★+◆）が32.9%存在したことがわかり、少なくともこの時期に成立した5割を越える公立普通学校が私立学校・私立普通学校を起源としていたことを確認できた。

以上、《付録》を用いて、公立普通学校となった学校の沿革を遡って可能な限りその前身を確認する方法により私立普通学校・私立学校の公立化を考察してきた。しかし、例えば、1911年全羅北道の例で見たような私立学校から私立普通学校に加えられる事例等を含む（第2表）から私立普通学校の公立化を直接読み取ることはできない。そこで、唯一一覧表がある1910年度の私立普通学校（《付録》の網かけ部分）が全体としてどのような変化をしたのかを（第5表）にまとめた。

第5表 1910年度に存在した私立普通学校のその後

参考①1910. 7. 1	1	-	2	4	14	4	6	-	3	-	-	2	-	36
参考②1911. 3月末	9	1	2	4	16	13	7	3	5	1	3	8	-	72
	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	合計/累計
該当私立普通学校数	-	-	1	4	15	13	6	-	2	-	-	2	-	43
1911年度公立化				1	11	9	3		2					26
1912年度公立化			?	1		4	1							6/32
1913年度公立化				1										1/33
1914年度公立化				1										1/34
1915年度公立化							1							1/35
1920年度公立化					2									2/37
廃止・不明					2		1					2		
その他			1											

論文末《付録》により作成。該当私立普通学校数は『朝鮮総督府統計年報』1910年版。

参考①旧韓国『官報』第4756号、1910年8月13日号。

参考②（第2表）参照。

論文末の《付録》で網かけした1911年3月末時点の私立普通学校43校のうち、1911年度中に公

立普通学校へ転換したと確認できるものが26校あり、1912年度に6校、残りのうち5校はその後
に公立へ転換した。この表からは、「併合」後それほど年数を経ないうちに多くの私立普通学校が
公立化したことがわかる。

私立学校から直接公立普通学校化したことを示す統計史料は、今のところ見出すに至っていな
い。ただし、1912年1～6月の「私立学校数調」のみ、備考欄に「表中『△』印ヲ附シタルハ廃
校全数ノ内普通学校ニ組織変更シタルモノトス」とある。「普通学校」が私立普通学校なのか公立
普通学校なのかは不明であるが、参考のため、これを（第6表）として掲げよう。

第6表 私立学校の設置・廃止と普通学校化状況（1912年6月末日現在調）

		京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	合計
現在校数	一般	164	21	51	17	19	32	56	66	142	134	24	113	45	884
	宗教	71	5	16	21	8	48	12	67	192	100	6	27	2	575
	計	235	26	67	38	27	80	68	133	334	234	30	140	47	1,459
一月以降 設置認可 校 数	一般	1	1	3	1	-	1	-	1	-	1	-	2	1	12
	宗教	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	2	5
	計	1	1	3	1	-	2	-	1	-	1	-	4	3	17
一月以降 廃止校数	一般	14	-	4	6	4	17 △15	7	5 △4	5 △2	69	5 △4	23 △2	-	159 △27
	宗教	3	1	1	1	1	10	4	33	43	12 △1	1	-	-	110 △1
	計	17	1	5	7	5	27 △15	11	38 △4	48 △2	81 △1	6 △4	23 △2	-	269 △28

出典：「私立学校数調」『朝鮮総督府官報』第569号，1912年7月19日号，146頁。

備考：一 本表ハ朝鮮人ヲ教育スル学校ニ就テ調査シタルモノトス

二 表中「宗教」トアルハ教科課程中宗教ヲ課スル学校ニシテ「一般」トアルハ然ラサルモノトス

三 表中「△」印ヲ附シタルハ廃校全数ノ内普通学校ニ組織変更シタルモノトス

四 廃校ノ理由ハ多ク維持困難ニ出テタルモノトス

1912年前半の6ヵ月に17校の設置認可の一方で、一般私立学校159校、宗教学校110校、合計26
9校の私立学校が廃止された。このうち、一般私立学校では27校、宗教学校は1校のみが「普通学
校」へ「組織変更」されたことがわかった。この中で、1911年の全羅北道のような私立普通学校
への、また公立普通学校への組織変更の内訳はわからない。

また、1914年時点の史料では「私立普通学校は（中略）最近成績良好なるものは漸次公立普通
学校に変更せられたるを以て、現在著しく減少」したが、今後は「私立各種学校中基礎鞏固なる
もの」が「普通学校に変更するの傾向あり」と記している⁴¹⁾。

1910年代初期の公立普通学校では学校維持へ用いる支出を削減するために学級整理が問題と
なっていた。以下に示すように、校舎の“仮使用”が多い関係で、一学級当たりの収容人数が少
なく支出がかさむ問題であった。これも「新設」の公立普通学校の多くに私立普通学校・私立学
校からの転換を多く含んでいた状況が影響していよう。

差当り大に注意を要するは学級の整理なり現今公立普通学校の総学級数は一千二百二十

二学級にして之を適当に整理すれば少からず減少し得べき余地あるか如し尤も今日の普通学校校舎は府郡に於ける郷校客舎其の他の官有建物又は当該学校の前身たりし私立学校校舎等に当面応急の修繕を施し仮に使用しつつあるもの多きを占め適當の教室に乏しく従て収容し得べき人員頗る限られ平素教授上尠からず不便を感じると共に比較的学級を多くするの已を得ざるものあり⁴²⁾

史料によれば、学校校舎のうち、府郡の郷校、客舎、その他の官有建物、前身であった私立学校校舎等が「当面応急の修繕を施し仮に使用しつつある」状態であるものが多かった。1915年1月の「各道学務主任打合会」では、「聴取事項」の第十項目に「公立学校校舎ノ現況及今後増築改築ヲ要スヘキモノ竝ニ之カ処置ニ関スル計画如何」が存在するが⁴³⁾、おそらく、この状況に対処するためと思われる。応急修繕をした校舎は何れ建て直さなければならないが、差し当たりの教育普及の基盤造りに「府郡の郷校、客舎、その他の官有建物」と並んで「当該学校の前身たりし私立学校校舎等」も重要な役割を担わされていたのである。なお、1915年9月号の『朝鮮彙報』「第四章教育」でも公立普通学校校舎に関する言及があるが、私立学校からの転換が一段落ついたため⁴⁴⁾、「公立普通学校の校舎は創立当初新に建築したるもの尠らずと雖、近時に於ては郷校若くは客舎を修繕して之に充つるもの多く、一には経費を省き二には公有建物をして公共の用途に使用せしめんことを期せり。」と記述されたのみで、旧私立学校校舎に関する言及はない⁴⁵⁾。

日本の明治初期の小学校設置形態（1875年）で、7割以上が民家・寺院を校舎として利用していた（このうち元寺子屋であった可能性も多いであろう）ことを考えれば⁴⁶⁾、植民地統治初期の朝鮮では民族教育機関である私立学校の施設・組織を利用しながら公立初等教育機関の拡大を図ったと特徴づけることができる。

ところで、1911年度の公立普通学校設置に関し、「希望スルモノ意外ニ多ク」という状況、また1912年度の「組織変更」に際して、「設立者ハ凡テ変更ヲ快諾シ授受頗ル円満ニ行ハレ」ていたことが記されているが⁴⁷⁾、文字通り受けとって良いのだろうか。統監府時代からの財政基盤破壊政策により多くの私立学校が“財政維持困難”状況にあった。このため、経営者たちは、既に日帝権力によりつくられていた経営困難な環境下で、やむを得ず「組織ヲ変更」した可能性がある。経営維持は難しいが廃校させるよりは、と組織変更に応じたとすれば、「快諾」は表面上のものであったかもしれない。あるいは「設立者」故に、形を変えても学校の存続を望んだとも考えられる。この文末にある「直接其ノ局ニ当リシ府郡官憲折衝ノ苦心ヲ多トセサルヲ得ス」⁴⁸⁾の意味する実際の動き、すなわち公立化への「府郡官憲」の「折衝」が大きかったのではないか。

そこで、第二章では、植民地権力が私立学校に対してどのような形で弾圧・監視・利用を行なおうとしていたのかを京畿道の例を中心に検討し、あわせて日帝権力の弾圧下にあっても存続していた私立学校への日本語使用機会拡大に関する諸方法を明らかにする。

第一章 註

- 1) 1906年8月27日 勅令第44号、旧韓国『官報』第3546号、1906年8月31日号。
- 2) 『韓国教育ノ現状』学部、1910年7月、15頁（『韓』第7巻第9・10号、1978年10月、85頁）。1910年6月大臣会議席上で学部次官俵孫一が演述した講演筆記。
- 3) 同上、14頁（『韓』第7巻第9・10号、84頁）。
- 4), 5) 『韓国教育ノ既往及現在』学部、1909年12月、33頁（前掲『韓』第7巻第9・10号、183頁）。1909年4月27日から5日間開かれた新任の漢城府及各道教育主務主事を招集した会議で俵学部次官が訓示

したもの。

6) 本章註2)に同じ。

7) 本章註4)に同じ。

8) 旧韓国『官報』第3549号, 1906年9月4日号。井上訳。法令名はなし。

9) 『皇城新聞』には「学部で今年度内に私立学校を認許させた数が六十三處」という記事が存在するが(「私校蔚興」『皇城新聞』第2363号, 1906年12月19日付・井上訳), これが私立普通学校なのか私立学校令(1908年)以前の私立学校のことなのかは不明である。また『皇城新聞』1906年11月6日付では, 「学部で私立普通学校令を八条で規定し已頒布したが…」(「学令無神」『皇城新聞』第2326号・井上訳)という記事もあるが, 管見の限り, 旧韓国『官報』の「適用」欄でそれらしきものは, 学部令第23号「普通学校令施行規則」(1906年8月27日, 旧韓国『官報』第3549号, 1906年9月4日号)第2条にある8項目しか見当らず, 詳細は不明である。

10) 「普通学校令頒布以来私立普通学校トシテ設立認可ヲ与ヘタルモノハ未ダ三十三校ニ過キズ但シ右ノ内二十四校ハ補助指定普通学校トシテ学部補助ノ下ニ経営スルニ至リシヲ以テ純然タル私立普通学校ハ僅ニ九校」(『韓国教育』韓国学部, 1909年9月, 23頁〔『韓』第7巻第9・10号, 47頁〕)。

11) 『第三次施政年報』1909(明治42)年, 朝鮮総督府, 1911年3月, 230頁(旧韓末日帝侵略史料叢書Ⅲ政治篇3『韓国施政年報二・三次(1908年~1909年)』韓国文献研究所編, ソウル, 亜細亜文化社, 1984年)。

12) 1908年8月28日, 学部令第14号(旧韓国『官報』1908年9月1日号付録)。私立学校令の公布は, 1908年8月26日。

13) 韓国学部による「私立学校補助費」は, 少なくとも1899~1904年, 次の額が支給されている。1899年度2,740元, 1900年度7,180元, 1901年度7,960元, 1902年度5,970元, 1903年度5,430元, 1904年度4,898元(金英宇「韓末의私立學校에關한研究<Ⅰ>」『教育研究』1, 公州師範大学教育研究所, 1984年12月, 59頁)。

14) 稲葉継雄「旧韓国官公立普通学校の日本人教員——教員人事を中心として」『筑波大学地域研究』11, 1993年3月, 9~12頁。

15) 12)に同じ。なお, 左の各号とは「一 普通学校令に依り設立したもの又は普通学校の教科課程に準拠するもの, 二 相当な教員及設備が有るもの, 三 設立後二個年を経たもの, 四 成績佳良なもの」である。何れも井上訳。

16) 前掲稲葉論文, 10頁の記述による。なお, 史料引用は, 前掲『韓国教育』1909年9月, 24頁(『韓』第7巻第9・10号, 48頁)で, 「新設」は稲葉論文9頁の標題によった。

但し, 稲葉氏が「(私立学校) 規程」が「事実上空文に終わる」という評価した部分には疑問がある。『第二次韓国施政年報』の第十五章教育・第四節私立学校の(二)に「私立学校補助規程」の項目があり, 「該規程ニ依リ金員補助ヲ受クル私立学校ハ四十一年(1908年・井上註)末現在數十八校ニシテ此ノ補助金年額六千九百円ナリトス」とあって(『第二次韓国施政年報』1908(明治41)年, 統監府, 1910年4月, 161頁〔前掲『韓国施政年報二・三次(1908年~1909年)』〕), 本章註13)に類似の補助費が出されている。また, 1909年の「教育補助費校種別」でも, 補助指定普通学校31校に3万円のほか, 私立各種学校33校に4,460円が支出され(前掲『第三次施政年報』1909〔明治42〕年, 251頁), その他, 1910年3月「学部より補助金を支払っている漢城内私立学校は合わせて二十處だが, 本年度は上は二百円から下は一百円ずつ支払うことに決定した」(「私校補助額」『大韓毎日申報』第1339号, 1910年3月18日付・井上訳)等の記事も見られ, この私立学校補助は継続されている。1909年4月末に行なわれた漢城府及各道

教育主務事の会合で佻学部次官が訓示したものをまとめた『韓国教育ノ既往及現在』（学部，1909年12月）第五章私立学校・第八節私立学校ノ補助（補助規程）では，当時における補助状況を「規程ハ堂々タルモノナルモ国庫ニ於テ支出スヘキ財力ニ乏シク今回私立普通学校ニ補助スヘキモノ其大部分ヲ占メ其他ニハ僅ニ五千四百円ノ予算額アルノミニシテ而カモ其六七分ハ京城内ノ私立学校ニ投シ地方ノ私立学校ニ対シテ給与スヘキ金額ハ僅ニ千数百円」であること，「此奨励補助金ハ補助スヘキ私立普通学校ノ調査ニ関シ各觀察使ニ照会シ回答ヲ得タルモノ、内補助ノ詮議ニ漏レタルモノニ対シ給与スヘキ方針」であること（前掲『韓国教育ノ既往及現在』59頁，『韓』第7巻第9・10号，211頁）を記録している。

17) 前掲『韓国教育』，25頁（『韓』第7巻第9・10号，49頁）。なお，1908年10月4日付『皇城新聞』では，学部が「五十箇所を選択」し「指定して補助する」と報道されていた（「私立五十校ノ設立指定」『皇城新聞』第2894号・井上訳）。これによれば，計画は早い段階から存在した。しかし，実際に補助の対象となった学校は絞られている。経過については本章註18）も参照のこと。

18) 学部が「昨日」（4月26日か）各道觀察使に訓令を発した内容は以下の通り。

「一 従来普通学校として存在しなかった学校は其の組織を変更し普通学校令施行規則第二条に依って認可手続を行なわせる事

二 補助学校に対しては本部より教師一人本国教員一人を任命し右両人の俸給を本部から補給し其の他の学校諸経費は本部から補給しない事

三 補助学校で日人教師を雇聘していた場合には其の学校の経費として引続き勤務させることが無妨かどうかを定めて報告し，且つ勤務させた学校の事情を具し該人の履歴書を添付する事

四 本年二月付学二発一〇号訓令と同時に本部次官が貴道書記官に通牒した追書に対しては審査した後更に決定する事」（『学部訓令』『皇城新聞』第3057号，1909年4月27日付・井上訳）

この訓令の前半部には，①学部が1909年2月に補助対象とすべき学校に関する調査報告をするよう訓令したこと，②学部はこれを審査し補助学校を既に指令したこと，③この訓令が上記4項目中，「第一第二に対して学校代表者の諾否を電報で迅速に報告せよ」としたものであったことがわかる。なお，1909年2月の訓令についての詳細は不明。

また，この学校選定にあたって「学部では各道に既設する私立学校中設備の若干完全な者三十校を選定し普通学校に改め，韓日教師各一名ずつを置いた後，其の俸給を補助する」として，1909年5月には「設定地」27箇所を掲げていた（「普通校選置区域」『皇城新聞』第3067号，1909年5月8日付）。27箇所の設定地は次の通り。京畿道：楊州，南陽，廣州。忠清北道：沃川，永同。忠清南道：稷山。全羅北道：金堤，咸悅。全羅南道：珍島，潭陽，長興。慶尚北道：安東，廷日，金山。慶尚南道：河東，巨濟，釜山鎮。平安北道：龍岩浦，博川，鎭山。咸鏡南道：高原，定平。江原道：鉄原。咸鏡北道：明川。黄海道：瑞興，載寧，砂利院。但し，本論文ではこれら総てを「私立学校」であったとは見做さなかった。本章註21）の理由による。

19) 『第四次朝鮮總督府統計年報』1909（明治42）年度，朝鮮總督府，1911年3月，224頁（第86表備考）。

20) 『朝鮮總督府統計年報』1910（明治43）年度，朝鮮總督府，1912年12月，630頁（第405表備考）。

21) 前掲『韓国教育』25頁には1909年6月に日本人教員を送った31校の一覧が掲載されており，その中に「乙種公立普通学校」を示す「乙公」が8校（京畿道：南陽・楊州，全羅南道：珍島・潭陽，江原道：鉄原，平安北道：郭山，咸鏡南道：定平・高原）に付されている。

22) 前掲『韓国教育』，23頁（『韓』第7巻第9・10号，47頁）。

23) 前掲『韓国教育ノ既往及現在』，51頁（『韓』第7巻第9・10号，203頁）。

24) 同上，52頁（『韓』，204頁）。

- 25) 同上, 53頁(『韓』, 205頁)。
- 26) 『朝鮮総督府施政年報』1911(明治44)年, 朝鮮総督府, 1913年3月, 366頁。
- 27) 「公立普通学校教員及生徒月末調」及び「私立普通学校教員及生徒月末調」の備考欄(『朝鮮総督府官報』第363号, 1911年11月11日号)。
- 28) 「全羅北道教育概況」『朝鮮総督府月報』第1巻第3号, 1911年8月?, 143頁。
- 29) 1911年8月23日 勅令第229号, 『朝鮮総督府官報』第304号, 1911年9月1日号。
- 30) 前掲渡部学論文, 38頁。なお, 「公立学校訓導はすべて官吏」で「文官任用令第7条による特別任用の普通文官」であった(同前, 39頁, 註5))。経営形態を除いては, この教員資格の面で公立普通学校と私立普通学校は全く異なった。
- 31) 清水慶秀「朝鮮に於ける日本の植民地教育(Ⅲ)——国語教育政策を中心として」『広島女学院大学論集』第9集, 1959年11月, 清水慶秀「朝鮮に於ける日本の植民地教育(Ⅳ)——改正朝鮮教育令(大正11年)施行までを中心として」『広島女学院大学論集』第10集, 1960年12月, 吳天錫著/渡部学・阿部洋訳『韓国近代教育史』高麗書林, 1979年10月(原本は, 『韓国新教育史』現代教育叢書出版社, ソウル, 1964年5月)第二編Ⅲ「教育制度の改編」, 小沢有作『民族教育論』明治図書, 1967年, 73頁ほか。
- 32) 1911年10月20日 朝鮮総督府令第110号, 普通学校規則『朝鮮総督府官報』号外, 1911年10月20日号。第2章: 第6~21条。
- 33) 1911年10月20日 朝鮮総督府令第114号, 私立学校規則『朝鮮総督府官報』号外, 1911年10月20日号。第6条。
- 34) 1911年10月28日 制令第12号, 『朝鮮総督府官報』号外, 1911年10月28日号。
- 35) 鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究——治安法下の皇民化教育』北海道大学図書刊行会, 1989年8月, 102頁。
- 36) 「新設公立普通学校状況」『朝鮮総督府月報』第2巻第1号, 1912年1月20日, 25頁。
- 37) 同上, 26頁。
- 38) 「新設公立普通学校ノ状況」『朝鮮総督府月報』第2巻第10号, 1912年10月20日発行, 115~120頁。
- 39) 「新設」公立普通学校の状況が一覧表で確認できるのは1912年度分のみであり, しかも10月以前のものである。1912年11月に設立された忠清南道石城・定山・結城・徳山・全義の公立普通学校5校(1912年度11月以降設立校のすべて)は含まれていない。
- 40) 前掲「新設公立普通学校ノ状況」『朝鮮総督府月報』第2巻第10号, 120~121頁。
- 41) 「普通学校状況(1914〔大正3〕年5月末現在調)(五)現状」『朝鮮彙報』1915年9月号, 74頁。
- 42) 総督府属中石吉丸「公立普通学校の維持方法に就て」『朝鮮総督府月報』第3巻第12号, 1913年12月, 29頁。
- 43) 雑録「各道学務主任打合会状況」『朝鮮彙報』1915年3月号, 178頁。
- 44), 45) 「第四章教育」『朝鮮彙報』1915年9月号, 73頁。なお, この史料は公立普通学校383校の時点であるから, (第1表)で考えると1915年3月から5月の間のデータを用いたものである。
- 46) 『日本近代教育百年史』第3巻, 学校教育(1), 国立教育研究所, 1974年, 1,088頁。表18「小学校の校舎種別校数」1875年度。この表によれば, 合計20,692箇所のうち, 寺院が8,257箇所(39.90%), 民家が6,794箇所(32.83%), 新築は3,699箇所(17.88%)等であった(元出典は, 海後宗臣『明治初年の教育』171頁)。
- 47), 48) 前掲「新設公立普通学校ノ状況」『朝鮮総督府月報』第2巻第10号, 121頁。

第二章 私立学校・書堂に対する諸政策

第一節 私立学校規則（1911年11月施行）以前の京畿道における巡回教授

法令上、1911年11月施行の朝鮮教育令（第一次）以前は、併合以前の大韓帝国時代の法令、私立学校令（1908年9月施行）が適用されていた。

私立学校に対する教育政策は、1908年10月施行の私立学校令、1911年11月施行の私立学校規則、1915年4月施行の私立学校規則改正が大きなものであり、従来、この時期を対象とした先行研究は主としてこれら法令の問題性を中心に論じ¹⁾、併合前後の私立学校に対する植民地統治権力の対応状況を説明したものはほとんどなかった。併合以前の私立学校財政基盤への攻撃に関しては、別稿に譲り、ここでは併合後の政策に関する事実を取り上げ、その意味を検討する。

ここで言う巡回教授とは、私立学校・書堂（漢文教育を行なう私塾）を対象に専門の教員を派遣し、その教授方法を含めた教育内容・教科内容を指導者にとって「改善」するために、実施した教育方法である。この巡回教授は京畿道から始まった²⁾。京畿道における巡回教授は、1911年8月末までを第一期、9月1日からを第二期事業とし、第一期の巡回教授は「私立学校及書房の調査視察」を中心に、第二期はこの視察調査に基づき、半年の予算を得た上で行なったものであった³⁾。時期的に第一期の「調査視察」は、植民地支配者となった朝鮮総督府が私立学校・書堂の実態を掌握する過程とも重なっており、調査視察を通し京畿道が得ようとした情報から私立学校・書堂に対する関心や利用の可能性を知ることができるだろう。以下、朝鮮教育令施行前後の京畿道を中心とした教育政策の一端を、当時唯一の朝鮮語新聞『毎日申報』の記事を中心に跡づけてみたい⁴⁾。

1911年3月、京畿道で各公立普通学校の教監に各私立学校と書堂等私塾の情况及教授方法を視察させ、不完全な場合には改正施行する計画が報道された⁵⁾。巡回教授対象選定のための視察調査の始まりと解せられる。続いて、京畿道庁内務部長中大路正雄は管下府尹郡守宛に通牒を出し、「郡内公立普通学校教監をして付近所在の私立学校及書堂を視察させる目的で出張を命じた」と報道された⁶⁾。

「視察事項」は、1)設備及経費、2)教育内容、3)職員及生徒、4)学校設立認可の条件を励行しているかどうか、5)地方生業・生活の程度、6)地方人民が設立した私立学校の影響、7)民心の傾向（特に併合後）、8)書堂教授の状況、維持の方法、書堂及私立学校間の関係、9)基督教又はその他の宗教上の関係、10)学校所在地での日本人及朝鮮人の境遇、11)教育上其他必要と認める事、12)各項を総合した感想、の12項目であった。

これに関し、以下の「注意件」8項目が付いている。①「視察の目的に鑑みて懇切誠実に私立学校当事者間に相議し教授管理其他表簿の管理等に至っては指示助言し監督的態度を取って其の真相を看取し、言動に依って反感を招くことが無いようにする事」。②禁止又は不認可の図書を使用しているかどうか、配付した教科書一覧について取調べる事。③唱歌、歌詞は教師ならびに生徒の感情を害さない範囲で生徒の筆記帳、手帳等を調査し、独立を鼓吹したりその他不穏な歌詞を取調べる事。④生徒の作文成績を調査し、独立又は国権挽回等の文字に留意する。⑤罰金的制裁を学徒及び父兄に課したり、或いは設立認可条件を守らなかったり、或いは許可を待たず寄付金を募集する等の事は、法令上又は教育上不適当な事項を見聞した場合に在っても、利害関係を説明し禁圧的態度を取らず、頑迷不悟な場合には地方当局者に報告する事。⑥視察事項は記述する。⑦教育法規及び私立学校の設立認可請願書式と教科用図書一覧表等を携帯することは勿論

であり、又学校では設立認可書類を保存する事。未認可の学校に対しては設立請願の注意を与える事。⑧寄付金募集に関する規程は1909年2月閣令第2号による事。

報道では、公立普通学校の日本人教監が視察を行なう意味について「実地に就いては懇切に指導し且つ教務上協議を行わせれば改良上に有効」であること、また「一面では地方の状況を知得する」こと、「同時に公立普通学校に在っては連絡上、慚なからざる便宜を感じるに至るであろう」と説いている。また、名目は「視察」であるため、違反学校（書堂）取締りの方法を①の如く表面上高圧的態度を取らないように注意を与えているが、以上の視察事項は、私立学校・書堂に関する基本事項の把握の外、教科内容、地域における役割やネットワーク、近隣在住日本人の状況までも含む幅広いものであること、注意事項も、②③④のように、これら教育機関が強制「併合」した植民地権力に対する独立・抵抗の拠点となっていないかどうかを把握する項目を含むものであったことから、これが植民地権力の諸法令を徹底して守らせるための政策であったことは想像に難くない。

興味深いのは、同日別の記事で、「京畿道管内公立普通学校の教監等が私立学校及び書堂を視察することは別項の如くであるが、京城第一第二憲兵隊では該視察員を護衛する為、上等兵各一名ずつを随員として派送する」と報道されたことだ⁷⁾。これは、まさしく武装による威嚇である。憲兵で「護衛」をしなければならない事態を想定できるほど、この「視察」が私立学校の内部に至るまでの把握を目的とした重大事であり、実施に相当な反発が予想できたことを意味している。

4月、京畿道では、道長官が府尹郡守會議に諮問した結果、「京畿道私学校規則」が議決された⁸⁾。内容は、「本年度管内に私立普通学校十八個處を設置する案件」であり、提示されている条項には、「私立学校を公立普通学校へ変更する事」を筆頭として、学徒の定数（240名）、校地校舎平面図、予算、維持方法、設立者履歴、設立者規定（関係者・郡守も設立者に含む）、学級編成及教員数・通訳の確保、開校報告及教員採用報告、教員資格、近隣教育機関整理、将来の教室確保、郷校財産の使用、学校所属財産明示と寄付金募集申請に関するものの14項目がある。「私立校規則」であるが、実質は“私立普通学校”設置のための法令であった。

特に、第11項目の近隣教育機関整理に関する条項には、「新設私立普通学校より二里（朝鮮里であるかどうかは不明・井上）以内に在る私立学校は宗教学校の外には総て此を併合し二里以外の各面からは模範学徒を此に入学させる事」と規定し、植民地権力の主導する教育機関を中心に教育機関を再編成する意図が明確に読み取れる。そして第13項目で「郷校財産の収入はまさに避けられない若干の費用を郷校に支出する外には、総て此を新設する普通学校に補用させ、速やかに四十四年（1911年・井上）度の予算を定め道長官の認可を受けて措置すること（四十三年度決算報告も亦同じ）」と明記し、1910年に規程を発して郷校の管理者でも財産の自由処分をさせないようにしてきた郷校財産を最大限これらの新設費用に充てるというわけであった。なお、第14項目の学校所属財産に関する項目中、「若し地方民の負担を若干篤志者の好意寄付に求めず一般公衆の寄付を希望する場合には、速やかに寄付募集申請の手続きを施行する事（憲兵警察官と協議することを要す）」との記載もあり、憲兵警察から何らかの便宜を図られた可能性もある⁹⁾。

さらに、京畿道では4月下旬、管下各郡守に「私立学校として成績が良好で、公立普通学校に変更する程度のものを該道庁に申請承認せよ」という通牒を出した¹⁰⁾。ただし、この通牒に対する郡守の反応は、「某々三郡守以外には皆修報しない」という状況で、「郡守が教育奨励上、注意をしないということなら慨惜な事だ」と批判も加えられている¹¹⁾。京畿道の指示に対して郡守が必ずしも協力的ではなかったようにも読み取れる。

5月上旬、京畿道では私立普通学校17ヶ所の予定のうち¹²⁾、果川・交河・龍仁・積城の4郡が総督府へ請願承認したこと、近々に日本人教員を聘置することを報じた¹³⁾。

同じく5月上旬、京畿道が「専ら一般私立学校及書齋等」に対し、巡回教授を行なう計画を報道した¹⁴⁾。恩賜金利子中、教育費に投じたものの大部分は普通学校新設に応用するので、予算はこの「残額五千円を利用」して、「既設普通学校十余箇所に対して内地人朝鮮人教師各一人を新為増聘」し「府郡内に巡回教授を開始する」という¹⁵⁾。

6月8日付の「松垣長官巡視談」では、10郡の公立普通学校の「校長は勿論であるが二三の日本教師を雇聘し教育に従事するだけではなく余暇を利用して郡内の書房、教塾其の他私立学校を巡回し指導啓発中」と報じられている¹⁶⁾。

巡回教授開始に際し、8月25日夕刻、京畿道庁で巡回教員と各普通学校教監が「教授方法を協議」するために会同したが¹⁷⁾、この時、京畿道長官松垣直右が15項目の注意事項を含む訓諭を行なった¹⁸⁾。その内容は多岐にわたり、勤務に関する事項2件¹⁹⁾、法令規定職員以外の漸次廃止関係2件²⁰⁾のほか、以下に示す11項目で、このうち第15項目には「書房（書堂・井上註）指導の方針」6点を含む。

私立学校・書堂に対する巡回教授の教科目および教科用図書は全て普通学校による。但し、教科用図書は総督府と京畿道から若干配与する（第8項目）。教授細目・教案等は「普通学校に準じ最初は簡単な形式に依って指導」し（第4項目）、教授した学校には時間を置かず視察指導すること（第6項目）、教授の際は近隣の学校にも参観研究させ、常時連絡を取り指導すること（第5項目）。単独あるいは連合の部面（行政区分の一つ、部はほぼ区に該当する・井上註）で学校職員会を恒常化させ、各校の連絡統一を図ること（第7項目）。これは、おそらく巡回教授で「指導」した複数の教育機関を行政側で把握するためであったろう。また、巡回教授者は、地方指導の責任がある教監（普通学校の日本人教員）と連絡をとる（第3項目）よう命じられたが、ある程度の地域を移動する特殊性から、地域を視察し、総督府・京畿道の目的を伝達・「指導」する役割を十分に踏まえたものであったと推察できる。特に、第13項目では、巡回教授者は私立学校の維持方法に対しても「適当な助言と援助」を与えること、第14項目では「時々地方に宿泊し有志者と会談して学校改善の動機を促進する」役割が述べられた。

ここでいう植民地支配者にとっての「学校改善」とは何であろうか。植民地教育の推進基盤たりうる内容を持ち、維持経営ができる状態に少しでも近付けることを意味しているのではない。独立運動、反日・抗日運動の拠点ではなく、総督府として推進する教育に「利用」可能な教育機関に変えることを意味していたようである²¹⁾。なお、第15項目に掲げられた「書房指導の方針」は第四節で取り上げる。他道の状況はわからないが、少なくとも京畿道は巡回教授を通して私立学校・書堂へ対する積極的なかわりを行なおうとしていたことは間違いない。

新任教監講習会に引続き²²⁾、8月27日から29日までは京畿道教監会議が行なわれた。この会議で道が諮問した18項目を『毎日申報』が報じているが²³⁾、このうち以下の件が巡回教授、および巡回の対象とされる私立学校等にかかわる問題であった。

- 一、巡回教授を行なっている府郡の明治四十三年（1910年・井上註）度分臨時恩賜金利子は総て此を私立学校に補助すること。其の補助に関する最も有効な方法如何
- 三、既設私立学校中成績が最も優れた者若干に対して地方費をもって若干補助したい。其の最も優れると認める者の成績如何既設私立学校中成績が良好でないが他の既設学校及地理の関係等に依って維持させることを要する最も痛切なる者が有るか否か

四、巡回教授開始後に施設した状況及今後の執務方針如何

十一、国語普及に関する施設の状況如何

十六、私立学校の修業年限学科目国語時数及各学科の教科書に対する措置の状況及成績如何

十八、認可を受けないで学校事業を営む者及認可学校で学校事業を停止した者の状況如何²⁴⁾

特に第一、第三項目を見ると、植民地行政の都合上、「利用」するに足る私立学校が明確である。対象の一つは、巡回教授を行なって日本語教育を中心とする普通学校に準じた教育内容を「指導」した学校であり、またもう一つは「成績優秀」であったり、拠点として重要な場所に位置する私立学校であった。

この方針のもと、巡回教授は9月6日より、任命された日本人教員2名を中心に三、四日ずつ、一回または二回ずつ、管内80余の私立学校と150余の書堂を巡回教授することになった²⁵⁾。2名という制限と三、四日を一、二度という勤務条件を維持して、なおかつ巡回教授の効率を求めるとすれば必然のことだが、9月12日付で差し当たりの対象を人口が比較的集中している「京城及仁川二府と水原、開城、江華、安城、南陽、坡州、驪州、楊州等」にあり、「成績が良好」で「有望な私立学校及私塾」に限定したことがわかる²⁶⁾。翌日の報道によれば、巡回教師の教授は一週間から十日であった²⁷⁾。

巡回教授については、この後しばらく報道が見当らず、11月の朝鮮教育令施行後、半年経った翌1912年5月の時点で、①日本語及修身科授業の均一化、②教授方法指導の結果が良好であったこと、③水原、楊州を除き「己むを得ざる事故に依り…巡回教授を廃止」したこと、しかし、④継続実施を決議し、「各府尹郡守に通牒し私立学校及書堂所在の位置と教師の氏名を精査」することを求めた事実がわかる²⁸⁾。良好だったというその結果について、また、多くの郡で巡回教授を廃止した時期とその理由は明確ではない。京城府では1912年9月、この巡回教授を「継続実行」することにしたのだった²⁹⁾。

巡回教員が日本語教育を巡回の対象である私立学校・書堂に対し扶植させる働きを担ったことは、植民地教育の普及員たる教師という性格上、当然のことであろう。しかし、この京畿道における一連の巡回教授関係報道からは、さらに巡回教授を準備し推進するための視察・調査、拠点選定方針等のかかわりがわかった。これらの政策から私立学校・書堂の弾圧・「利用」の意図が浮き彫りにされてくるところに重要な意味がある。第一章第三節で見たような教育内容・組織の変更を行なわせ、公立普通学校に転換できれば植民地教育推進の拠点となる。巡回教授の場合、私立学校・書堂における教育内容「改善」をし、日本語教育等の推進を主目的としたが、対象教育機関の選定にあたって視察調査をするだけでも、反日・抗日運動の弾圧と地方の動向の掌握になった。京畿道については総督府が公立普通学校を拠点とし、巡回教師を介した地域の私立学校・書堂の指導-被指導関係をまずは作り上げようとしたのではなかったかと思われる。

第二節 私立学校規則下の私立学校「利用」・統制政策

一、私立学校規則の弾圧的性格

私立学校規則は1911年11月、朝鮮教育令とともに施行された³⁰⁾。

孫仁鉄は、制定に至るまでの私立学校に対する政策意図を、①1911年4月29日の学務局長関屋貞三郎に宛てた穂積八束書簡、②1911年7月1日に各道長官会議席上で朝鮮総督寺内正毅が行なった訓示、③1911年8月7日から行なわれた新任普通学校教監講習会における関屋学務局長の

訓示を用いて、総督府の私立学校規則の必要性を次の三つだとした³¹⁾。

- 1) 国民教育は国家の事務であるため、私人に委任することは変則である。
- 2) そのため、私立学校教育を国法によって行政的に治めねばならない。
- 3) キリスト教の教理とその教育方法が日本の国是とは合わない³²⁾。

このような趣旨を背景に制定した私立学校規則は、鈴木敬夫によれば次の特色を持つ。

①私立学校令(1908年)で学部大臣であった認可権を朝鮮総督府とし、学部大臣が認可したものに對してもこの規則を適用する。②私立学校令で設立認可事項を変更するとき、単なる記載・報告事項であった設立者・学校長には認可が必要となった。③別規定であった教科用図書検定規程の趣旨を規定化し、さらに「学部大臣」の検定・認可した図書ではなく、「朝鮮総督」の検定・認可とすることで使用教科書の制限をした。④第12条を新設し、設立者が非適格者(第11条に規定)である場合は認可の取消、学校長・教員が非適格者である場合は解雇を命ずることができるとした³³⁾。

特にこの非適格者のうち第11条1号「禁獄又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者」は、「保安法」第7条(1907年、法律第2号)で「禁獄」が、「犯罪即決例」第1条3号(1910年、制令第10号)で「禁錮」が規定され、「警察署長や憲兵隊員が手軽に『即決』できる刑罰であったことからすれば、私立学校の教員をこの刑に処し解雇させることは、総督にとって容易にできたことであろう」と分析している³⁴⁾。第14条の「閉鎖」命令権自体も私立学校令では学部大臣に存在していたが、私立学校規則では朝鮮総督に移った。第11条1号解釈に従えば「多数の法律を縦横に駆使することによって、朝鮮総督は、私立学校を容易に『閉鎖』することができ」³⁵⁾る権力をいつでも行使できる状態になったと言える。

キリスト教主義学校との関係では、「併合」前から問題としていた「宗教・教育分離主義の基本政策」を私立学校規則に規定せず、私立学校発布時の論告で総督が「国民ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ立タシムル」ことを表明したにとどまった³⁶⁾。

私立学校規則に関する制定意図と主要規定は以上でとどめ、次にこの規定を京畿道がどのように実務に移したかを現在残されている新聞報道から確認していきたい。

『毎日申報』1911年12月20日付によれば、京畿道庁は府尹・郡守宛に私立学校規則実施の件に関する通牒を出した³⁷⁾。報道された7項目は次の通り。

①既に設置認可を受けた私立学校で授業を為さざる時には遅滞なく廃止報告書を提出すること、②設置認可を受けた私立学校の事業を經營することが有る時は遅滞なく設置認可申請を提出させること、③私立学校設置申請を進達する時には其の年収入約三百円が有り、且つ濫設の嫌いが無く、設立者の適当たるを要する。若し、収入が少なく維持が極めて難しく、又は濫設の嫌いが有って設立者が適当でないと認定する時は懇切説諭し、申請停止させること、④前項に依って申請停止させる時には、更に懇篤諭示し、所在憲兵及警察官と協力して学校事業を經營することに不便な事が無いよう注意すること、⑤既に設立認可を受けた私立学校でも、予定の収入が無く維持が困難な時には懇篤諭示し、適当な学校と合併させること、⑥私立学校認可申請書又は私立学校の設立者校長の認可申請書と教員の採用報告書を進達する時は、府尹及郡守が私立学校規則第11条各号該当の有無と設立者、校長、教員等の適切なるか否かを調査し其の意見を添付すること、⑦私立学校で所持する図書中に総督府の出版禁止及不認可と総督府指定の字句訂正を為さざる旧教科書があるか否か、不良唱歌、不良課題を施用しているか否かについて、憲(兵?：以下、17字分不明・井上註)此等事項が有ると認めた時には懇篤諭示し即時此を改正させること。

設置認可に関する①②③のうち、①は6カ月以内に開校しない場合、あるいは6カ月以上授業を行わない場合に認可の効力を失う私立学校規則第5条に係るもの、②の「事業経営」は分校・支校設立の場合も認可を要するとしたものと解される。⑦の教科用図書は第9条・10条関連の規定であった。また、③により、財政的・位置的・資格的条件(第2条の認可項目)に着目し、重点的に審査していたことがわかる。特に財政では⑤、資格では⑥の具体的指示が重ねられている。注意したいのは、不適当な設置申請を停止させる際(④)に道庁が所在地の憲兵・警察官との協力を促しており、私立学校が所持する図書調査の際(⑦)にも同様のことがありそうなことである。また、⑤のように財政困難が明白になった私立学校には「合併」を「懇篤諭示」する等、積極的な私立学校取締り、私立学校整理の方針が現われている。

続いて、上記の通牒でも問題とされていた1)私立学校の設置、2)既存私立学校に対する指導と取締、3)学校廃止時の財産等の処分について、通牒類に表れた諸問題から、私立学校に対する京畿道、ひいては朝鮮総督府の姿勢を明らかにしてみよう。

二、私立学校の設置

1912年2月13日付で、内務部長官宇佐美勝夫から各道長官(親展)宛で「私立学校設置ニ関スル件」の通牒が出ている³⁸⁾。

これは、設立認可請願書を受理したときに調査する1)学校設置ノ要否、2)維持ノ方法、3)職員の各項目を示したものであった。「学校設置ノ要否」では、①当該学校設置郡内の既設公私立学校の数、近接する学校名と距離、②実際に授業を行なっているかどうか。またその開校年月、生徒数、③設置計画又は設備進行の程度、「維持ノ方法」については、①基本財産の収入確実性、殊に地方公共の財産を基本財産とする場合他に異議があるかどうか、②寄付金が許可される見込の有無および一般公課に及ぼす影響、③授業料は地方の民度上事実徴収し得るか、④設立者の資力並学校の維持上出資の負担に堪え得る限度、以上を調査項目とした。さらに「職員」では、「設立者、学校長及教員カ私立学校規則第十一条ニ規定セル事項ニ該当スル者ニアラサルヤ否ヤ且ツ適任ナルヤ否ヤ」、「宗教ニ関スル者ニ在リテハ其ノ教派」を調査対象とした。また、日本人教員は「道ニ於テ選任若ハ承認シタル者」を採用させるようにし、その人物に関する事項を副申するよう命じている。

この調査項目には、設立しようとしている私立学校の職員・設備・維持形態が確実であるかどうかという私立学校自体の問題の外に、近接学校との距離・公共的財産の使用等、学校の周辺状況等の外的な問題が入っており、これらが重要な設置認可の判断材料となっていたと考えられる。翌1913年1月23日、内務部長官宇佐美から各道長官宛で「私立学校ノ設置其ノ他手続ニ関スル件」が出されたが³⁹⁾、提示された「私立学校ノ設置其ノ他手続履行上ニ関シ注意ヲ要スル事項」7項目は、①「設置ニ関スル件」、②「設立者、校長、教員ノ変更」、③「内地人教員」、④私立学校から提出された文書の取扱、⑤「私立学校ノ願届書」、⑥開校を遅滞なく報告すること、⑦提出文書に宗派を明記することであって、全体として大きな変化はなく、①でも設置認可請願書の処理に関して、上で紹介した通牒を再確認したのみであった⁴⁰⁾。

設置認可に関するこれらの通牒に示された方針は、1920年代前半期発行で1930年代前半まで加除を受けた各道例規集に幾つか掲載されていることから⁴¹⁾、比較的長く効力を持ったと考えられる。

なお、京畿道が私立学校設立のための財産を300円は必要だとしていたことは本節一で既に述

べたが、私立普通学校の設置に関しては、1912年8月31日に総督府内務部長官宇佐美が各道長官宛に出した「私立普通学校設置ニ関シ通牒ノ件」で、「私立タルカ為メニ著シク経費ヲ減シ得」という考えを誤りとし、2学級組織として「經常費ノ最低限」を年間1,200円と見積もっていた⁴²⁾。

三、既存私立学校に対する指導と取締

この件については、既に本章第一節で京畿道の巡回教授に伴い、「視察調査」の名目で、時に憲兵・警察官を随行させながら多項目の調査による実態把握と内容改善を指導していたことを明らかにした。従って、ここでは断片的であるが、上記以外の通牒に現われた実務上の関心事を若干紹介するにとどめたい。

1912年12月、咸鏡南道内務部長が各府尹・郡守宛に出した「私立学校及書堂ニ関スル件」には次の通り、地方教育行政の私立学校・書堂政策に対する積極的な姿勢とその行き過ぎの例が現われる。

近來府郡ニ於テ私立学校又ハ書堂ニ対シ訓令又ハ訓示ヲ発セラレ教育上ニ関シ特殊ノ施設ヲ命セラルル向有之候處往往法ノ精神ニ悖リ又ハ道行政ノ方針ニ違フコトモ有之様被認候尤モ右様ノ場合ニハ報告ニ接スルニ從ヒ之ヲ取消サンメ又ハ再考センムル等其ノ都度注意ヲ与ヘ居候ヘ共右ハ概ネ事後ニ属シ之カ取消又ハ再考等ニ於テ事務上徒ニ煩雜ノ手数ヲ増スノミナラス府郡当局者ノ威信ニモ關係スル所尠カラサルヘク遺憾ノ次第ニ付自今教育上特殊ノ事項ヲ府郡内ニ実施セラレムトスル場合ハ一応其ノ計画ヲ具シ当庁ノ指揮ヲ受ケ施行セラルル等施設上違算ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也⁴³⁾。

府郡が私立学校・書堂に対して命じた「特殊ノ施設」は、1912年11月の「書堂取扱方ノ件」によれば、「咸鏡南道咸興郡ニ於テハ郡内書堂ノ廃合ヲ訓令シタリシガ道ノ注意ニ依リ見合セタリ」という事例であった⁴⁴⁾。この訓令は「之カ併合ノ強制シテ私立学校ノ設立及財産ノ整理ヲ期セム」としたものであったようである⁴⁵⁾。この「書堂取扱方ノ件」は、学務局長関屋らが9月16日から10月22日まで、江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の学事を視察した際に問題とした幾つかの点の一つであった。咸鏡南道の「私立学校及書堂ニ関スル件」は、時期的にもこの「書堂取扱方ノ件」を受けての対応であったといつてよい。咸鏡南道では各府尹・郡守に対し、取消や再考は煩瑣なばかりではなく、府郡行政と道行政の不一致を暴露することになり、道の「威信」問題にかかわるから、以後は道庁の指揮を受けよと命じた。しかし、道、ひいては総督府の方針に反する事例は、書堂を対象にしての問題だけでいっても、「書堂ノ内容ヲ改メテ新式的教授ヲ試ミムトスル計画」等、他二道でも起っており、視察をしていないその他の道でも類似の状況が考えられる。表面上、府郡の行き過ぎを注意する通牒であったが、裏を返せば府郡レベルで問題とされたような実務執行は可能だったことも意味する。日本語普及のための教育内容改変や反日的な私立学校・書堂の実態把握と取締り、既設教育機関に対する組織変更のための政策、学校新設時の周辺学校の整理等は、法令をもって権力的に行なうのか、個別に視学や巡回教員、あるいは地方官吏が説得的に行なうのか等の程度の差はあれ京畿道で指示されていたものと大きく異なるものではなかった。

1914年2月5日、慶尚南道内務部長が各府尹・郡守宛に出した「私立学校調査要項ノ件」で、「貴官並部下職員学事視察ノ為私立学校ヘ出張ノ際」に視察すべき事項を掲げた⁴⁶⁾。「私立学校調査要項」は18項目あり⁴⁷⁾、このうち重要な5項目について「私立学校視察上ノ注意」が以下のよ

うにある。

第二、私立学校視察上ノ注意

- 一、私立学校視察ノ際関係者ニ接スルニハ懇篤親切ヲ旨トシ誤解ヲ生シ又ハ悪戯ヲ抱カシムルカ如キ言動ヲ慎ムヘキコト
- 二、調査要項第二、三、五、十、十一、ニ付テハ其ノ調査上左ノ注意ヲ要ス
 - 二、実際使用セル教科書又ハ参考書ノ調査ハ教授ノ實際ニ臨ミ又ハ教案日誌等ノ記録ヲ閲シ場合ニ依リテハ生徒携帯文具ヲ調査スルコト
 - 三、学校内ニ不正教科書所蔵ノ有無ハ学校備品台帳、書籍台帳、等ノ調査ニ止メス所蔵ノ書庫等ニ就キ実地之レヲ精査スヘキコト
 - 五、三大祝日ニ儀式挙行ノ有無及其ノ状況ハ学校関係者ノ供述ヲ聴キ又日誌記録等ヲ調査シ且生徒ニ就キ之ヲ確ムルコト
 - 十、君カ代ノ唱歌ヲ課セリヤノ取調前同断
 - 十一、日曜日ニ於ケル学校生徒状況取調前同断

ここでは「誤解ヲ生シ又ハ悪戯ヲ抱カシムルカ如キ言動ヲ慎ムヘキ」としながらも、教科書・参考書調査では、場合によっては生徒の所持品まで調査すること、書庫・授業の実際に臨む等、問答、書類だけの調査で済まない方法を指示している。「併合」後、約3年半を経過した時点で、第5、10項目のような「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基」づく教育・儀式を私立学校にまで実施できる状況を既に作りつつあったといえる。

既存私立学校に対する取締りが格段に進むのは、1915年のことであった。

朝鮮総督府は、1915年3月24日、私立学校規則を改正して、私立学校における教科課程を初等教育機関であれば普通学校に準ずると規定した（第6条ノ2）。普通学校規則以外の教科課程を禁止したために、宗教教育を私立学校で正課として課することができなくなった。あわせて、朝鮮総督府は次のように教員に日本語能力および相当程度の資格を強要した。そして、改正規定に基づいた設置認可を求めた。

第十条ノ二 普通教育・実業教育又ハ専門教育ヲ為ス私立学校ノ教員ハ国語ニ通達シ且当該学校ノ程度ニ応スル学力ヲ有スル者タルヘシ

但シ初等ノ普通教育ヲ為ス私立学校ノ教員ハ別ニ定ムル試験ニ合格シタル者、教員免許状ヲ有スル者又ハ朝鮮総督ノ指定シタル学校ヲ卒業シタル者ニ限ル

専ラ外国語、朝鮮語及漢文又ハ特種ノ技術ヲ教授スル者ニ限り前項ノ規定ヲ適用セス⁴⁸⁾

但し、既に設立認可を得ていた私立学校の場合、設置に関しては10年、教員資格に関しては5年の猶予を与えたが、この猶予は「修身、国語、歴史、地理、体操以外ノ教授ヲ為ス教員ニ対シテハ大正九年（1920年・井上註）三月三十一日迄第十条ノ二ノ規定ニ依ラサルコトヲ得」るものであったから⁴⁹⁾、日本語を含むこれら5教科の教員は猶予の対象ではなかった。すなわち、日本語等5教科の教員は即刻「国語ニ通達」することを強制されたのだった。

四、学校廃止時の財産等の処分

1912年12月の調査によれば、私立学校の「年中廃止校数」は1910年231校、1911年461校、1912年351校であり、「廃校ノ原因ハ多ク維持困難ニ出テタルモノ」であった⁵⁰⁾。（第6表）によれば、1912年度の上半期に廃止された私立学校269校のうち、「普通学校」に組織変更をした28校を除く241校は文字通りの廃止であったが、総督府はその組織や財産にまでも着目し、これらを利用し

ようとした。

廃校した私立学校組織・財産の処分に関する通牒は、1912年1月16日、平安南道内務部長が管下府尹・郡守に宛てて出した、以下の「廃止私立学校財産処分方ノ件」を出発点としている⁵¹⁾。

私立学校廃止ノ場合ニ於テ学校ノ校舍又ハ其他ノ財産ヲ学校設立者及其職員ノ意志ニ依リ宗教ノ会堂、講習所等ニ譲渡セル向有之候處元来私立学校ノ多クハ地方一般有志ノ寄付ニ依リ設立セルモノナルヲ以テ其財産ヲ学校設立者及其他職員ニ於テ檀(?)ニ之ヲ処分スルハ甚タ不穩当ノ儀ニ有之候条自今寄付ニ依リ設立セル私立学校廃止ノ場合ニ於テ残余ノ財産アル時ハ当該面長ヲシテ之ヲ保管セシメ将来学校設立其他面ニ於ケル公共事業ニ充用スル様致シ度依命此段及通牒候也

追テ私立学校廃止報告書進達ノ場合ニハ廃校ノ理會及生徒ノ措置方ノ外其学校当初設立ノ性質並残余財産ノ処分ヲモ副申相成度此段申添候也

私立学校校舍等の財産を「宗教ノ会堂、講習所等ニ譲渡セル」傾向があるため、「残余ノ財産」がある場合は、面長が「保管」し、学校設立や面の公共事業に充てるよう指示したものであった。この件は、3月26日付で平安南道長官松永武吉が総督寺内正毅へ報告していたが、総督府内務部(学務局)では、これを面長保管とせず、「寧ロ可成速ニ之ヲ付近ノ公立普通学校基本財産ニ充テシムル様」平安南道長官に指示し、他道にもこの趣旨を通牒した⁵²⁾。これにより、廃止された私立学校の財産も公立普通学校の基本財産に組み込まれ、利用されることになった。「併合」以前からの財政基盤破壊政策を考慮すれば、植民地権力が私立学校を財政困難に陥れ、廃止させたその私立学校の財産をも公立普通学校の財源として利用するという方針が確定したことを意味する。

総督府内務部長官からのこの指示に対応した動きと見られるものが一つ存在する。「廃止私立学校財産処分方ノ件」の発信源であった平安南道の内務部長が1912年12月に各府尹・郡守宛に指示した「私立学校並書堂財産調査ニ関スル件」である。

現今私立学校並書堂所属財産中ニハ其ノ地方ノ公共的財産ヨリ転属セルモノ尠カラス候ニ付曩ニ私立学校廃止ノ場合ニハ其ノ遺産中公共的ノモノハ公立普通学校財産ニ編入スヘキ旨及通牒置候處其ノ廃校ニ至ラサル間ニ於テ是等ノ財産ヲ売却譲与等ヲ為スモノ往往有之趣右ハ甚穩当ナラサル所為ト被認候条明年三月迄ノ間ニ於テ貴管内各私立学校(宗教学校ヲ含ム)並書堂ノ財産ヲ詳細調査シテ元公共的財産ヨリ転属セルモノハ郷校財産原簿様式ニ準拠シ土地ト現金トニ別チ各学校、書堂別ニ財産台帳(台帳ニハ備考欄ヲ設ケ其ノ財産ノ由来ヲ詳記スルヲ要ス)三通ヲ作製シ一通ハ貴庁ニ保管シ一通ハ当該学校及書堂ニ交付シ一通ハ同年四月十五日迄ニ本道へ提出相成度而シテ爾後該財産ハ絶対ニ消費スルコトヲ許サス唯其ノ財産ヨリ生スル収入ニ限り当該学校又ハ書堂ノ存続スル間其ノ経費ニ充用ヲ差許シ候事ニ御取計相成度尚不斷該財産保存ニ関シ充分御監督相成候様致度依命及通牒候也

追テ該財産調査ニ関シテハ充分当事者ヲ説得シ誤解又ハ疑懼ノ念ヲ抱カシメサル様呉モ御注意相成度為念申添候⁵³⁾

この通牒によれば、廃止の前に財産を「売却譲与等」することで、公立普通学校基本財産に組み込まれるのを免れるという「抜け穴」を見事に突いた「甚穩当ナラサル所為」が行なわれていた。そこで、私立学校・書堂の財産を調査して確定し、元来公共的財産に由来するものは、そこから生ずる収入を除き絶対に消費させない方針をとった。少なくとも私立学校関係者の間では、行政側(総督府側)の一方的な財産編入に反発し、支配者の自由にさせないための対策をとって

いたのであった。総督府が一方的措置を行なう前に、その措置から逃れる方法を生み出し、総督府はまた次の策を突き付けるといった動きが見てとれる。他の諸政策についても、私立学校当事者等は総督府の意図をそのまま通さない対応を行っていた可能性があるだろう。

私立普通学校廃止時の財産処分について補足したい。

私立普通学校廃止の理由は、その大部分が公立普通学校への転換であった。1913年4月1日に蔚陵島公立普通学校に転換した私立蔚陵島普通学校（慶尚南道蔚陵島）の場合、「私立普通学校廃止認可申請書」の「児童ノ処分方法」に「在籍児童全部ヲ公立普通学校ニ転学セシム」と記載された⁵⁴⁾。ここでいう児童の「転学」は単なる手続上の問題に過ぎない。

一方、少数ながら単なる廃止を迎えざるを得ない私立普通学校も存在した。1913年5月30日付で廃止となった全羅南道長城郡私立長東普通学校の場合は次の通り⁵⁵⁾。

まず、廃止の理由には「従来寄付行為ヲ以テ維持相成候ヒ来タル處現今ニ至リテハ寄付金募集相成難シ依テ維持スル事能ハサル為不得已…廃止」する旨が記され、寄付金を中心とする維持は私立普通学校でさえも難しい状況が読み取れる。

「生徒ノ処分」は、1名を光州農業学校へ、3名を長城公立普通学校へ進学、転学させたが、残り80名は「本校ノ近地書堂九個所へ散学セシムル」外はなかった。しかし、「財産ノ処分」に関しては、校舎（教場）と器具の一部を長城公立普通学校へ、敷地・寄宿舍等を所在地面役所へ寄付し、公立普通学校・面の財産へ編入したのであった。

第三節 私立学校・書堂への教科書配付

大韓帝国から植民地時代の朝鮮における日本語教科書の内容分析については、李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本——朝鮮における初等教科書の推移〔1895-1979〕』が詳しい。私立学校に対する教科書普及政策については研究の対象とされていないが、次の一文が示唆的である。

もちろん総督府は、私立初等教育機関に対して総督府編纂教科書の使用を強力に行政指導したが、当時各地民間で各種の在来教科書が出版されているところを見ると、百パーセントの徹底をみてはいなかったことが知られる⁵⁶⁾。

この引用中の、総督府が「私立初等教育機関に対して総督府編纂教科書の使用を強力に行政指導した」ことは、当時朝鮮総督府が管轄した公立普通学校が少ない中では重要な政策である。その「強力」な「行政指導」の一端は本章第一節で明らかにしたので、本節では、朝鮮総督府の私立学校・書堂に対する日本語普及・強制政策の一側面を、教科書配付状況から概観する。史料は『朝鮮総督府統計年報』中の「教科用図書頒布状況」表および「教科用図書及教員参考書頒布高」表を用いた。

『朝鮮総督府統計年報』中の「教科用図書頒布状況」表から、当該年度および前年度における各教科書の発売冊数と給与冊数を確認できるが、1912年度版（1914年3月発行）以降、「給与冊数」の項目は「支給冊数」と改称され、新たに「交付冊数」の項目が設けられた。1911年度の数値は当該（1911）年度版（1913年11月発行）および1912年度版の前年度欄の数値と比べられるので照合すると、「給与冊数」が「支給冊数」と同一であった。1912年度版の備考欄によれば、「支給」は「公立普通学校へ給与シタルモノ」であり、「交付」は「私立学校其ノ他へ配付シタルモノ」である。これらから次のことがわかる。

まず、1911年度版以前の統計に「交付」の項目はなかったが、“1912年版の前年度”欄に各教科書ごとの交付冊数が明記された。つまり、総督府は「私立学校其ノ他」への教科書配付は報告をしなかっただけで、実際には1911年度以前から行なっており、その数値を把握していた。また、1912年度以降「交付冊数」欄を統計年報に掲載したことは、少なくとも総督府がこの“「私立学校其ノ他」に対する教科書の配付”を報告すべき重要な事項として認識したことを意味する。

では、『朝鮮総督府統計年報』各年度版「教科用図書頒布状況」から、どのような教科書がどの程度交付されたのかを確認してみよう。ここでは、初等教育機関（普通学校程度）の教科書類のみに限定し（第7表）を作成した。

特徴をまとめれば次のようになる。まず、その年度に最も多く配付したことを示す二重下線の集中度を見ると、①この期間に総督府が交付した教科書類中、最も多いものは『国語読本』であり、量的にも圧倒的である⁵⁷⁾。次に、先に1912年度から朝鮮総督府が“「私立学校其ノ他」に対する教科書の配付”を意識化したと記したが、②この1912年度の「交付」数はこの期間中最大で、しかも1912年度に続く翌1913年度の三倍以上にも達している。更に言えば、③『国語読本』を中心とした1912年度の教科書「交付」冊数が1911年度に比し平均10倍以上にも達している。これらの事実は、朝鮮総督府の教科書「交付」政策の意識化が、まさに「私立学校其ノ他」に対する“『国語読本』を中心とした”教科書の配付の意識化であったことを意味する。

ただし、②③については次の統計数値の問題があり、疑問符を付けておかねばならない。1912年度の「交付」冊数は、後に1914（大正3）年度版で「1,074,255」から「112,238」と大幅に書き替えられたからである。しかし、『統計年報』には書き替えられた合計冊数しか掲載されていないため、その詳細は不明で判断のしようがない。

そこで、発売・支給冊数もあわせた推移を示し、それらの全体に対する比率を確認するため（第8表）を作成した。

表によれば、確かに1912年度の「交付」冊数は突出しており、全体に占める百分率も目立って高い。しかし、少なくとも内訳が記されているのは1912年度の「その二」、すなわち（第7表）に示した数値のみで、今のところこの内訳の相違を具体的に示す史料を持ち合わせていない。従って、1912年度の「交付」冊数「112,238」および「頒布」冊数合計「801,900」という数値を正しいとする理由もない。このほか、（第8表）から顕著なことは、1913年度（あるいは1912年度）から教科書全頒布数に占める「私立学校其ノ他」へ交付された冊数の比率が全体の20～30%と高くなることで、この間、私立学校や書堂、あるいは「国語講習会」への日本語教科書普及が積極的に行なわれていたと判断できる。しかし、「私立学校其ノ他」がどのような教育機関を指し、どのような内訳で教科書交付が行なわれたかを今のところ明らかにする史料を持ち合わせていないので、配付実態の分析は後日の課題とするほかはない。

第7表 教科用図書頒布状況：普通学校レベルの「私立学校其ノ他」教育機関に対する「交付」冊数

教科書名	1911年度a	1912年度b	b/a		1913年度	1914年度	1915年度	1916年度	1917年度	1918年度	1919年度	1920年度	1921年度
修身書	8,378	45,691	5.5	普通学校修身書（生徒用）	96,686	47,671	48,071	2,153	2,134	10,460	3,609	5,360	4,607
				同（生徒用諺文訳）		2,401	1,468	1,596	17	392	30	110	761
				同（教師用）	20,746	28,604	985	3,082	2,794	1,239	1,041	2,348	1,963
				普通学校修身掛図（一、二学年用）		1,404	145	3,281	50	30	31	96	245
				修身関係計	117,432	80,080	50,669	10,112	4,995	12,121	4,711	7,914	7,576
国語読本	20,761	323,546	15.6	同 国語読本	167,429	86,867	98,464	5,825	4,891	23,568	22,257	11,531	9,668
国語補充教材	1,815	24,058	13.3	同 国語補充教材	141	1,309	—	—	—	—	—	—	—
				同 朝鮮語及漢文読本		50	2,132	1,172	6,893	7,776	1,909	5,469	6,197
朝鮮語読本	17,656	151,763	8.6	同 朝鮮語読本	3,656	1,111	635	918	168	—	—	—	—
漢文読本	6,563	69,098	10.5	同 漢文読本	1,956	2,409	631	8,042	83	—	—	—	—
習字帖	9,528	109,066	11.4	同 習字帖	7,567	11,155	2,232	9,095	2,009	8,189	2,067	3,991	4,890
算術書	1,428	46,680	32.7	算術関係計*1	765	1,037	1,886	7,258	4,234	2,429	6,719*2	8,500	5,644
理科書	4,764	34,115	7.2	同 理科書	8,554（生徒用）	523	602	930	—	534	546	2,044	30,730
				同（教師用）			70	918	1,222	497	461	1,146	907
				同 農業書	202（生徒用）	4,958	1,290	563	1,173	1,095	318	1,703	1,307
				同（生徒用朝鮮訳文）		100	824	80	15	196	108	42	580
唱歌集	2,537	46,663	18.4	唱歌関係計*3	156	2,710	1,716	28,509*4	638	463	428	14,182*5	4,766
図画臨本	5,928	75,638	12.8	図画関係計*6	332	414	960	465	468	803	901	2,174	40,810*7
学校体操教授書	2,302	887	0.4	学校体操教授書	6	3	—	—	2,005	224	251	597	577
				その他初等教育科書関係計*8								392	5,417
普通学校関係教科書類計	81,660	927,205	11.4		308,196	192,726	162,111	73,887	28,794	57,895	40,676	59,685	119,069
国語読本 / t %	25.4	34.9			54.3	45.1	60.7	7.9	17.0	40.7	54.7	19.3	8.1

『朝鮮總督府統計年報』1912年度版「教科用図書頒布状況」および1913～1921年度版「教科用図書及教員参考書頒布高」の関係部分より作成。

「交付」の定義について、各統計表備考欄には「私立学校其ノ他へ配付シタルモノ」（1912, 1918～19）, 「私立諸学校其ノ他へ配付シタルモノ」（1913～15）, 「私立学校等＝無償配付シタルモノ」（1916～17）とあるが、すべて同一のものとして扱った。なお、1920～21年度版には備考欄がない。

1913年度以降に、新教科書編纂・発行が行われた。統計項目増大はこれによると思われる。

また、各年度中「交付」冊数の多いものから順に二つへ二重下線, 下線を附した。

- *1 普通学校算術書（生徒用）, 同 算術書（教師用）, 同 珠算書（生徒用） *2 普通学校算術書（生徒用）が5,429冊。
- *3 唱歌集, 新編唱歌集, 同 羅馬字, 普通学校唱歌書 *4 新編唱歌集の28,495冊を含む。
- *5 普通学校唱歌書の14,182冊。
- *6 普通学校図画臨本, 普通学校図画帖（生徒用）, 普通学校図画帖（教師用）, 普通学校図画帖編纂趣意書
- *7 普通学校図画帖（生徒用）が19,188冊, 普通学校図画帖（教師用）が18,565冊等。
- *8 1920年度から普通学校の修業年限が4→6年に延長されたため、「日本歴史」「日本地理」が加わった。詳細は以下のとおり。

尋常小学日本歴史補充教材（児童用） 1920年度 140, 1921年度 1,302 / 尋常小学日本歴史補充教材教授参考書 1920年度 146, 1921年度 1,012 /

尋常小学日本地理補充教材（児童用） 1920年度 30, 1921年度 837 / 尋常小学日本地理補充教材教授参考書 1920年度 36, 1921年度 722 /

尋常小学修身書巻五, 六教授参考書 1920年度 40, 1921年度（巻五） 681, 1921年度（巻六） 863

第8表 教科用図書及教員参考書頒布高

	発 売 a	支 給 b	交 付 c	合 計 t	a/t%	b/t%	c/t%
1911年度	356,681	235,804	82,197	674,682	52.9	35.0	12.0
1912年度	400,919	288,743	112,238?	801,900	50.0	36.0	14.0
その二	400,919	288,743	1,074,255?	1,763,917	22.7	16.4	60.9
1913年度	438,217	301,152	318,055	1,057,424	41.4	28.5	30.1
1914年度	378,783	253,418	224,801	857,002	44.2	29.6	26.2
1915年度	496,314	217,869	168,586	882,769	56.2	24.7	19.1
1916年度	629,796	98,543	89,115	817,454	77.0	12.1	10.9
1917年度	759,839	85,902	39,679	885,420	85.8	9.7	4.5
1918年度	812,160	111,460	99,782	1,023,402	79.4	10.9	9.8
1919年度	651,602	61,158	63,297	776,057	84.0	7.9	8.2
1920年度	1,083,353	138,510	102,624	1,324,487	81.8	10.5	7.7
1921年度	2,533,763	38,767	136,508	2,709,038	93.5	1.4	5.0

出典：『朝鮮総督府統計年報』1912～1921年度版、「教科用図書頒布状況」（1912）、「教科用図書及教員参考書頒布高」（1913～1921）をもとに作成。

※「支給」「交付」の定義

「支給」は「公立普通学校へ給与シタルモノ」

「交付」の定義は各統計年報の備考欄にあるが、この間3種類変化する。「私立学校其ノ他へ配付シタルモノ」（1912、1918～19年版）、「私立諸学校其ノ他＝配付シタルモノ」（1913～15年版）、「私立学校等＝無償配付シタルモノ」（1916～17年版）であった。

教科書の取締りは、前節三で既に見たように、実際の教授現場、書庫の確認まで行なった。この教科書の取締りは書堂まで及んでいた。例えば、書堂で李朝時代から長く用いられていた『童蒙先習』には民間流布異本が多く、この転進相を日本の植民地教育行政の取締りとの関係で捉えた渡部学論文がある⁵⁸⁾。渡部は、訓令「書堂規則ニ関スル件」（1918年2月、朝鮮総督府訓令第9号）で許可した書籍リスト17種に『童蒙先習』はなかったの、「適当ト認ムヘキモノ」ではなかったと判断したが⁵⁹⁾、既に1913年8月10日付『毎日申報』で「童蒙先習の押収」の記事が見られ⁶⁰⁾、不適格の認定は1910年代初期に遡れる。この『童蒙先習』の押収の機会に乗じて書店が教科書販売に努力したことを報ずる次の記事も存在する。

海州（黄海道・井上註）南門内大昌書館は全郡教育界の一機関として恒常文明開発の責任を自負していたところ、今番童蒙先習という本を押収する機会を利用して郡内各私塾に館員を派遣し新教科書普及に努力するという⁶¹⁾

1913年に入ると教科書配付の記事は、1913年7月の京畿道開城郡庁で108の「各私塾に国語読本二三巻修身書一二巻ずつ分与中」であること⁶²⁾、また「昨年までは各学校に無償配付したが、本年よりは自弁すべき者又は私立学校生徒は自費購入させ、私立学校も大部分は総督府で制定した全教科書に依っている状況であり、総印刷数が百万部に達した」という報道が見られる⁶³⁾。この記事から、1912年度までは「無償配付した」こと、「私立学校も大部分は総督府で制定した全教科書」を用いていた状況がわかる。これも、本章第一・二節でみた私立学校に対する諸政策による普及拡大の結果であろう。

もう一つ、教科書の普及に関し、1912年12月に平安南道内務部長が各府尹・郡守宛に出した「国語講習会並書堂国語教科書ニ関スル件」がある⁶⁴⁾。日本語普及における憲兵・警察のかかわりの一端、日本語教科書請求の諸手続が示されているので、通牒本文をすべて掲載したい。

右ニ関シ別紙写ノ通道長官ヨリ本道警察部長ヘ通牒相成候ニ付今後ハ自然貴管内憲兵又ハ警察官憲ヨリ国語教科書請求候場合モ可有之候ニ付其ノ都度左記事項ヲ具シ本道ヘ御申立相成度尚国語講習会用教科書ハ憲兵又ハ警察官憲ノ関係有無ニ拘ラス或部数ヲ限り総督府ヨリ交付セラルル筈ニ付同様貴官ヨリ御申立相成候様致度依命及通牒候也

記

- 一 国語講習会ノ位置、名称、充用建物及講習期間
- 一 教授者氏名及講習者員数
- 一 国語読本所要巻名及冊数
- 一 講習料徴収ノ有無、徴収ストセハ一人ノ月額及徴収講習料ノ支途若徴収セサルトセハ薪、炭、油等ハ如何ニシテ支弁シツツアリヤ等経費ニ関スル事項詳細記載ヲ要ス

(別紙) ※1912年12月平南学916, 警務部長宛道長官通牒

従来国語ノ普及ニ関シ憲兵、警察官憲ニ於テ本務ノ傍多大ノ助力ヲ与ヘラレ其ノ効果頗ル著著ナルハ深ク其ノ労ヲ多トスル所ニ有之候處其ノ教材ノ選択ニ注意スヘキハ勿論ノ儀ニ付教科書ヲ用ウル場合ハ総テ朝鮮総督府出版ノ国語読本ヲ使用候様御取計相成度随テ該教科書供給ヲ要スルトキハ所在府、郡庁ヘ関係憲兵、警察官憲ヨリ直接其ノ所要数申出ラレ候様致度尚将来書堂ノ国語教授ニ関係候様ノ場合ニモ同様取扱ハレ候様致度此段及通牒候也

この通牒の対象としているのは、主に憲兵・警察官憲による「国語講習会」への日本語教科書供給である。書堂は「将来」における日本語教授を想定しての併記になっているところを見ると、平安南道では道として書堂に対する積極的な日本語教育の導入はまだ開始されていなかったか、本格化していなかったようである。

また、講習で用いる日本語教科書はすべて総督府出版のものとするため、府・郡庁でこの教科書申請と交付の事務を担当した。総督府教科書交付を進めながら、あわせて日本語講習状況も把握しようとするものであった。

以上、本節では主として『朝鮮総督府統計年報』にあらわれた「私立学校其ノ他」に「交付」された教科書数を中心に考察を試みた。日本語教科書の比率は1910年代前半、かなり高かった。課題のうち大きなものは、1912年度「交付」合計冊数の大幅な書き替えて、1914年度合計欄でそれが見られる。1915年度から1912年度の数値は前々年度からはずれるため掲載されない。1912年度「その二」のみ「交付」冊数が突出しているので、まず、1912年度に際立った教科書配付政策がなされたのかどうかを検討すべきであろうが、新教科書が1913年度から出始めることを考えれば、前年度の100万部突破は少々無理がある。あるいは、残余の旧教科書を「交付」したのであろうか。それほど莫大な在庫を持っていたとも考えにくい。それとも旧年度末に新年度教科書を大量に交付したということだろうか。単なる誤植の訂正措置なのか、総督府の数値操作なのかは今後の研究に待ちたい。

第四節 1910年代初期における書堂政策

書堂は、漢文教育を主とする朝鮮の伝統的教育機関であった。

日本の大韓帝国における教育支配は、日露戦争の頃から始まっており、最初に学政参与官として韓国政府の学部に入った幣原坦が1905年4月11日に「韓国教育改良案」を提示したときから、

「普通学校ノ修業年限ハ四年ニシテ已ニ書房ニ於テ幾分ノ学習ヲ成シタル子弟ヨリ取り初学年ヨリ必日本語ヲ習ハシム」とし⁶⁵⁾、書堂を普通学校の予備教育として利用する方針であった。

韓国学部としては、1908年8月28日の学部訓令第3号「書堂管理ニ関スル件」で、

- ①「書堂所在地に普通学校ノ設置アル場合（中略）入学年齢ニ達シタル者ハ先ツ普通学校ニ入学セシムルヲ常例」とすること
- ②「書堂中其事情ノ拘碍無キモノニ対シテハ国語（朝鮮語・井上註）ヲ加設スルコトヲ勸奨」すること
- ③漢文教育の教授方法改良
- ④「長時間ノ学習」を「減縮」させること
- ⑤「学童ノ規律及風儀」に関し、「善良ノ習慣ヲ養」わせること
- ⑥「教室及其他ノ設備」は、「採光通風」「清潔整頓」を期すること⁶⁶⁾

を指示し、やはり普通学校との関係で、近隣に普通学校があれば普通学校入学をさせる方針であった。学部としては強硬な態度をとらないことにしていた書堂に対し、例えば平壤觀察使が第二普通学校を設立するために建物を修理し「四百名学生を容れられるようになり城内の各私塾を一併廃止し十歳以上の学生は普通学校で募集教授するようにし」た例や⁶⁷⁾、京畿道豊徳郡の乙種公立普通学校が「各面私塾十七處を廃止して生徒は本校へ応募」させるという報告があった⁶⁸⁾。

「韓国併合」後、書堂に対する公式の見解がわかるのは、総督府が1911年8月18日に出した「書堂ニ関シ注意ノ件」で以下のとおり。

書堂ハ現在未タ旧制ニ泥ミ日用ノ智識ヲ授クルモノ尠シト雖初等普通教育機関ノ施設治カラサル今日ニ於テハ俄カニ之カ廃止ヲ企ツヘキモノニ無之然ルニ地方動モスレハ其ノ廃止ヲ図リ候向モ有之候處如此ハ一面地方ノ子弟ヲシテ就学ノ道ヲ失ハシム他面書堂ノ教師ヲシテ衣食ノ道ニ窮セシメ延テ民心ヲ不安ニ陥ラシムルノ虞アリ余弊決シテ尠ナラスト認メ候条書堂ハ此ヲ指導誘掖シテ漸次内容ノ改善ヲ行ハンメ初等普通教育機関ノ不備ヲ補ヒ候様致度右ハ曩ニ道長官會議ニ於テ総督指示ノ次第モ有之此ノ際特ニ措置ヲ誤ルコトナキ様貴管下各府尹、郡守ニ御指示相成度右及通牒候也⁶⁹⁾

「地方」で書堂の廃止を迫る動きがあるが、まだ初等教育機関が十分に普及していない当時の状況ではむしろ弊害が予想されるので、すぐに廃止をさせるものではないこと。「書堂ハ之ヲ指導誘掖シテ漸次内容ノ改善ヲ行ハンメ初等普通教育機関ノ不備ヲ補フヘキ」との通牒を発していた。この方針は、同年7月の道長官會議で総督寺内正毅が指示したものであることもわかる。

本章第一節で述べた京畿道長官松垣直右の訓示（1911年8月25日）は、この「指導誘掖」の具体的な政策を明示したものとも考えられる⁷⁰⁾。この日、京畿道の巡回教授開始に際し、第15項目に掲げられた「書房指導の方針」は次の六つであった。

- ①国語及算術の初歩を授けるに至らず為め、普通学校卒業程度の人を数個所の書房が共同で雇入れるようにする事
- ②書房教師をして国語及算術を研究させる事
- ③教授法一般を知らせること
- ④教科書の改善に関して指導する事
- ⑤私立学校が皆無な部面の書房はその一二を抜き私立学校程度に発達させることを期図する事
- ⑥清潔に関し大改善すること。⁷¹⁾

漢文を学ぶ在来の教育機関で日本語・算術を教えるよう、日本語教育を十分受けた「普通学校卒業程度の人」を雇用したり、書堂教師の研究・研修、書堂の私立学校化等が「指導」の要点であった。「指導誘掖シテ漸次内容ノ改善ヲ行」うように指示した総督府の意図を京畿道は巡回教授によりこのように具体化しようとした。

1911年9月16日～10月22日、総督府内務部学務局長関屋貞三郎が朝鮮の東部から東海岸に沿って北上する経路で江原道・咸鏡南道・咸鏡北道を学事視察した。この時、三道で見聞した府郡における書堂取扱い上の問題を改めるよう、11月22日①内務部長官宇佐美勝夫名で「書堂取扱方ノ件」を視察した三道とその他の道宛、②政務総監山縣伊三郎名で「書堂取扱方ニ関スル件」を憲兵司令官・警務総長宛に出して、指示を行なった⁷²⁾。

まず、問題のあった三道に対して出した通牒は次の通りであった。

書堂ノ取扱方ニ関シテハ朝鮮教育令施行ノ際特ニ訓令セラレタル所アリ且ツ屢次通牒ヲ発シタルコトアルニ拘ラス府郡当事者ニ於テ未タ其ノ趣旨ヲ了解セス動モスレハ急劇ノ改廃ヲ試ミムトスル事例ノ発生ヲ免カレサルハ特ニ注意ヲ要スヘキ義ト存候現ニ貴道及咸南北両道（咸北ヘハ貴道及江原・咸南、咸南ヘハ貴道及江原・咸北）ヲ視察シタル本府員ノ復命ニ依レハ府郡当事者ニ於テ書堂ノ取扱方ニ関シ全ク其ノ趣旨ヲ了得セサルモノナキニアラサルノミナラス甚タシキハ之カ併合ノ強制シテ私立学校ノ設立及財産ノ整理ヲ期セムトシ或ハ其ノ教科ヲ改正シテ一般普通学科ノ教授ヲ施サムトシ或ハ又書堂ニ年少ノ教師ヲ聘用セムトスル向モ有之候趣如此ハ全ク書堂ニ対スル従来ノ訓令又通牒ノ旨趣ニ反スルモノニシテ延テ書堂ノ廃滅、教員ノ失職トナリ当事者間ノ紛擾ヲ惹起スルノミナラス其ノ年少教師ヲ聘用スルモノ、如キハ半解ノ知識ニ依リテ危険思想ヲ注入スルノ虞ナシトセス教育上ハ勿論一般行政上ニ於テモ策ノ得タルモノト認メ難ク候条此際篤ト管下府尹、郡守ニ対シ書堂取扱ニ関スル従来ノ方針ヲ訓達シ苟モ其ノ弊害ナキ限り急ニ改廃ヲ企ツルコトナキ様御取計相成度此段及通牒候也⁷³⁾

視察の結果、総督府の書堂に対する方針とは異なり、「急劇ノ改廃ヲ試ミムトスル事例ノ発生」があったこと。具体的には、1) 書堂併合の強制による「私立学校ノ設立及財産ノ整理」を行なおうとしていたこと、2) 教科を変え「一般普通学科ノ教授」を行なおうとしていたこと、3) 「年少ノ教師ヲ聘用」しようとしていたことであった。さらに、これら各道で何がなされようとしていたかは、この三道を除く各道長官に宛てられた「第二按」に「事例ノ一二」として、次のように掲げられた。

二、事例ノ一二

1. 江原道淮陽郡ニ於テハ書堂ノ内容ヲ改メテ新式的教授ヲ試ミムトスル計画アリ注意ヲ与ヘ置キタリ
2. 咸鏡南道咸興郡ニ於テハ郡内書堂ノ廃合ヲ訓令シタリシガ道ノ注意ニ依リ見合セタリト云フ
3. 咸鏡北道ニ於テハ巡查、憲兵ニ於テ国語ヲ教授スル向アリ緩急ノ度合ニ付キ注意ヲ与ヘ置キタリ⁷⁴⁾

これら事例の三番目に、巡查・憲兵による日本語教授につき「注意」があるが、総督府（政務総監山縣伊三郎）は、同日「書堂取扱方ニ関スル件」で憲兵司令官・警務総長へ「連絡」の形で以下のように伝えた。

従来国語普及ニ関シ憲兵警察官憲ニ於テ本務ノ傍多大ノ助力ヲ与ヘツ、アルハ深く其ノ勞

ヲ多トスル處ニ有之尚今回江原、咸南北三道ノ視察シタル学務局長ノ報告ニ依ルモ着々其ノ成績ヲ収メツ、アルノ状況ニシテ一般人民ノ指導啓発上最モ欣フヘキ義ニ有之候處書堂ノ教育ニ関スル場合ニ在リテハ特ニ左記事項ニ注意シ地方各憲兵、警察官憲ヲシテ道府郡当事者ト彼此連絡シテ将来益々其ノ効果ヲ十分ナラシムル様御配慮相成度尚今回内務部長官ヲシテ別紙写ノ通道長官ニ通牒セシメ候ニ付是亦御了知相成度此段及通牒候也

一 書堂ノ取扱方ニ関シテハ朝鮮教育令施行ノ際総督訓令ノ旨趣ニ依リ教育ノ現状ニ対シ急劇ノ処置ノ加フルヲ避クルコト

二 書堂ニ対シテ国語ノ教授スル場合ハ簡易実用ヲ旨トシ地理、歴史等ノ教科ハ之ヲ課セサルコト⁷⁵⁾

「従来国語普及ニ関シ憲兵警察官憲ニ於テ本務ノ傍多大ノ助力ヲ与ヘツ、アルハ深ク其ノ勞ヲ多トスル處ニ有之」と明記されているように、憲兵、警察が日本語の普及に「多大ノ助力ヲ与」えていた⁷⁶⁾。また、「書堂ノ教育」に対しては、「急劇ノ処置ノ加フルヲ避クル」総督訓令の方針を繰返し、「簡易実用」の日本語の教授を指示した。「地方各憲兵、警察官憲ヲシテ道府郡当事者ト彼此連絡」すること、つまり、学務当事者との密接な協力関係は当局も期待していた。これは、同件の「第二按」で、各道長官に「憲兵警察官憲トモ彼此連絡シ其ノ措置ヲ誤ルナキ様御取計相成度」と通達していることから判断できる⁷⁷⁾。既に、本章第二節三でも述べたように、咸鏡南道では総督府からの通牒に対応して、管下府郡へ「私立学校並書堂ニ関スル件」で通知、指示したのだった。

書堂利用の実態を示す史料を二つ提示したい。

一つは、1912年度公立普通学校入学者状況の道別表である（第9表）。

特に、中ほどに設けた入学者中の書堂出身者数（c'），右端に設けた入学者における書堂出身者の百分率（c'/c%）である。書堂自体、女子教育があまり進んでいなかったこともあって男女別の比率としたが、男子における書堂出身者が70%を超えていたことが判明する。この状況は、本節冒頭で、「併合」以前の方針を示した際に既に現われていたが、この表によれば、事実上、書堂は公立普通学校の予備教育機関の役割を果たしていたことになる。公立普通学校が四年制で8歳入学としていたことにも関係しよう。

もう一つは、書堂設置等に届出義務を課し、総督府による書堂統制を行なうようにした書堂規則（1918年2月）後の数値であるが、書堂で漢文以外の教科がどの程度教えられていたのかを調査した表がある（第10表）。

これによれば、日本語を課していた書堂が1,598カ所、全体の7.78%であった。漢文以外の教科を教えた2,286カ所中では69.9%を占めていた。各道に差があるが、これは巡回教授を行なった京畿道（道別では日本語を教えた書堂数が最も多い）、総督府から「緩急ノ度合」に関し注意のあった咸鏡北道（道内全書堂中、日本語を教える比率が最も高い）が高いことから、道の推進方針とも関係しているように思われる。

以上、書堂に関して、総督府はまず、道長官会議において総督が提示した「急劇ノ処置ノ加フルヲ避クル」方針をとったが、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の視察結果だけでも、これら3道で強圧的な政策に出たり、あるいはその計画中であった例が存在した。

第9表 1912年度公立普通学校入学状況道別表 (1912年4月末日現在)

道 別	校数	募集員数 a	入学志願者数 b	入 学 者 数 c	入学者書堂出身者 c'	b/a%	c/b%	c/a%	c'/c%
京 畿 道	47	{男 4,522 女 413}	4,154 347	3,004 262	1,800 4	91.86 84.02	72.32 75.50	66.43 63.44	59.92 1.53
忠清北道	18	{男 1,122 女 -}	937 -	833 -	717 -	83.51	88.90	74.24	86.07
忠清南道	24	{男 1,408 女 50}	1,424 87	1,252 60	979 14	101.14 174.00	87.92 68.97	88.92 120.00	78.19 23.33
全羅北道	28	{男 1,964 女 143}	1,602 86	1,516 56	1,167 4	81.57 60.14	94.63 65.12	77.19 39.16	76.98 7.14
全羅南道	29	{男 1,794 女 161}	1,652 170	1,471 157	1,064 -	92.08 105.59	89.04 92.35	82.00 97.52	72.33
慶尚北道	41	{男 1,869 女 121}	1,256 139	1,168 131	845 20	67.20 114.88	92.99 94.24	62.49 108.26	72.35 15.27
慶尚南道	28	{男 1,983 女 133}	1,724 141	1,456 133	1,165 -	86.94 106.02	84.45 94.33	73.42 100.00	80.01
黄 海 道	18	{男 1,118 女 117}	833 105	735 100	500 1	74.51 89.74	88.24 95.24	65.74 85.47	68.03 1.00
平安南道	25	{男 1,754 女 247}	1,553 1,076	1,538 214	1,076 4	88.54 435.63	99.03 19.89	87.69 86.64	69.96 1.87
平安北道	22	{男 930 女 189}	1,136 260	1,041 215	789 28	122.15 137.57	91.64 82.69	111.94 113.76	75.79 13.02
江 原 道	17	{男 1,121 女 60}	814 54	783 53	550 1	72.61 90.00	96.19 98.15	69.85 88.33	70.24 1.89
咸鏡南道	14	{男 982 女 205}	832 119	757 109	495 4	84.73 58.05	90.99 91.60	77.09 53.17	65.39 3.67
咸鏡北道	11	{男 453 女 130}	478 91	376 88	124 1	105.52 70.00	78.66 96.70	83.00 67.69	32.98 1.14
総 計	322	{男21,020 女 1,965}	18,445 2,675	15,930 1,578	11,271 81	87.75 136.13	86.36 58.99	75.78 80.31	70.75 5.13

出典：『朝鮮総督府月報』第2巻第11号，1912年11月，108～109頁。

b / a % ……入学志願者の募集員数に対する百分率

c / b % ……入学者の同志願者数に対する百分率

c / a % ……入学者の募集員数に対する百分率

c' / c % ……入学者における書堂出身者の百分率

第10表 漢文以外他の事項を教授する書堂調 (1918年8月)

	算国 術	算 術	国 語	算修 国	朝 鮮 語	修 身	修 国	修 算	算修 理	其 の 外	総 計 t	国語関係合計 j	j/t%	道内書堂数 T	j/T%
京 畿 道	266	73	19	8	1	0	1	0	1	26	395	295	74.68	2,301	12.82
忠清北道	14	10	6	0	0	0	0	0	4	2	36	24	66.67	670	3.58
忠清南道	52	30	6	3	0	0	0	0	1	5	97	62	63.92	1,243	4.99
全羅北道	79	35	28	4	0	0	0	1	0	3	150	111	74.00	1,162	9.55
全羅南道	56	18	7	11	0	0	0	0	0	6	98	74	75.51	1,467	5.04
慶尚北道	47	14	1	3	4	0	0	0	0	10	79	51	64.56	1,234	4.13
慶尚南道	42	11	5	4	4	0	3	1	0	3	73	54	73.97	1,469	3.68
黄 海 道	105	57	15	5	18	2	5	1	3	26	237	133	56.12	2,868	4.64
平安南道	116	47	51	9	15	5	2	1	4	10	260	182	70.00	1,813	10.04
平安北道	123	36	11	21	5	3	2	2	1	13	217	158	72.81	2,127	7.43
江 原 道	111	14	11	0	14	0	0	0	0	0	150	122	81.33	1,945	6.27
咸鏡南道	179	33	18	28	27	22	4	9	4	24	348	233	66.95	1,795	12.98
咸鏡北道	57	18	9	28	6	5	4	4	1	14	146	99	67.81	454	21.81
計	1,247	396	187	124	94	37	21	19	19	142	2,286	1,598	69.90	20,548	7.78

出典：『朝鮮集報』1919年8月，92頁。

「国」は日本語，「算」は算術，「修」は修身，「理」は理科を示す。

各地方において、このような強行策を促したものは何であったかを想像してみたい。彼らにとって、一方で進めていた公立普通学校への転換とそのための財政基盤確保、また既存の教育機関の利用による日本語その他の「新教育」普及は、中央の思惑と根本的には全く同じものであった。私立学校に対しては京畿道の例で見たように教育内容改変まで行なっていたわけであったから、これを書堂にも適用しようという発想は当然起り得たもので、結局本質的に行き着くところは「新教育」普及＝在来教育破壊でしかなかったのではないか。

第二章 註

- 1) 主なものは第二節一で取り上げる。
- 2) 「講師継続講習」『毎日申報』第2076号, 1912年9月14日付。
- 3) 「巡回教授의指導」『毎日申報』第1772号, 1911年9月13日付。
- 4) 新聞の統制により, 1910年代の朝鮮語新聞は御用紙と変わった『毎日申報』一紙のみが存在する。『毎日申報』はイギリス人ベッセルの創設した『大韓毎日申報』を植民地権力が「併合」に際して乗っ取ったものであり, 新聞の号数のみが『大韓毎日申報』を継承する。御用紙であるため植民地権力の広報的役割もあると考えられ, 総督府や京畿道の政策に関する記事が多く見られる。なお, 『毎日申報』の性格については, その「解題」を参照した(鄭晋錫「解題・日帝36년간 발간된 단 하나의 우리말 신문 毎日申報」[日帝36年間発刊された唯一つのウリマール「我等の言葉・井上註」新聞毎日申報・井上訳]『毎日申報』第1巻, 景仁文化社, ソウル, 1984年9月, i頁)。
- 5) 「各校教授方法視察」『毎日申報』第1611号, 1911年3月5日付。
- 6) 「学校視察注意件」『毎日申報』第1613号, 1911年3月8日付。
- 7) 「学校視察의憲兵随行」『毎日申報』第1613号, 1911年3月8日付。
- 8) 「京畿道私立校規則」『毎日申報』第1641号, 1911年4月13日付。
- 9) 1911年5月4日付「寄付募集規則配付」(第1659号)で, 「京畿道管内に新設する十七普通学校の教員及校監に対し」一部づつ募集規則が配付された旨の報道がある。
- 10) 1910年12月末時点で, 京畿道は2府36郡(『朝鮮総督府統計年報』1910(明治43)年, 朝鮮総督府, 1912年12月, 付録1～3頁)。
- 11) 「私立校의各郡守」『毎日申報』第1654号, 1911年4月28日付。
- 12) 新設普通学校数に関して, 1911年5月12日付「京畿의教育設備」(第1666号)で, 1911年度28箇所の増設計画があり, このうち10校に総督府が9月から特別補助を与え, その他18校が私立普通学校である。
- 13) 「京畿管内普通校」『毎日申報』第1661号, 1911年5月6日付。なお, 交河私立普通学校へは東京より新任の相島平一が赴任した(「交河普通校長赴任」『毎日申報』第1664号, 1911年5月10日付)。
- 14), 15) 「巡回教授의開始」『毎日申報』第1666号, 1911年5月12日付。
- 16) 「検垣長官巡視談 京畿道管内의情况・教育」『毎日申報』第1689号, 1911年6月8日付。
- 17) 「教授方法協議」『毎日申報』第1754号, 1911年8月23日付。この日を含み, 8月7日から26日は新任公立普通学校教監講習会期間中であり, 参加者は朝鮮語(毎日)と数科目を受講した(「教監講習会日割」『毎日申報』第1740号, 1911年8月6日付)。
- 18) 「検垣長官의訓諭」『毎日申報』第1758号, 1911年8月27日付。「再昨日」とある。
- 19) (1) 巡回日割を府尹経由で道長官に申告すること, (2) 執務時間内終了の場合は必ず所属官庁へ出務

- し、時々長官へ口頭報告すること。18)に同じ。
- 20) (9) 時間教員・名誉教員は漸次廃止させること、(10) 法令で認めていない職員は漸次廃止すること。18)に同じ。
- 21) 第11項目では、就学年齢8歳厳守、幼稚科・予備科は廃止すること、第12項目では、複式教授法を活用し、学級編成のために無用の教員を置かない方針をとることが示され、総督府の学校教育制度にあてはまらないものを廃止し、「効率的」な教員配置をするように命じている。
- 22) 本章註17)を参照のこと。
- 23) 「教監会諮問事項」『毎日申報』第1760号、1911年8月30日付。
- 24) 23)に同じ。井上訳。なお、他の項目の概要は次の通り。(2) 簡易実業補習学校補助、(5) 普通学校の実業施設、(6) 農商工科・唱歌加設状況、(7) 学校林設置状況、(8) 貯蓄状況、(9) 社会教化に関する施設、(10) 普通学校維持に関する地方人心の傾向、(12) 普通学校卒業生状況、(13) 普通学校各学年・学科の教授上の日本語使用状況、(14) 普通学校男女共学状況、(15) 併合後普通学校の教授・訓育上の特設事項、(17) 普通学校の学徒募集状況。
- 25) 「京城^ニ巡回教授」『毎日申報』第1768号、1911年9月8日付。なお、このための予算に臨時恩賜金百万円の利子の五分の一の半年額15,000円が充てられた。
- 26) 「京畿道^ニ巡回教授」『毎日申報』第1711号、1911年9月12日付。
- 27) 「巡回教授^ニ指導」『毎日申報』第1772号、1911年9月13日付。
- 28) 「巡回教師配置^ニ成績」『毎日申報』第1969号、1912年5月12日付。「管内私立学校及私塾生徒に対して国語及修身科を均一させ、又は教授方法を指導する為め昨年秋期より巡回教師を配置し熱心施行した結果成績が良好であったが、己むを得ざる事故に依り水原、楊州兩郡を除いた外には巡回教授を廃止したが、今、更に継続実施することに決議した故、各府尹郡守に通牒し私立学校及書堂所在の位置と教師の氏名を精査修報せよとしたという」
- 29) 本章註2)に同じ。
- 30) 1911年10月20日、朝鮮総督府令第114号『朝鮮総督府官報』号外、1911年10月20日号。
- 31) 孫仁鉄『韓國近代教育史——韓末・日帝治下^ニ私學史研究』延世大學校出版部、ソウル、1975年4月再版(初版は1971年6月)、106～107頁。
- 32) 同上、107頁・井上訳。
- 33) 前掲鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究——治安法下の皇民化教育』、57～60頁。
- 34) 同上、59頁。
- 35) 同上、60頁。
- 36) 阿部洋「併合初期における朝鮮総督府とキリスト教主義学校——植民地教育政策の一側面」『教育学研究』第27巻第2号、日本教育学会、1960年6月、35頁。
- 37) 「私立校^ニ関^{スル}通牒」『毎日申報』第1853号、1911年12月20日付・井上訳。
- 38) 1912年2月13日 学第170号、内務部長官通牒、各道長官(親展)宛「私立学校設置^ニ関^{スル}件」『朝鮮総督府文書』学務；1911～1914年例規綴 文書番号6(大韓民国総務處政府記録保存所所蔵・マイクロフィルム)。
- 39) 1913年1月23日 学第151号、内務部長官通牒、各道長官宛「私立学校ノ設置其ノ他手續^ニ関^{スル}件」『朝鮮総督府文書』学務；1911～1914年例規綴 文書番号41。
- 40) 同上、第一項目には「設置認可請願書ハ必ス明治四十五年二月十三日付学第百七十号通牒ニ依リ調査ノ上意見ヲ副申スルコト」とある。

- 41) 「私立学校設置ニ関スル件」と同文、あるいは極似のものは、①平安北道長官宛の同通牒が、平安北道編纂『加除自在平安北道例規集・内務』（帝国地方行政学会発行、1927年5月〔最終追録1932年4月〕）と②咸鏡南道長官宛の同通牒（1912年2月道牒学収263号として咸鏡南道内務部長が管下府尹・郡守宛に更に通牒）が咸鏡南道編纂『加除自在咸鏡南道例規集』全（帝国地方行政学会、1924年10月〔最終追録1931年6月〕）に、③同通牒を受けた咸鏡北道内務部長が管下府尹・郡守宛に出した、1912年2月23日咸北内収第690号「私立学校設置認可申請ニ関スル件」が咸鏡北道編纂『加除自在咸鏡北道例規集・内務』（同前、1925年1月〔最終追録1932年6月〕）に、④③と同様に内務部長が各府尹・郡守宛に出した、1912年2月17日学発93通牒「私立学校認可願書調査ノ件」（前掲『朝鮮総督府文書』文教部・慶尚南道教育委員会；1925～1943年例規）等にある。また「私立学校ノ設置其ノ他手続ニ関スル件」と極似のものに、咸鏡北道内務部長が管下府尹・郡守宛に出した、1913年1月30日内第503号「私立学校ニ関スル件」が前掲『加除自在咸鏡北道例規集・内務』に、平安南道内務部長が管下府尹・郡守宛に出した、1913年1月学第220号「私立学校ノ設置其ノ他手続ニ関スル件」が、平安南道編纂『加除自在平安南道例規集』第一巻内務（帝国地方学会、1925年4月〔最終追録1932年4月〕）等に存在する。
- 42) 1912年8月31日学第239号、各道長官宛内務部長官通牒「私立普通学校設置ニ関シ通牒」（前掲『朝鮮総督府文書』学務；1911～1914年例規綴、文書番号33）。見積内訳は、俸給840円（内地人校長月俸40円、朝鮮人教員二人平均月俸15円）、旅費30円、雑給120円（内地人校長舎宅料月額5円、使丁老人月額5円）、備品費50円（教科書、機械、器具、其他）、消耗品費60円（月額5円）、通信運搬費12円（通信費6円、運搬費6円）、雑費30円（卒業式、学芸会、父兄会、運動会等ノ費用）、修繕費30円（校舎、校具ノ修繕費）、予備費28円の合計1,200円である。
- 43) 1912年12月道牒学発88号、府尹・各郡守宛内務部長通牒「私立学校及書堂ニ関スル件」（咸鏡南道編纂『加除自在咸鏡南道例規集』全、帝国地方行政学会、1924年10月〔最終追録1931年6月30日〕）。
- 44) 1912年11月22日学第733号、各道長官（咸南北、江原ヲ除ク）宛内務部長官通牒「書堂取扱方ノ件・第二按」（前掲『朝鮮総督府文書』学務；1911～1914年例規綴）。
- 45) 1912年11月22日学第733号、咸鏡南北、江原道長官宛内務部長官通牒「書堂取扱方ノ件」（前掲『朝鮮総督府文書』学務；1911～1914年例規綴）。推定の文体にしたのは、この例が宛先のどの道に対応するのかを明記していないためである。
- 46) 1914年2月5日学親第4号、各府尹郡守宛内務部長「私立学校調査要項ノ件」（前掲『朝鮮総督府文書』文教部・慶尚南道教育委員会）。
- 47) 概要は、（1）学校の実権者・教員の人物調査、（2）「実際使用セル教科書又ハ参考書」、（3）不正教科書所蔵の有無、（4）法令その他通牒等周知状況、（5）三大祝日儀式挙行の有無とその状況、（6）日本語教授状況、（7）宗教事項の教授・儀式の実況、（8）学校と教会・外国人との関係と程度、（9）教育勸語奉読等の有無と使用言語、（10）君が代を課すか否か、（11）日曜日の学校生徒状況、（12）「当該学校ニ対スル地方人民信頼ノ状況」、（13）卒業生状況、（14）入学勧誘状況、（15）授業料徴収の有無、（16）外国語を課していないか、（17）職員生徒の平素の行動、（18）規定調査用紙記入。
- 48) 1915年3月24日朝鮮総督府令第24号「私立学校規則中改正」『朝鮮総督府官報』第789号、1915年3月24日号。
- 49) 同上、付則。
- 50) 「朝鮮人教育私立学校調（1912〔大正元〕年12月末現在）」『朝鮮総督府月報』第3巻第2号、1913年2月、79頁。
- 51) 1912年1月16日平南学発第6号、各府尹郡守宛平安南道内務部長通牒「廃止私立学校財産処分方ノ件」

- (前掲『朝鮮総督府文書』学務；1911～1914年例規綴，文書番号20「廃止私立学校財産処分方ノ件」所収)。
- 52) 1912年5月30日学第647号，平安南道長官宛内務部長官通牒「廃止私立学校財産処分方ノ件」(同上)。
 なお，慶尚南道では1912年6月4日に同件を内務部長が各府尹・郡守宛に通牒している(学収第951ノ1号，各府尹郡守宛内務部長通牒「廃止私立学校財産処分方ノ件」〔前掲『朝鮮総督府文書』文教部・慶尚南道教育委員会〕)。
- 53) 1912年12月学第1125号，府尹郡守宛内務部長通牒「私立学校立書堂財産調査ニ関スル件」(前掲『加除自在平安南道例規集』第一巻，内務)。
- 54) 1913年4月2日学第856号「蔚陵島普通学校廃止認可」(前掲『朝鮮総督府文書』学務；私立学校，文書番号4)。
- 55) 1913年7月2日学第1645号「長東普通学校廃止認可」(前掲『朝鮮総督府文書』学務；私立学校，文書番号8)。
- 56) 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本——朝鮮における初等教科書の推移〔1895-1979〕』はるぶ出版，1985年1月，128頁。
- 57) 『国語読本』であれば，1920年の修業年限延長(4年→6年)までは各学年二冊ずつの巻一～八，その後は巻一～十二の構成となるが，何巻がどの程度「交付」されたかの内訳は不明。
- 58) 渡部学「朝鮮在来民間初等教科書『童蒙先習』の転進相——総督治下朝鮮民衆の民族陶冶保衛」『思想』No.575，1972年5月。
- 59) 同上，116頁。
- 60) 「童蒙先習」の押収『毎日申報』第2350号，1913年8月10日付。報道によれば，「今般某所より前記童蒙先習は安寧秩序を妨害すると認定し押収手当の訓令を各所に配達した結果，再昨日各警察署では管内各堂で販売している童蒙先習を一つのこらず押収した」とする。但し，「管下」がどこなのかは不明。
- 61) 「新教科書」の発展『毎日申報』第2389号，1913年9月26日付。
- 62) 「開城通信・国語読本の配付」『毎日申報』第2334号，1913年7月22日付。
- 63) 「現今用」の教科書『毎日申報』第2434号，1913年11月20日付。
- 64) 1912年12月学第916号，府尹・郡守宛内務部長通牒「国語講習会立書堂国語教科書ニ関スル件」(前掲『加除自在平安南道例規集』第一巻内務)。
- 65) 1905年4月11日機密第61号，在韓国外務大臣宛「幣原参与官提出韓国教育改良案進達ノ件」(附属書)「韓国教育改良案」中「改良第一期・第一 普通学校ノ設立」(『日本外交文書』1905年第一冊)。
- 66) 1908年8月28日学部訓令第3号「書堂管理ニ関スル件」(高橋浜吉『朝鮮教育史考』1927年，224～225頁〔前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第27巻〕)。
- 67) 「廃私立公」『皇城新聞』第2572号，1908年3月17日付。
- 68) 「豊校報告」『皇城新聞』第2923号，1908年11月10日付。
- 69) 1911年8月(18日)総牒秘第202号，道長官宛政務総監通牒「書堂ニ関シ注意ノ件」(前掲『加除自在咸鏡南道例規集』全)。
- 70) 「書堂ニ関シ注意ノ件」は，政務総監から8月18日に発されたので，京畿道でも25日の長官訓諭以前に受けたものと思われるが，この件を府尹・郡守宛に伝えたのは9月(日付不明)であった(1911年9月京畿道機収675号，府尹・郡守宛内務部長通牒「書堂ニ関シ注意ノ件」京畿道編纂『加除自在京畿道例規集』上巻，帝国地方行政学会，1924年9月〔最終追録1932年4月〕)。

- 71) 前掲「検垣長官의訓諭」『毎日申報』1911年8月27日付。
- 72) 1912年11月22日学第733号, 各道長官(咸南北, 江原ヲ除ク)宛 内務部長官通牒「書堂取扱方ノ件・第二按」『朝鮮総督府文書』学務; 1911~1914年例規綴, 文書番号38。
- 73) 1912年11月22日学第733号, 咸鏡南北, 江原道長官宛 内務部長官通牒「書堂取扱方ノ件」『同上』同文書。
- 74) 本章註72) に同じ。
- 75) 1912年11月22日学第732号, 憲兵司令官・警務総長宛(連絡)政務総監「書堂取扱方ニ関スル件・第一按」『同上』同文書。
- 76) 上記「事例ノ一二」から咸鏡北道での「急」な日本語教授への力の入れ方が推定できるが、このほか各道でも何らかの形で日本語の普及にあたっていた。1912~1913年の忠清北道と江原道の例は、前掲拙稿「第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策——「国語講習会」「国語講習所」による日本語普及政策とその実態」を参照されたい。
- 77) 1912年11月22日学第732号, 各道長官宛内務部長官通牒「書堂取扱方ニ関スル件・第二按」(前掲『朝鮮総督府文書』文書は本章註72) に同じ)。

む す び

本論文では、諸学校の中で日本語に最も多くの時数を割き、教授用語もほとんど日本語を用いる公立普通学校を日本語教育機関として位置付け、朝鮮総督府を頂点とする道・府・郡行政の植民地権力が、この普及拡大に私立普通学校・私立学校をどのように利用したのかを解明しようとしてきた。

第一章では、組織・施設として私立普通学校・私立学校が転換されていたという渡部学の研究を基盤に、「韓国併合」直後に存在した304校中、可能な限りの沿革調査を行ない、1912年までに存在した公立普通学校の少なくとも55%の前身は私立普通学校・私立学校であったことを明らかにした。個別年度では、1912年度の「新設」校でこれらが80%を超えていた。

「併合」直前には、日本語教育を推進するに足る教員の不足から、まだ私立初等教育機関の公立学校化には積極的ではなかったが、1911年11月から施行した朝鮮教育令を中心とする新たな法令体系のもと、公立普通学校費用令で学校設置区域の朝鮮人に維持の負担を担わせ、内容面では厳格な法令を通して植民地支配権力の思うがままの教育体制を始めた。この出発にはほぼあわせた形で、それまでの私立普通学校を中心とした多くの私立学校を公立普通学校に転換させた。但し、私立学校は私立普通学校を経由して公立普通学校になった場合と直接公立化した場合とがある。この内訳を示す史料がほとんどない中で、限界は知りつつもある程度の傾向を示すことができた。

第二章では、既存の私立学校をどのように「指導」し、内容改変しようとしたかに焦点をあてた。史料に朝鮮語新聞『毎日申報』、大韓民国総務處政府記録保存所所蔵の『朝鮮総督府文書』、そして各道毎の『例規集』を用いて、先行研究ではほとんど触れられてこなかった1910年代初期の私立学校に対する実務面での諸政策を明らかにしようとした。用いた通牒類は断片的なものではあるが、当時実際に実務者が直面した問題に対し、現実的な対応を示したものであることから、実態解明には重要な史料であると判断し、多用した。

私立学校の多くは、公立化志向をしていたわけではない。選定したのはほとんどの場合総督府であった。まずは内容的に日本語教育の導入、教授法の指導、総督府教科書の普及を通し、公立普通学校で行なう植民地教育の状況に少しでも近付けることを試みていた。教授活動ばかりでなく、巡回施設を決定する準備段階からの諸活動、すなわち地方行政官と近隣の公立普通学校長が中心となり、既存の私立学校から成績良好なもの、拠点として重要なものを事前の調査・視察を通して選び、内容「改善」を施す一連の活動を見る時、まさに京畿道の巡回教授は既存の組織・施設を利用する方法の一つであったといえる。

もちろん、並行して教科用図書等に対する取締りも行なっていた。不適格教科書である『童蒙先習』の押収は警察の当然の任務だとしても、京畿道が巡回教授を始める前に行なった「調査視察」に憲兵隊が護衛として随行したこと。また、不適当な設置申請を停止させる際に所在地の憲兵・警察官との協力を促していたこと等の威嚇・弾圧例があった。武力による威嚇によらねば実態把握の「調査視察」さえできなかったことも意味する。威鏡北道や平安南道では憲兵・警察官憲が書堂で、あるいは「国語講習会」を開催して日本語普及活動を行なっていた。これら憲兵・警察権力と教育行政の協力は総督府も望んでいることであった。

総督府の私立学校政策は、学校の設置まで、設置認可後、廃止の各状況に応じて、1) 私立学校の設置認可、2) 既存私立学校に対する指導と取締、3) 廃止学校の財産等の処分と利用にわけて特徴をまとめることができる。

まず、1) 私立学校の設置に必要な申請書の調査項目には、その私立学校の職員・設備・維持形態が確実かどうかという私立学校自体の問題の外に、近接学校との距離・公共的財産の使用等、学校の周辺状況等が設置認可の重要な判断材料となっていた。廃止の多さに比べ、認可を受けた学校はかなり少なかった。2) 既存私立学校に対しては、京畿道の巡回教授に伴って行なわれた「視察調査」のように、時に憲兵・警察官を随行させながら実態把握と内容改善を指導した。定期的な視察では教科用図書取締等が厳格になされた。一方、書堂の「急劇ノ改廃」等、道（総督府）の思惑を越えた府郡行政の行き過ぎに対し注意を加える事態も存在した。この事実、裏を返せば府郡レベルでのある程度独自の実務執行が可能だったことも意味する。問題とされた日本語普及のための教育内容改変や反日的な私立学校・書堂の実態把握と取締り、既設教育機関に対する組織変更のための政策、学校新設時の周辺学校の整理等は、法令をもって権力的に行なうのか、個別に視学や巡回教員、あるいは地方官吏が説得的に行なうのか等の程度の差はあれ京畿道で指示されていたものと大きく異なるものではなかった。3) 廃止学校の財産は、付近の公立普通学校基本財産に組み入れて利用した。1912年までの三年間で、私立学校の廃止校数は1,043校であり、総督府はその組織や財産にまでも着目し、これらを利用しようとした。「廃校ノ原因ハ多ク維持困難ニ出テタルモノ」であったこと、「併合」以前からの財政基盤破壊政策を考慮すれば、植民地権力が私立学校を財政困難に陥れ、廃止させたその私立学校の財産をも公立普通学校の財源として利用するという方針が確定したことを意味する。また、私立学校関係者がこの指示の実質を骨抜きにするような行動で植民地権力に抵抗していたこともわかった。朝鮮人の抵抗や民族教育を死守する動きは、本論で全くといってよいほど取り上げられなかった。大きな課題として残った。

個別通牒や個別報道で知ることのできた諸事象の問題性についてはある程度論じてきたが、これらが全体の中でどのような意味を持つのか、諸政策との関連については、必ずしも十分に解明できたわけではなく、問題を列挙したにとどまった憾もある。それでも、大きく言えば、全体とし

て植民地教育制度・教育内容を強制し、このうち成績の良いものにはより公立化・準公立化して体制に取り込み、適当でないものには弾圧を加え、廃校すれば残余の財産を利用するといった徹底的な弾圧・指導・利用の状況を示すことはできた。

なお、キリスト教主義学校に対する総督府の教育政策については、1912年5月の「廃止私立学校財産処分方ノ件」で、廃止校舎等を「宗教ノ会堂、講習所等」に「譲渡」していた報告もあり、総督府にとっては「併合」前後の重要な敵対勢力でもあったため興味深い問題であるが、全く手を付けられないまま課題として残してしまった。いわゆる宗教学校に対しては、1915年の私立学校規則改正とあわせて論じる必要があるので、諸先行研究の摂取・批判を含めて改めて論じたい。1915年以降の私立学校政策に関する問題を今回は対象としなかった理由の一つでもある。教科書関係の政策についても、ここでは配付状況の検討しかできず、多くの検討課題を残した。

以上、論じてきた日本語普及・強制政策では、日本語教育機関と見做した公立普通学校や、それに準ずる私立普通学校、私立学校、書堂で行なわれた具体的な日本語教育の内容や方法まで論及できなかった。他日の課題としたい。

〔付記〕

- ・史料の利用にあたって、大韓民国総務處政府記録保存所、ソウル大学校中央図書館から閲覧・利用の便宜を受けた。また、図書館利用・史料閲覧のために御尽力くださった方々が何人も居られる。感謝して記しておきたい。
- ・本稿の概要を教育史学会第39回大会（1995年10月9日、新潟大学）で口頭発表している。
- ・本稿は文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

《付録》補助指定学校，乙種公立普通学校，私立普通学校から公立普通学校への転換一覧

I. 1910年代初期（1912年末まで）の公立普通学校を道別に掲げ，可能な限り前身・転換状況を把握しようとしたものである。

一覧表作成にあたっては以下の史料を用いた。但し，次の問題がある。

- 1) 『朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府。以下のA, B, Cがわかる。但し，1912年度以降には普通学校一覧表さえ掲載されなくなる。私立普通学校の一覧表は1910（明治43）年度のみ。
- 2) 『職員録（甲）』印刷局。1911（明治44）年以降のもので個別の公立普通学校の存在（ α , β ）を確認した。但し，所在地は不明。
- 3) 「明治四十五年（1912）度新設公立普通学校表」（「新設公立普通学校ノ状況」『朝鮮総督府月報』第2巻第10号，1912年10月）。年度内「新設」の102校の「設置方法」がわかる。但し，5）の沿革と照合させると記述に若干問題があることがわかる。
- 4) 『朝鮮総督府官報』朝鮮総督府。「朝鮮総督府告示」による「設置認可年月」で『統計年報』とは一致しない「創立年月」を統一した。但し，『朝鮮総督府官報』の朝鮮総督府告示で公立普通学校の設置認可・廃止認可が漏れなく公表されるのは，1911年5月以降。
- 5) 西村緑也『朝鮮教育大観』1930年初版（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第40～42巻，龍溪書舎，1989年＝1932年第三版）。各校別「沿革」欄を活用。但し，掲載学校は約半数で記述内容も不統一。
- 6) 「補助指定普通学校」の一覧表（『韓国教育』韓国学部，1909年9月，25頁に掲載）。1909年度の乙種公立普通学校が判別できる。
- 7) 「乙種公立普通学校」の一覧表。（『第二回官公立普通学校教監会議要録』学部，1908年7月，付録66～67頁〔前掲『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第65巻所収〕。1908年5月現在の36校がわかる。
- 8) 越智唯七『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』1917年。1914年に全国的な府郡廃合があるため，『朝鮮教育大観』，『朝鮮諸学校一覧』の所在地と照合させる際に使用した。かなりの部分については明らかにすることができるが，「C」に初出する所在地等，1914年以前の名称変更等については必ずしも明らかにすることができない。

※『朝鮮諸学校一覧』は，管見の限り1918（大正7）年度（『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第53巻所収）以前のものを見出せない。

II. 一覧表化した際，用いた記号は次の通り。

A. 補：第90表 補助指定普通学校地方別 1910年3月末日

「本表中創立年月ハ学校自体ノ創立年月ニ非シテ補助指定ニ依リ普通学校ニ変更シタル年月ヲ掲上セリ…」（232頁）

乙：第92表 乙種公立普通学校地方別 1910年3月末日（『第四次朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府，1911年3月）。

B. 補：第411表 補助指定普通学校教員学徒及経費学校別 1911年3月末日

乙：第413表 乙種公立普通学校教員及学徒 1911年3月末日

私立普通：第414表 私立普通学校教員及学徒 1911年3月末日（『朝鮮総督府統計年報』1910〔明治43〕年，朝鮮総督府，1912年12月）。

C. 第575表 官公立普通学校一覧 1912年3月末日（『朝鮮総督府統計年報』1911〔明治44〕年，朝鮮総督府，1913年12月）。

公：公立普通学校として掲載されているもの。

×：A，Bには掲載されていたが，Cには掲載されていないもの。

α. ○：1911年5月1日現在「公立普通学校」として存在するもの（『職員録（甲）』1911〔明治44〕年，印刷局）。

β. ○：1912年5月1日現在「公立普通学校」として存在するもの（『職員録（甲）』1912〔明治45〕年，印刷局）。

☆：私立普通学校を公立普通学校に転換したもの。

★：私立普通学校を公立化したもの（☆）のうち，その前身が私立学校だと判明したもの。

◆：直接私立学校から公立普通学校に転換したもの。

・：公立普通学校設立時に周辺の私立学校等に何らかの影響を及ぼしていると思われるもの。

1) A，B，Cに掲載されたものについては，1909・1910両年度末時点で，補助指定・乙種・私立普通のうち，どの種の学校であったかを示した。
なお，記載の無いものには「―」で示した。

2) 1910年8月～1913年2月の『朝鮮総督府官報』から，公立普通学校の設置認可・廃止認可がわかる場合，その年月を確認して〔 〕内に示すとともに，掲載された『朝鮮総督府官報』の日付を〔 〕の直後に記載した。但し，O=10月，N=11月，D=12月として表示した。

なお，1911年初期までは公立普通学校の設置・廃止が『朝鮮総督府官報』に告示されていないため，〈 〉内へ初出表の「創立年月」を記した。表では公立学校としての「創立」年月を記したものが多いためである。但し，そうでない場合，西村緑也『朝鮮教育大観』で沿革を確認し，註で修正した。『朝鮮教育大観』は各道別に頁数がふられているので，註記にあたっては，書名を略し，道名と頁数のみの表示とした。

3) 各年度『統計年報』の項目について記述の変更がある場合，対象部分に二重下線を付し「→」で変更後のものを記した。また，何時の時点の変更かを（ ）で示した。「C」で初出する場合の所在地等が『朝鮮総督府官報』の事項と異なる場合，『官報』の方が時期的に早いので，逆矢印「←」を用いた。この際の〔 〕内の数値も『朝鮮総督府官報』による設置・廃止認可年月である。

4) 「補助指定普通学校」の場合，①前身が乙種公立普通学校であれば「公立」と見做し，原則的に無印とした。②前身が私立学校である場合，補助指定される際に「学校ノ組織ヲ普通学校ニスル」ため，表示は「補」であっても私立普通学校化したと見做し，原則的に★印を付した。ま

た、1910年度に補助指定された10校は、第一章第二節の判断により、前年が「乙種公立」でない限り前身形態が「私立学校」と見做した。

※1908年5月時点で、乙種公立普通学校であったものは次の通り。

京畿道 11校：楊州，通津，振威，楊平，南陽，廣州，安山，豊徳，陽川，富平，金浦

忠清北道 1校：黄澗

全羅南道 1校：珍島

慶尚南道 1校：金海

黄海道 4校：安岳，長連，金川，兎山

平安南道 3校：江西，甑山，三和

平安北道 2校：雲山，郭山

江原道 4校：金化，鉄原，淮陽，金城

咸鏡南道 8校：定平，徳源，文川，永興，長津，洪原，安邊，高原

咸鏡北道 1校：慶興

*忠清南道・全羅北道・慶尚北道には存在しない。

／：記述変更あり

1910年 11年 5月 ↓12年5月

3末 3末 1日 3末1日

公立普通学校数 26 28 33 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更（変更時）および私立（普通）学校変更状況
京畿道【以下のほか既設公立校14校 *1】								
南陽	南陽郡院德里	1909. 6	補	補	○	／	公	○ <1911. N *2> →陰懷里；1898. 10（1912. 3）
楊州	楊州郡楊州邑内面	1909. 5	補	補	○		公	○ <1911. 4> *3
★坡州	坡州郡坡州邑内西部里	1909. 5	補	補	○	／	公	○ <1910. 2?> →内西部面（1911. 3）→州内面；1910. 2（1912. 3） *4
通津	通津郡奉城面	1906. 8	乙	乙	×		×	[1911. 5. 17廃止認可] 5/29 *5
☆（通津	通津郡郡内面邑内里		—	—	—		○	私立通津普通学校変更 ※1912年度公立化[1912. 2] 2/24 *6
振威	振威郡邑内	1899. 2	乙	乙	○	／	公	○ <1911. 9 *7> →郡内面（1912. 3）
楊平	楊平郡南終面	...	乙	乙	○	／	公	○ [1911. 7] 7/15 →邑内面 [1911. 7]（1912. 3）
廣州	廣州郡大旺面	1900. 0	乙	乙	○		×	私立大旺学校？ *8
◆（廣州	廣州郡中部面	1906. 3	—	—	—		公	○ [1911. 7] 7/15 ←郡内面 [1911. 7] →邑内面（1912. 3） *9
☆安山	安山郡郡内面秀巖里	1898. 9	乙	乙	○		×	○ 私立安山普通学校変更 ※1912年度公立化 [1912. 2] 2/24 *10

豊徳	豊徳郡中面邑内里	1899. 3	乙	乙	○	×	[1911. 5. 2廃止認可] 6 / 3 *11	
☆(豊徳)	同上		—	—	—	○	私立豊徳普通学校変更	※1912年度公立化 [1912. 2] 2 / 24) *12
陽川	陽川郡	...	乙	乙	○	×	[1911. 5. 11廃止認可] 5 / 17 *13	
☆(陽川)	陽川郡郡内面加陽洞		—	—	—	○	私立陽川普通学校変更	※1912年度公立化 [1912. 2] 2 / 24) *14
富平	富平郡	1899. 3	乙	乙	○	×	[1911. 5. 5廃止認可] 5 / 10 *15	
☆(富平)	富平郡郡内面上洞		—	—	—	○	私立富平普通学校変更	※1912年度公立化 [1912. 2] 2 / 24) *16
金浦	金浦郡郡内面東四里	1908. 9	乙	乙	○	公	○ <1908. 9 ? >	
麻浦	京城龍山面麻浦		—	—	○	公	○ <1911. 3 >	
長湍	長湍郡 [津] 縣内面		—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 15	
・抱川	抱川郡郡内面		—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 15 *17	
◆陰竹	陰竹郡郡内面		—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 15 ←南面 [1911. 7]	※私立学校廃止 *18
始興	始興郡郡内面		—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 15	
◆漣川	漣川郡郡内面		—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 15 ←西面? [1911. 7]	※私立学校廃止 *19
陽智	陽智郡郡内面		—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 19 ←邑内面 [1911. 7]	
☆果川	果川郡郡内面官門洞					○	[1912. 2] 2 / 24 私立果川普通学校変更	
☆龍仁	龍仁郡邑内面南洞					○	[1912. 2] 2 / 24 私立龍仁普通学校変更	
☆陽城	陽城郡邑内面東里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立陽城普通学校変更	
☆竹山	竹山郡府一面校洞里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立竹山普通学校変更	
☆利川	利川郡邑面宮後里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立利川普通学校変更	
☆積城	積城郡東面邑内里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立積城普通学校変更	
★麻田	麻田郡郡内面邑部里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立麻田普通学校変更	*20
★永平	永平郡邑内面廣井洞					○	[1912. 2] 2 / 24 私立永平普通学校変更	*21
☆加平	加平郡郡内面郷校里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立加平普通学校変更	
☆朔寧	朔寧郡郡内面東邊里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立朔寧普通学校変更	
★喬桐	喬桐郡邑東面邑内洞					○	[1912. 2] 2 / 24 私立喬桐普通学校変更	*22
★高陽	高陽郡沙里大面邑内里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立高陽普通学校変更	*23
☆交河	交河郡支石面邑内里					○	[1912. 2] 2 / 24 私立交河普通学校変更	
◆開城第二	開城郡東部面八字洞里					○	[1912. 2] 4 / 4 私立三仁, 崑明ノ両校ヲ變更ス	*24
◆京城女子	京城西部餘慶坊芳橋四統十三戸						[1912. 2] 3 / 2 私立女子普学院変更	

*1 於義洞, 貞洞, 湍洞, 水下洞, 仁峴, 梅洞, 齋洞, 校洞 (以上京城府), 仁川 (仁川府), 水原 (水原郡), 開城→開城第一 [1912. 4] (開城郡), 江華 (江華郡), 驪州 (驪州郡), 安城 (安城郡)。

- *2 京畿177頁。原表では「1898. 10」。1909年度「補助指定普通学校」の一覧表（『韓国教育』韓国学部，1909年9月，25頁に掲載）で，補助指定前が乙種公立普通学校である。
- *3 *2と同様，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が乙種公立普通学校である。
- *4 私立光興学校設置〔1906〕，隆熙学校と合併し私立榮英学校と称す〔1908. 5〕。廃校し光興学校へ〔1908. 9〕。私立認可を得，学部補助学校となる〔1909? . 3〕。私立明成学校と合併，私立坡州普通学校となる〔1909? . 9〕，公立となる〔1910. 2〕（京畿191頁）。
- *5 1911年5月17日付で「京畿道通津郡公立通津普通学校廃止ノ件」が認可された（朝鮮総督府告示第159号，『朝鮮総督府官報』第222号，1911年5月29日号）。
- *6 「明治四十五（1912）年度新設公立普通学校表；京畿道」（「新設公立普通学校ノ状況」『朝鮮総督府月報』第2巻第10号，1912年10月）115頁。廃止された同名の公立普通学校との関連は不明。
- *7 京畿172頁。原表では「1898. 2」。
- *8 朝鮮総督府内務部学務局『朝鮮人教育私立学校統計要覧（1912年5月末日現在）』（渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第52巻所収）15頁。また，同名の廣州普通学校が『統計年報』で確認できるが「大旺面」のため同一学校ではなく，西村緑也『朝鮮教育大観』によればまったく別の私立廣興学校が「公立化」されている。*9も参照のこと。
- *9 私立廣興学校設立〔1906. 3〕，廃止し公立廣州普通学校となる〔1911. 7〕，1918年4月1日付で南漢山と改称（朝鮮総督府告示第84号，『朝鮮総督府官報』第1701号，1918年4月11日号）（京畿137頁）。なお，中部面の名称変更前は郡内面を含む（越智唯七『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』太學社，ソウル，1985年3月翻刻，113頁。原本は1917年発行）。
- *10 *6に同じ。廃止された同名の公立普通学校との関連は不明。
- *11 1911年5月2日「公立普通学校廃止ノ件」が認可された（朝鮮総督府告示第163号，『朝鮮総督府官報』第227号，1911年6月3日号）。
- *12 *6に同じ。但し，主な沿革に，乙種公立普通学校を廃止し私立学校となる〔1911. 5〕，公立認可〔1912. 4〕とある（京畿199頁）。従って，同一学校の変遷だと解することができる。
- *13 1911年5月11日付で「京畿道陽川郡公立陽川普通学校廃止ノ件」が認可された（朝鮮総督府告示第143号，『朝鮮総督府官報』第212号，1911年5月17日号）。
- *14 *6に同じ。廃止前の公立陽川普通学校との関連は不明。
- *15 1911年5月5日付で「京畿道富平郡公立富平普通学校廃止ノ件」が認可された（朝鮮総督府告示第131号，『朝鮮総督府官報』第206号，1911年5月10日号）。
- *16 *6に同じ。但し，廃止前の公立富平普通学校との関連は不明。
- *17 抱川公立普通学校が直接私立学校を利用したわけではないが，「成績が良好」だった私立青城第一学校の「経費が窟拙」であったこと，および「今回郡庁にて一個公立校のみ置く」と決定した理由から，「廃止され」という記事がある（「青城第一学校廃止」『毎日申報』第1776号，1911年9月17日付・井上訳）。
- *18 公立普通学校設立認可〔1911. 7〕と同時に「私立長進学校及私立鳳鳴学校を廃し其の児童を收容」とある（京畿159頁）。1917年12月5日付で長湖院公立普通

学校と改称した（朝鮮総督府告示第297号、『朝鮮総督府官報』第1621号，1917年12月29日号）。なお，陰竹郡は利川郡に統合される（前掲『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』91～92頁）。

- *19 1911年7月31日「私立明倫学校を廃し」とある（京畿141頁）。
- *20 芝山学校創設明倫堂を校舎とする〔1910. 4〕，私立麻田普通学校と改称〔1911. 5〕（京畿142頁）。
- *21 私立永彰学校設置〔1908. 3〕，組織変更し私立普通学校とする〔1911. 5〕（京畿145頁）。
- *22 私立華農学校設立〔1906. 5〕，私立喬桐普通学校に変更〔1911. 5〕（京畿189頁）。
- *23 私立明倫学校創設〔1909〕，廃止し私立高陽普通学校と改称〔1911〕（京畿135頁）。
- *24 元の三仁，崧明，普昌の三校を併合し，三仁学校跡に開校す〔1912. 4〕（京畿197頁）。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓ 12年 5月

3末 3末 1日 3末 1日

公立普通学校数 6 11 18〔認可年月〕官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更（変更時）
忠清北道【以下のほか既設公立校 2校 *25】								
★永同	永同郡永同邑東亭里	1909. 3	補	補	○	／	公	○〈1910. 9? *26〉→郡内面；1910. 7（1912. 3）
★彰明	沃川郡内面郷洞	1909. 6	補	補	○	／	公	○〈1910. 7?〉→沃川（1911. 3）→郡内面；1910. 7（1912. 3） *27
★溥明	堤川郡縣谷面	1910. 7	—	補	○	／	公	○〔1911. 5〕5/20→堤川；縣右面；1911. 5〔1911. 5〕（1912. 3） *28
・黄澗	黄澗郡邑内上東	1905. D	乙	乙	○	／	公	○〈1911. 4 *29〉→郡内面（1912. 3）
清安	清安郡邑内面	—	—	—	—	—	公	○〔1911. 6〕6/22
◆鎮川	鎮川郡北邊面	—	—	—	—	—	公	○〔1911. 6〕6/22 ※私立学校変更 *30
◆陰城	陰城郡東道面	—	—	—	—	—	公	○〔1911. 6〕6/22 ※私立学校変更 *31
槐山	槐山郡一道面	—	—	—	—	—	公	○〔1911. 6〕6/22
報恩	報恩郡邑内面	—	—	—	—	—	公	○〔1911. 6〕6/22
☆清風	清風郡邑内面中里	—	—	—	—	—	○	〔1912. 3〕3/19 私立清風普通学校変更
★文義	文義郡邑内面上洞	—	—	—	—	—	○	〔1912. 3〕3/19 私立文義普通学校変更 *32
☆青山	青山郡郡内面上芝田里	—	—	—	—	—	○	〔1912. 3〕3/19 私立青山普通学校変更
☆丹陽	丹陽郡邑内面上坊里	—	—	—	—	—	○	〔1912. 3〕3/19 私立丹陽普通学校変更

☆永春	永春郡郡内面上里	○ [1912. 3] 3 / 19	私立永春普通学校変更
★懷仁	懷仁郡邑内面坪昌里	○ [1912. 3] 3 / 19	私立懷仁普通学校変更 *33
☆延豊	延豊郡縣内面校洞	○ [1912. 3] 3 / 19	私立延豊普通学校変更

- *25 清州（清州郡），忠州（忠州郡）。
- *26 当地有志の私立 [1908]，指定学校 [1910. 3]，公立 [1910? . 9]（忠北19頁）。1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が私立学校である。
- *27 *26と同様，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が私立学校。
- *28 当初は私立測量学校，私立溥明学校と改称 [1909]。普通学校令により設立認可 [1910]（忠北34頁）。
- *29 原表では「1905. 12」。創立 [1906. 12]，私立明新学校を併合 [1910. 5]，公立 [1911. 4]（忠北21頁）。
- *30 「前身は私立文明学校と称す」とある（忠北25頁）。
- *31 「元私立光明学校を公立に」とある（忠北30頁）。
- *32 私立文興学校韓国学部私立学校令により創立 [1908. 11]，私立学校の設置認可を受く [1909. 12]，公立普通学校設置認可を得る [1912. 3]（忠北5頁）。
- *33 私立進明学校設立 [1906. 4]，私立懷仁普通学校と改称 [1911. 4]，懷仁公立普通学校と改称 [1912. 4]（忠北12頁）。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓ 12年 5月
 3末 3末 1日 3末 1日
 公立普通学校数 7 18 24 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更（変更時）
忠清南道【以下のほか既設公立校 4校 *34】								
★稷山	稷山郡東邊面東里	1909. 5	補	補	○	公	○ (1911. 7 *35)	
★藍浦	藍浦郡城内	1909. 4	補	補	○	／ 公	○ (1909. 5 ?)	→ 郡内面 (1912. 3) *36
恩津	恩津郡恩津城内	1908. 9	乙	乙	○	×		私立恩津学校? *37
・培達	燕岐郡郡内面	1909. 9	—	—	私立普通	×	○	→ 燕岐 [1912. 3] ※1912年度公立化 [1912. 3] 3 / 11 *38
懷徳	懷徳郡外南面		—	—		公	○ [1911. 7] 7 / 7	← 内南面 [1911. 7] *39
扶餘	扶餘郡縣内面		—	—		公	○ [1911. 7] 7 / 7	
韓山	韓山郡北部面		—	—		公	○ [1911. 7] 7 / 7	

青陽	青陽郡邑内面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
保寧	保寧郡長尺面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
泰安	泰安郡郡内面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
瑞山	瑞山郡郡内面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
沔川	沔川郡邑内	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
大興	大興郡邑内面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
牙山	牙山郡縣内面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
新昌	新昌郡郡内面	—	—	公	○ <1911. 7>	
天安	天安郡上里面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 7	
舒川	舒川郡開谷面西邊里				○ [1912. 3] 3 / 11	新設
◆鴻山	海美郡郡内面				○ [1912. 3] 3 / 11	新設 *40
連山	連山郡郡内面邑内				○ [1912. 3] 3 / 11	新設
禮山	禮山郡郡内面香泉洞				○ [1912. 3] 3 / 11	新設
海美	海美郡東面邑内				○ [1912. 3] 3 / 11	新設
石城	石城郡縣内面蓮下里				[1912. N] N / 12	
定山	定山郡邑内面校村				[1912. N] N / 12	
結城	結城郡縣内面左村里				[1912. N] N / 12	
徳山	徳山郡縣内面邑内里				[1912. N] N / 12	
全義	全義郡郡内面西部里				[1912. N] N / 12	

*34 公州（公州郡），江景（恩津郡），洪州→洪城 [1914. 3. 1（朝鮮総督府告示第97号，『朝鮮総督府官報』第497号，1914年3月30日号）]（洪州郡），溫陽（溫陽郡）。

*35 原表では「1909. 4」。私立経緯学校設立 [1908. 9]，私立学校令により認可を受け [1909. 4]，私立経緯普通学校と改称 [1909. 5]，公立稷山普通学校と改称 [1910. 5]（忠南59頁）

*36 *26と同様，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が私立学校。1917年11月15日付で学校名を花汀と改称（朝鮮総督府告示第25号，『朝鮮総督府官報』第1658号，1918年2月18日号）。なお，藍浦郡郡内面は「保寧郡藍浦面」と名称変更された（前掲『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』233頁）。

*37 前掲『朝鮮人教育私立学校統計要覧（1912年5月末日現在）』44頁。

*38 前掲『1918（大正7）年朝鮮諸学校一覧』によれば，燕岐郡には南面に燕岐，全義面に全義，北面に鳥致院の三公立普通学校が存在し，このうち燕岐は1912年5月創立であった（101頁）。また，南面の面事務所所在地は名称変更前「燕岐郡郡内面」であった（前掲，越智唯七，205頁）。「明治四十五（1912）年度新設公立普通学校表；忠清南道」での「設置方法」は「新設」（116頁），『朝鮮教育大観』の燕岐公立普通学校の沿革にも一学級で1912年3月設立認可された後のことし

か書かれていないが(忠南12~13頁), 1912年の同郡に私立学校は存在していないことから, 培達普通学校は廃止されたか(その場合でも, 財産を公立化利用する可能性も残る), 「新設」ではなく私立学校からの組織変更ではなかったかと推測できる。

*39 1914年3月1日付で, 学校名を大田と改称(朝鮮総督府告示第97号, 『朝鮮総督府官報』第497号, 1914年3月30日号)。

*40 前掲「明治四十五(1912)年度新設公立普通学校表; 忠清南道」での「設置方法」は「新設」だが, 「鴻山私立翰興学校の後を受けて」設立認可されたとある[1912. 3](忠南19頁)。

/: 記述変更あり

10年 11年 5月 ↓ 12年 5月

3末 3末 1日 3末 1日

公立普通学校数 6 15 24 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更(変更時)
全羅北道【以下のほか既設公立校 4校 *41】								
★三省	金堤郡邑内面校洞	1909. 5	補	補	○ /	公	○ [1911. 6] 6 / 27	→金堤; 1911. 6 [1911. 6] (1912. 3) *42
★威悦	威悦郡[邑]内面川内里	1909. 5	補	補	○ /	公	○ [1911. 6] 6 / 27	→川南面; 1911. 6 (1912. 3) *43
★進明	沃溝	1909. 3	—	私立普通	×			但し, 公立分校 ※1911年公立校分校, 1914年公立化 *44
☆高敏	高敏郡川北面[校村里]	1909. 9	—	私立普通	×	○		私立高敏普通学校 ※1912年度公立化 [1912. 3] 3 / 29 *45
★涵育	全州郡府南面	1909. 6	—	私立普通	×			※1913年公立化 *46
☆萬頃	萬頃郡邑内	1909. 4	—	私立普通	/	公	○ [1911. 6] 7 / 1	→郡内面 [1911. 7] ; 1911. 9 (1912. 3)
錦山	錦山郡邑内	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 6	
鎮安	鎮安郡郡内面	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 6	
高山	高山郡郡内面	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 1	←邑内面 [1911. 7]
★益山	益山郡郡内面	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 1	※私立普通学校変更 *47
泰仁	泰仁郡郡内面	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 1	
◆任實	任實郡一道面	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 1	※私立学校変更 *48
★茂長	茂長郡二東面	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 1	←邑内 [1911. 7] ※私立普通学校変更 *49
淳昌	淳昌郡左部面	—	—			公	○ [1911. 6] 7 / 1	
淳昌分校	同郡下置等面	—	—				[1911. 6] 7 / 1	*50
☆金溝	金溝郡東道面山城里					○	[1912. 2] 4 / 4	私立金溝普通学校変更
☆龍安	龍安郡郡内面校洞					○	[1912. 2] 4 / 4	私立龍安普通学校変更

☆長水	長水郡水内面上碑里	○ [1912. 3] 3 / 29	私立長水普通学校変更	
★雲峰	雲峰郡郡内面	○ [1912. 3] 3 / 29	私立雲峰普通学校変更	*51
★扶安	扶安郡東道面南上里	○ [1912. 3] 3 / 29	私立扶安普通学校変更	*52
☆臨陂	臨陂郡郡内面城内里	○ [1912. 3] 3 / 29	私立臨陂普通学校変更	
☆井邑	井邑郡郡内面長明里	○ [1912. 3] 3 / 29	私立井邑普通学校変更	
★龍潭	龍潭郡郡内面	○ [1912. 3] 4 / 5	私立龍潭普通学校変更	*53
珍山	珍山郡郡内面上里	[1912. 4] 4 / 22	新設	
☆茂朱	茂朱郡府内面上里	[1912. 4] 4 / 22	私立茂朱普通学校変更	
☆興徳	興徳郡縣内面	[1912. 4] 4 / 24	私立興徳普通学校変更	
★礪山	礪山郡邑内北邊里	[1912. 4] 5 / 6	私立礪山普通学校変更	*54

*41 全州（全州郡），群山（群山府），古阜（古阜郡），南原（南原郡）。

*42 *26と同様，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が私立学校。

*43 私立昌明学校開校 [1908. 9]，私立学校の認可を受く [1909. 4]，私立普通学校の認可あり補助指定学校となる [1909. 5]，私立咸悦普通学校と改称 [1909. 12]，内部の組織を改め公立化 [1911. 6]（全北54頁）。

*44 私立進明学校の後を享け群山公立普通学校沃溝分校として開校 [1911. 6]，また『朝鮮総督府官報』では，1911年5月18日付で「全羅北道群山府東面ニ公立普通学校分校設置ノ件」が認可されている（朝鮮総督府告示第151号，『朝鮮総督府官報』第220号，1911年5月26日号）。沃溝公立普通学校として設置認可 [1914. 3]（全北47頁）。

*45 前掲「明治四十五（1912）年度新設公立普通学校表；全羅北道」117頁。

*46 私立涵育学校と称す [1904]，養英・養成・幼穉の三私立学校を併合し，私立育英学校と改称す [1911. 1]，全州第二公立普通学校として設置認可 [1913. 3]，改称 [1913. 4]（全北9頁）。また，『毎日申報』1913年4月10日付「第二普校²¹認可（全北支局）」で，「当地私立育英学校は去る三十一日付第二公立普通学校と改称し，公立に編入した」（井上訳）と報道されている。

*47 私立益彰学校と私立箕英学校とを合併，私立益山普通学校と改称 [1911. 7]，公立化 [1911. 9]（全北52～53頁）。

*48 私立永進学校創設 [1908. 9]，私立永進学校の後を受け，公立普通学校として設立認可 [1911. 6]（全北18頁）。

*49 元私立東明学校及私立茂昌学校とを合併して私立茂長普通学校と称す，公立普通学校の認可を得 [1911. 6]，私立学校を廃す [1911. 9]（全北38頁）。

*50 朝鮮総督府告示第212号，『朝鮮総督府官報』第251号，1911年7月1日号。なお，淳昌郡下置等面は名称変更後の同郡双置面となり（前掲『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』，342頁），この面には1918年5月双置公立普通学校が設立されている（前掲『1918（大正7）年朝鮮諸学校一覧』109頁）。

*51 雲峯私立晩成学校創立 [1907. 8]，雲峯私立普通学校となる [1911. 8]，雲峯公立普通学校設立認可 [1912. 3]（全北23頁）。

*52 私立寧明学校の組織を変更し私立普通学校とし〔1911〕, 扶安公立普通学校となる〔1912〕(全北43頁)。

*53 郷校直員林炳棹氏私立龍岡学校を設立する〔1908. 5〕, 私立龍岡学校を廃し私立龍潭普通学校を置く〔1911. 7〕, 公立普通学校設立認可を受ける〔1912. 3〕(全北10~11頁)。

*54 私立壺山学校設立〔1907〕, 私立普成学校となる〔1909. 3〕。両校を併合し私立壺成学校と改称〔1909. 8〕, 認可を受け私立壺成普通学校を設立〔1911. 8〕, 組織を変更し, 礪山公立普通学校の認可を受ける(全北55頁)。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓12年5月

3末 3末 1日 3末1日

公立普通学校数 12 29 29〔認可年月〕官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更(変更時)
全羅南道【以下のほか既設公立校 5校 *55】								
珍島	珍島郡府内里	1909. 4	補	補	○	／	公	○〈1910. 12?〉 →府内面(1911. 3)→1910. 12(1912. 3) *56
★潭陽	潭陽郡西面樓門里	1909. 5	補	補	○	／	公	○〈1909. 3?〉 →1909. 3(1912. 3) *57
★彰明	長興郡[郡]内面南門外	1909. 5	補	補	○	／	公	○〔1911. 6〕6/16 →長興(1912. 3) *58
★順天	順天郡蘇安面	1910. 4	—	補	○		公	○〔1911. 6〕6/16 *59
☆求禮	求禮郡邑内	1910. 3	乙	乙	○	／	公	○〈1909. 3?〉 →縣内面; 1909. 3(1912. 3) *60
旌義	旌義郡邑内	1910. 3	乙	乙	○	／	公	○〈1909. 3?〉 →左面; 1909. 3(1912. 3)
同福	同福郡同福	...	乙	乙	×	／	公	○〈1909. 8?〉 →邑内面; 1909. 8(1912. 3)
☆南平	南平郡郡内客舎	1910. 1	—	私立普通	○	／	公	○〔1911. 6〕6/16 →郡内面〔1911. 6〕(1912. 3)
☆綾州	綾州郡州内面	1910. 2	—	私立普通			公	○〔1911. 6〕6/24
☆光陽	光陽郡牛藏面	1910. 6	—	私立普通			公	○〔1911. 6〕6/24
月峯	谷城郡石谷面	1910. 2	—	私立普通			×	
★通明	谷城郡道上面	1910. 2	—	私立普通		／	公	○〔1911. 6〕6/24 →谷城〔1911. 6〕(1912. 3) *61
★昌平	昌平郡郡内面	1910. 6	—	私立普通			公	○〔1911. 6〕6/16 *62
☆興陽	興陽郡邑内面	1910. 6	—	私立普通			公	●〔1911. 6〕6/24 *63
☆咸平	咸平郡内客舎	1910. 6	—	私立普通		／	公	○〔1911. 6〕6/24 →邑内面〔1911. 6〕→箕城面(1912. 3)
★莞島	莞島郡郡内面	1910. 6	—	私立普通		／	公	○〔1911. 6〕6/24 →邑内(1912. 3) *64

長東	長城郡内東面	1910. 6	—	私立普通	×	*65	
法聖	靈光郡陳良面	1910. 6	—	私立普通	×		※1920年公立化 *66
☆靈光	靈光郡東部面	1910. 12	—	私立普通	公	○ [1911. 6] 6 / 16	
巨文	突山郡三山面	1910. 6	—	私立普通	×		※1920年公立化 *67
☆麗水	麗水郡縣内面	1910. 6	—	私立普通	/ 公	○ [1911. 6] 6 / 16	→1909. 11 (1912. 3)
☆埋山	海南郡郡一面	1910. 6	—	私立普通	/ 公	○ [1911. 6] 7 / 1	→海南 [1911. 7] (1912. 3)
長城	長城郡邑西面	—	—		公	○ [1911. 6] 6 / 24	
◆寶城	寶城郡龍門面	—	—		公	○ [1911. 6] 7 / 1	←邑内 [1911. 7] *68
康津	康津郡郡内面	—	—		公	○ [1911. 6] 6 / 16	
突山	突山郡斗南面	—	—		公	○ [1911. 6] 7 / 1	
智島	智島郡邑内	—	—		公	○ [1911. 6] 6 / 24	→郡内面 [1911. 6] ※? *69
大靜	大靜郡右面	—	—		公	○ [1911. 6] 7 / 1	

*55 木浦 (木浦府), 光州 (光州郡), 靈巖 (靈巖郡), 羅州 (羅州郡), 濟州 (濟州郡)。

*56 *2と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で, 補助指定前が乙種公立普通学校。

*57 私立光明学校設立 [1907. 8], 普通学校令により公立潭陽普通学校設立認可 [1909. 3] (全南14頁)。*2と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で, 補助指定前が乙種公立普通学校だが, それ以前が私立学校である。

*58 *26と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で, 補助指定前が私立学校。

*59 私立昇平学校を元郷庁内に創立 [1906. 7], 順天公立普通学校となる [1911. 11] (全南33頁)。補助指定される前が私立学校である。

*60 本校位置を前郷財堂に定め私立鳳陽普通学校と称し創立す [1908. 3], 公立鳳陽普通学校と称す [1909. 3], 現在校舍に移転 [1910. 5], 校名を公立求礼普通学校と改称 [1911. 11] (全南21頁)。

*61 私立通明学校の認可を受け [1909. 12], 私立普通学校令により認可される [1910. 2], 公立普通学校に変更 [1911. 6] (全南17頁)。

*62 私立学校創立 [1908], 公立認可 [1911. 6] (全南15頁)。

*63 「興陽公立普通学校ハ大正三年三月一日ヨリ高興公立普通学校ト改称セン旨届出タリ」との告示があるので (朝鮮総督府告示第130号, 『朝鮮総督府官報』第505号, 1914年4月9日号), 『職員録 (甲)』1912 (明治45) 年版, 943頁の「興隆」公立普通学校は「興陽」の誤りであろう。

*64 私立育英学校を莞島公立普通学校に変更 [1911. 6] (全南78頁)。

*65 1913年7月2日学第1645号「私立普通学校廃止認可ノ件——長東普通学校廃止認可 (全南)」には, 「維持スル事能ハサル為…廃止」とある (「1913年 私立学校関係書類」『朝鮮総督府文書; 学務』大韓民国総務處政府記録保存所所蔵)。第二章第二節四を参照されたい。

*66 私立普通学校として設立 [1910], 法聖公立普通学校 [1920. 8] (全南74頁)。

*67 前身は私立楽英学校〔1905〕, 私立巨文普通学校と改称〔1910〕, 組織変更〔1920. 7〕(全南29頁)。

*68 私立学校令により設置の認可を受け私立廣新学校と称す〔1909. 8〕, 組織を変更して私立寶城学校と改称する〔1911. 1〕(全南42頁)。

*69 「旧韓国学部時代創立認可開校」とある(全南60頁)。

/: 記述変更あり

10年 11年 5月 ↓ 12年 5月

3末 3末 1日 3末 1日

公立普通学校数 9 22 40 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更(変更時)
慶尚北道【以下のほか既設公立校 4校 *70】								
★安東	安東郡府内面	1909. 7	補	補	○	公	○ [1911. 5] 5/17	*71
★光南	延日郡邑内面	1909. 5	補	補	○	/ 公	○ [1911. 5] 6/3	→延日 [1911. 6] (1912. 3) *72
★清道	清道郡上邑面	1909. 6	補	補	○	公	○ [1911. 5] 6/3	*73
★壽昌	大邱府西上面	1910. 5	—	補	○	×		※1914年公立化 *74
☆隆明	醴泉郡北邑面	1910. 7	—	私立普通	/	公	○ [1911. 7] 7/25	→醴泉 [1911. 7] ; 邑内面 (1912. 3) *75
☆一中	知禮郡下縣面	1911. 1	—	私立普通	○	×	○私立一中普通学校	→知禮 [1912. 3] ※1912年度公立化 [1912. 3] 3/11 *76
☆盈新	盈徳郡邑内面[徳川洞]	1910. 7	—	私立普通		×	○私立盈進普通学校	→盈徳 [1912. 3] ※1912年度公立化 [1912. 3] 3/14 *77
☆高靈	高靈郡郡内面	1910. 7	—	私立普通	/	公	○ [1911. 7] 7/25	→邑内面 [1911. 7] (1912. 3)
☆進歩	軍威郡縣内面	1909. 8	—	私立普通	/	公	○ [1911. 7] 7/25	→軍威 [1911. 7] (1912. 3)
☆安定	豊基郡東部面	1910. 7	—	私立普通		×	○私立安定普通学校	→豊基 [1912. 3] ※1912年度公立化 [1912. 3] 3/11 *78
☆鳳鳴	永川郡内西面	1910. 8	—	私立普通	/	公	○ [1911. 7] 7/25	→永川 [1911. 7] ; ←内東面 [1911. 7] 邑内面(1912. 3) *79
☆義城	義城郡南部面	1910. 7	—	私立普通		公	○ [1911. 7] 7/25	
☆義興	義興郡中里面	1910. 1	—	私立普通		公	○ [1911. 7] 7/25	
☆新寧	新寧郡邑内	1909. 10	—	私立普通		×	私立新寧普通学校	→縣内面官基洞[1912. 3]※1912年度公立化[1912. 3] 3/11 *80
☆廣興	金山郡金泉面	1910. 7	—	私立普通	/	公	○ [1911. 7] 7/25	→金山 [1911. 7] (1912. 3) *81
☆明倫	慶山郡邑面	1910. 7	—	私立普通	/	公	○ [1911. 7] 7/25	→慶山 [1911. 7] (1912. 3) *82
☆彰善	善山郡東内面	1910. 6	—	私立普通	/	公	○ [1911. 7] 7/25	→善山 [1911. 7] (1912. 3)
河陽	河陽郡邑内面		—	—		公	○ [1911. 7] 7/25	←北面 [1911. 7]
長鬐	長鬐郡縣内面		—	—		公	○ [1911. 7] 7/25	

寧海	寧海郡邑内面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 25	
順興	順興郡大平面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 25	
慈仁	慈仁郡上地面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 25	←上北面 [1911. 7]
玄風	玄風郡縣内面	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 25	
◆眞寶	眞寶郡下里面邑内洞				○ [1912. 3] 3 / 11	私立廣徳学校変更
◆興海	興海郡東部面東城里				○ [1912. 3] 3 / 11	私立義昌学校変更
◆禮安	禮安郡邑内面官底洞				○ [1912. 3] 3 / 11	私立宣明学校変更 *83
◆龍宮	龍宮郡新邑面西部里				○ [1912. 3] 3 / 11	私立龍範学校変更
◆英陽	英陽郡邑内面西部洞				○ [1912. 3] 3 / 11	私立英興学校変更
◆聞慶	聞慶郡邑内面上里				○ [1912. 3] 3 / 11	私立慶毓学校変更 *84
◆仁同	仁同郡邑内面校洞				○ [1912. 3] 3 / 11	私立仁明学校変更
◆青松	青松郡府内面月幕里洞				○ [1912. 3] 3 / 11	私立樂一小学校変更 *85
◆咸昌	咸昌郡縣内面伴通里				○ [1912. 3] 3 / 14	私立昌明学校変更
◆比安	比安郡郡内面倉上洞				○ [1912. 3] 3 / 14	私立屏山学校変更
◆漆谷	漆谷郡八莒面邑内洞				○ [1912. 3] 3 / 14	私立莒陽学校変更
◆清河	清河郡縣内面校洞				○ [1912. 3] 3 / 14	私立千一学校変更 *86
◆開寧	開寧郡富谷面校洞				○ [1912. 3] 3 / 14	私立開進学校変更 *87
◆奉化	奉化郡臥丹面寒水里				○ [1912. 3] 3 / 14	私立廣成学校変更 *88
◆榮川	榮川郡奉香面下望里				○ [1912. 3] 3 / 14	私立剛明学校変更 *89

*70 大邱（大邱府），慶州（慶州郡），星州（星州郡），尙州（尙州郡）。

*71 *26と同様，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が私立学校。

*72 同上。

*73 同上。

*74 前掲『1918（大正7）年朝鮮諸学校一覧』115頁によれば，壽昌公立普通学校の創立年月は1914年3月。補助指定される前が乙種公立ではないので私立学校と判断した。

*75 前掲『1918（大正7）年朝鮮諸学校一覧』121頁によれば，醴泉郡に公立普通学校は醴泉（醴泉面），龍宮（龍宮面）の2校が存在する。このうち，醴泉郡醴泉面は名称変更以前に醴泉郡北邑面を含んでいるため，隆明学校と醴泉公立普通学校は同一のものと見做した。また，龍宮公立普通学校の前身は私立龍範学校である（前掲「明治四十五年度新設公立普通学校表；慶尙北道」117頁）。

*76 変更後の名称は，知禮公立普通学校（前掲「明治四十五年度新設公立普通学校表；慶尙北道」117頁）。

- *77 同上, 118頁。
- *78 変更後の名称は, 豊基公立普通学校 (同上, 117頁)。
- *79 前掲『1918 (大正7) 年朝鮮諸学校一覧』119頁によれば, 永川郡には永川 (永川郡永川面), 新寧 (永川郡新寧面*80参照) の二つの公立普通学校が存在する。永川郡永川面の変更前の名称は, 永川郡内西面を含む (前掲『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』, 482頁) ため, 同一のものと見做した。
- *80 前掲「明治四十五年度新設公立普通学校表; 慶尚北道」117頁。
- *81 1914年12月1日付で金泉公立普通学校と改称 (朝鮮総督府告示第607号, 『朝鮮総督府官報』第718号, 1914年12月13日号)。金山が韓国政府学部で「既設の私立学校中設備の若干完全な者三十校を選定し普通学校に改め, 韓日教師各一名ずつを置いた後, 其の俸給を補助する」という「設定地」の一つに挙げられているため (「普通校選置区域」『皇城新聞』第3067号, 1909年5月8日付・井上訳), ★の可能性もある。
- *82 前掲『1918 (大正7) 年朝鮮諸学校一覧』119頁によれば, 慶山郡慶山面に慶山公立普通学校が存在し, その創立年月は1911年9月である。また, 慶山郡慶山面の名称変更前は慶山郡邑面であった (前掲『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』, 477頁)。従って, 慶山公立普通学校と同一と見做した。
- *83 私立宣明学校設立 [1908. 4], 禮安公立普通学校と改称 [1912. 4] (慶北11頁)。
- *84 聞慶郡麻城面新峴里に慶達学校設立 [1910. 3], 邑内の育英学校を併合して私立慶育学校と称し校舎を聞慶面校村里文会所に移転, 聞慶面上里の校舎へ移転 [1910. 9], これを廃し聞慶公立普通学校となる [1912. 4] (慶北54~55頁)。
- *85 郡守が地方の有志と計り契を設け, 客舎を以て校舎とし, 私立学校を開設した [1907] が一時閉鎖, 再興して楽一学校と称する [1909], 組織変更し青松公立普通学校となる [1912. 4] (慶北14頁)。
- *86 私立千一学校設立は1910年 (慶北21~22頁)。
- *87 元開寧面有志相謀り, 私立開進学校創立申請をする [1908. 1], 認可を得て旧郷約所に開校 [1910. 4] (慶北44頁)。
- *88 廣成学校設立認可 [1910. 8], 開校 [1910. 11], 組織を変更し奉化普通学校と改称 [1912. 4] (慶北65頁)。1918年2月26日付で春陽公立普通学校と改称する (朝鮮総督府告示第48号, 『朝鮮総督府官報』第1681号, 1918年3月16日号)。
- *89 1917年12月5日付で栄州公立普通学校と改称 (朝鮮総督府告示第10号, 『朝鮮総督府官報』第1644号, 1918年1月31日号)。

／：記述変更あり

10年	11年	5月	↓	12年	5月
3末	3末	1日		3末	1日
公立普通学校数	11			18	28 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更(変更時)
慶尚南道【以下のほか既設公立校 7校 *90】								
★河東	河東郡徳陽面	1909. 5	補	補	○	/	公	○ [1911. 4] 6/3 →徳陽里 (1911. 3) →徳陽面; 1907. 10? (1912. 3) *91
★巨済	巨済郡西部面	1909. 7	補	補	○	/	公	○ <1911. 4 *92> →邑内; 1907. 2 (1912. 3)
★育英	東萊府釜山鎮	1909. 6	補	補	○	/	公	○ [1911. 5] 6/3 →釜山府 (1911. 3) →釜山鎮; 釜山面 [1911. 6] (1912. 3) *93
金海	金海郡府三面	1898. 9	乙	乙	○	/	公	○ <1899. 5?> →左部面; 1899. 5 (1912. 3)
☆大成	固城郡東邑面	1910. 6	—	私立普通	/	公	○	○ [1911. 5] 6/3 →固城 [1911. 6]; 邑内 (1912. 3)
崇廣	昌原	1909. 9	—	私立普通	×			*94
昌興	昌原旧邑	1909. 6	—	私立普通	×			※1915年公立化 *95
☆明達	泗川郡郡内面	1910. 6	—	私立普通	/	公	○	○ [1911. 5] 6/3 →泗川; 内面 (1912. 3) *96
☆咸陽	咸陽郡北川面	1910. 6	—	私立普通	/	公	○	○ [1911. 5] 6/3 →元水面 (1912. 3) *97
★草溪	草溪郡[宅]定面[校洞]	1910. 8	—	私立普通	×	○		私立草溪普通学校 ※1912年度公立化 [1912. 3] 3/6 *98
昌寧	昌寧郡邑内面	—	—			公	○	○ [1911. 5] 6/3
◆昆陽	昆陽郡東部面	—	—			公	○	○ [1911. 5] 6/3 ※私立学校変更 *99
居昌	居昌郡芑旨面	—	—			公	○	○ [1911. 5] 6/3
咸安	咸安郡上里面	—	—			公	○	○ [1911. 5] 6/3
☆三嘉	三嘉郡縣内面弘門洞						○	○ [1912. 2] 2/28 私立三嘉普通学校変更
☆機張	機張郡邑内面東部洞						○	○ [1912. 2] 2/28 私立機張普通学校変更
★梁山	梁山郡邑内面北安洞						○	○ [1912. 2] 2/28 私立梁山普通学校変更 *100
☆丹城	丹城郡縣内面城内洞						○	○ [1912. 2] 2/28 私立丹城普通学校変更
☆山清	山清郡郡内面塞洞						○	○ [1912. 2] 2/28 私立山清普通学校変更
☆安義	安義郡縣内面金泉洞						○	○ [1912. 3] 3/6 私立安義普通学校変更
★宜寧	宜寧郡豊徳面上洞						○	○ [1912. 3] 3/6 私立宜寧普通学校変更 *101
☆陝川	陝川郡下三里面汀岱洞						○	○ [1912. 3] 3/11 私立陝川普通学校変更
☆南海	南海郡邑内面北邊洞						○	○ [1912. 3] 3/11 私立南海普通学校変更 *102

*90 釜山, 東萊 (以上釜山府), 馬山 (馬山府), 晋州 (晋州府), 龍南→統營 [1914. 4. 1] (朝鮮総督府告示第142号, 『朝鮮総督府官報』第512号, 1914年4月17日号) (龍南郡), 密陽 (密陽郡), 蔚山 (蔚山郡)。

*91 有志主唱郡立河東学校 [1907], 補助指定学校 [1909], 公立河東普通学校認可 [1911. 4] (慶南67頁)。*26と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で, 補助指定前が私立学校。

- *92 原表では「1907. 2」。認可開校〔1911. 4〕（慶南55頁）。*26と同様、1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で、補助指定前が私立学校。
- *93 *26と同様、1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で、補助指定前が私立学校。
- *94 『朝鮮総督府慶尚南道道勢要覧』1913（大正2）年版（朝鮮総督府慶尚南道、1914年11月）153頁の「私立普通学校一覧表（1914年5月末日）」等で、崇廣私立普通学校と昌興私立普通学校（*95参照）が確認できる。一覧表では、慶尚南道の私立普通学校はこの2校のみである。
- *95 私立昌興学校設立〔1912?. 11〕, 私立学校として認可〔1909. 6〕, 廃止し昌原公立普通学校へ〔1915. 3〕（慶南47頁）。
- *96 泗川郡には「邑」内面が存在し、もし邑内面だとするならば、名称変更前の郡内面を含む（前掲『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』, 603頁）。
- *97 咸陽普通学校を引継ぎ開校〔1911. 6〕（慶南75頁）。
- *98 前掲「明治四十五年度新設公立普通学校表；慶尚南道」118頁。一進会系開進学校〔1904〕。認可を得、私立開進学校と称す〔1907. 1〕。私立普通学校として認可〔1910. 8〕。公立普通学校認可〔1912. 3〕（慶南79頁）。
- *99 私立開陽学校を公立昆陽普通学校とし〔1911. 6〕, 昆陽公立普通学校と改称す〔1911. 11〕（慶南58頁）。
- *100 私立学校を設立し開校〔1911. 9〕, 公立に変更の認可を受け開校〔1912. 5〕（慶南29頁）。
- *101 私立宜新学校を廃し〔1912. 3. 31〕, 宜寧公立普通学校を設置〔1912. 4. 1〕（慶南17頁）。
- *102 私立南海普通学校の認可開校〔1909. 10〕, 南海公立普通学校の認可を得開校〔1911?. 3〕（慶南62頁）。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓12年5月

3末 3末 1日 3末1日

公立普通学校数 8 13 19〔認可年月〕官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更（変更時）
黄海道【以下のほか既設公立校		2校	*103					
★養元	載寧郡東部面楠亭洞	1909. 5	補	補	○	／	公 ○ <1911. 1>	→載寧（1911. 3）→左里面（1912. 3） *104
★瑞明	瑞興郡中部面校洞	1909. 5	補	補	○	／	公 ○ [1911. 3] 5/25	→瑞興（1912. 3） *105
★又新	長湍郡雪山面	1909. 5	補	補	○	／	公 ○ [1911. 3] 6/3	→長湍；長湍郡雪山面 [1911. 6] (1912. 3) *106
★景山	鳳山郡沙里院	1909. 5	補	補	○	／	公 ○ [1911. 3] 6/3	→沙里院；沙里院面 [1911. 6] (1912. 3) *107
安岳	安岳郡邑内壽石面	1900. 3	乙	乙	○	／	公 ○ <1911. 4>	→細洞面（1912. 3）
長連	長連郡邑内面東里	1899. 9	乙	乙	×	×	[1911. 4. 10廃止認可] 6/3	*108
兎山	兎山郡兎山	...	乙	乙	○	×	[1911. 4. 21廃止認可] 5/15	*109

◆（兎山	兎山郡泉洞面市邊里	—	—	×	○ [1912. 2] 2 / 24	私立華陽学校変更 ※1912年度公立化)	*110
延安	延安郡東部面	—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 17		
白川	白川郡西村面	—	—	公	○ [1911. 6] 6 / 23		
平山	平山郡外邑面	—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13		
谷山	谷山郡邑内面	—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 17		
殷栗	殷栗郡縣内面	—	—	公	○ [1911. 4] 6 / 3		
康翎	薺津郡康翎邑	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 4	←富民面 [1911. 7]	
☆信川	信川郡東部面二里洞				○ [1912. 2] 2 / 24	私立信川普通学校変更	
◆新溪	新溪郡中面郷校里				○ [1912. 2] 2 / 24	私立信興学校変更	*111
遂安	遂安郡西部面郡司洞				○ [1912. 2] 2 / 24	新設	
◆金川	金川郡郡内面一里校洞				○ [1912. 2] 2 / 24	私立金興学校変更	
◆松禾	松禾郡藥山面邑内				○ [1912. 2] 2 / 24	私立彰東学校変更	

*103 海州（海州郡），黄州（黄州郡）。

*104 1906年私立養元学校創立，1911年1月16日公立化し，開校式は2月20日。この開校式の状況と学校沿革について，1911年2月24日付『毎日申報』第1603号，「載寧普通校開校」で紹介されている。*26と同様，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が私立学校。

*105 *26と同様，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で，補助指定前が私立学校。

*106 同上。

*107 同上。

*108 1911年4月10日付で，公立長連普通学校が廃止の認可を受けている（朝鮮総督府告示第163号，『朝鮮総督府官報』第227号，1911年6月3日号）。また，名称変更後の殷栗郡長連面には1913年12月設立認可，1914年4月開校の長連公立普通学校があるが（黄海32頁），関連は不明。

*109 1911年4月21日「黄海道兎山郡公立兎山普通学校廃止ノ件」が認可されている（朝鮮総督府告示第140号，『朝鮮総督府官報』第210号，1911年5月15日号）。

*110 前掲「明治四十五（1912）年度新設公立普通学校表；黄海道」118頁。但し，廃止された兎山普通学校との関連は不明。1914年2月23日付で改称し，市邊里公立普通学校（金川郡西泉面）となる（朝鮮総督府告示第71号，『朝鮮総督府官報』第484号，1914年3月13日号）。

*111 私立新興学校の組織を改め公立普通学校の認可を得 [1912. 2]，開校 [1912. 6]（黄海21頁）。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓12年 5月

3末 3末 1日 3末 1日

公立普通学校数 10 20 25 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更(変更時)
平安南道【以下のほか既設公立校 3校 *112】								
★李花	永柔郡中部面李花里	1909. 5	補	補	○ /	公	○ [1911. 4]	5 / 13 →永柔 (1912. 3) *113
★肅明	肅川郡西部面二里	1909. 5	補	補	○ /	公	○ [1911. 4]	5 / 13 →肅川 (1912. 3) *114
★東明	成川郡下部面	1910. 5	—	補	○ /	公	○ [1911. 4]	5 / 13 →成川；下道面？ (1912. 3) *115
江西	江西郡内面	1898. 1	乙	乙	○ /	公	○ <1911. 4>	→郡内面 (1912. 3)
甑山	甑山郡邑内	1898. 6	乙	乙	○ /	公	○ <1911. 9>	→師賢面 (1912. 3)
・三和	三和旧府前郷庁里	1898. 4	乙	乙	○	×	[1911. 6. 24廃止認可]	→旧三和府 (1911. 3) ※1913年公立化？ *116
☆順川	順川郡内面	1909. 6	—	私立普通	×	公	○ [1911. 5]	5 / 15 →郡内面 (1912. 3)
☆普新	龍岡郡山南面	1910. 4	—	私立普通	○ /	公	○ [1911. 5]	5 / 17 →龍岡 [1911. 5] (1912. 3)
廣梁灣	鎮南浦府廣梁灣	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 15 ←乃谷面 [1911. 5]
中和	中和郡下道面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 15
祥原	祥原郡邑内 [面]	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 26
江東	江東郡縣内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 15
陽徳	陽徳郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 26 *117
孟山	孟山郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 26
寧遠	寧遠郡永寧面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 15 *118
徳川	徳川郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 15
价川	价川郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 26
順安	順安郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 5]	5 / 15
平壤第二	平壤府大興面	—	—	—	—	○	[1912. 3]	3 / 19 新設 *119
◆慈山	順川郡慈山面龍淵洞	—	—	—	—	○	[1912. 3]	3 / 19 私立文興学校変更 *120
◆三登	江東郡三登面龍攀面	—	—	—	—	○	[1912. 3]	3 / 19 私立普成学校変更
咸從	甑山郡中里明善洞	—	—	—	—	○	[1912. 3]	3 / 19 新設
石岩里	順安郡龍興面石岩洞	—	—	—	—	○	[1912. 3]	3 / 19 新設

*112 平壤→平壤第一 [1912. 7. 18] (朝鮮総督府告示第4号, 『朝鮮総督府官報』第6号, 1912年8月6日号) (平壤府), 鎮南浦 (鎮南浦府), 安州 (安州郡)。

*113 創立, 梨花学校と称す [1906. 5], 私立梨花普通学校と改称, 補助指定学校の認可を受ける [1910. 5], 公立化 [1911] (平南54頁)。*26と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で, 補助指定前が私立学校。

- *114 *26と同様、1909年度「補助指定普通学校」の一覧表で、補助指定前が私立学校。
- *115 「私立東明学校を引き直した成川公立普通学校の設備はまだ不完全も甚しかった」とある（平安南道成川公立普通学校長下村昌實「十年無為」『朝鮮』第85号、1922年3月、287頁）。公立認可時には「下局面」（『朝鮮総督府官報』第209号、1911年5月13日号）。補助指定される前は私立学校であった。
- *116 1911年6月24日付で「平安南道鎮南浦府公立三和普通学校ノ廃止」が認可された（朝鮮総督府告示第195号、『朝鮮総督府官報』第246号、1911年6月26日号）。しかし、前掲『1918（大正7）年朝鮮諸学校一覧』133頁によれば、三和公立普通学校は龍岡郡三和面に所在し、創立は1913年4月。名称変更前の龍岡郡三和面面事務所所在地が鎮南浦府東里面郷井里にあり（前掲『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』、773頁）、「三和旧府前郷庁里」はこのことを意味するとも考えられる。また、『毎日申報』では、1913年3月21日付「平南私立校大活動」で、「鎮南浦三和には旧郡庁内に私立学校が有るが此を公立に改良することに決めたこと、1913年4月1日付「公立普通校増設」でも、「今回認可された三和には従前私立三和普通学校の組織を公立に変更し新学期には多数の生徒を募集収容することで準備中」という記事が存在する（井上訳）。これらをあわせると、廃止された公立普通学校とは別組織で、面事務所（郡庁舎？）を利用して私立学校もしくは私立普通学校が設立され、これを公立化した学校が存在した可能性も高い。
- *117 1929年4月1日付で、陽徳公立普通学校は東陽公立普通学校と名称変更し、同日、1914年3月に設立された九龍公立普通学校が陽徳公立普通学校と名称変更された（朝鮮総督府平安南道告示第30号、『朝鮮総督府官報』第703号、1929年5月9日号）。『朝鮮教育大観』平南65頁の沿革欄には、東陽公立普通学校として1911年4月1日開校であることのみが記されている。
- *118 平南60頁に、1911年「寧遠公立普通学校と改称」（圈点・井上）と記されていることから、公立普通学校として新設される以前に何等かの組織があったことが伺える。
- *119 創立〔1912. 4〕、後に平壤上需公立普通学校と改称〔1923. 4〕（平南12頁）。
- *120 創立し、私立文興学校と称する〔1906. 7〕、慈山公立普通学校として開校〔1912. 5〕（平南32頁）。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓12年5月

3末 3末 1日 3末1日

公立普通学校数 9 22 25〔認可年月〕官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更（変更時）
-----	----	------	---	---	----------	---	---------	-----------

平安北道【以下のほか既設公立校 4校 *121】

・郭山 郭山郡面湖隅里 1909. 5 補 補 ○ / 公 ○〔1909. 5?〕 →郡内面（1912. 3） *122

★韓興 鉄山郡旧邑東部洞 1909. 6 補 補 × / 公 ○〔1911. 5〕5/13 →車輦館；旧邑面（1911. 3）→站面〔1911. 5〕（1912. 3） *123

★昌明	龍川府旧邑面東部洞	1909. 6	補	補	○ / 公	○ [1911. 5] 5 / 13	→龍川；龍川郡旧邑面 [1911. 5] (1912. 3)	*124
雲山	雲山郡邑上里紅門洞	1899. 3	乙	乙	○ / 公	○ <1899. 3 ? >	→邑内 (1912. 3)	
日新	江界郡邑内	1908	乙	補	○ / 公	○ <1911. 4 *125>	→1910. 1 (1911. 3) →江界；1908. 11 (1912. 3)	
鐵山	鐵山郡古城面		—	—	○ 公	○ [1911. 5] 5 / 13		
嘉山	嘉山郡郡内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13		
博川	博川郡郡内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13	*126	
熙川	熙川郡西面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13		
泰川	泰川郡東邑内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13		
龜城	龜城郡城内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13		
朔州	朔州郡城上面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13		
昌城	昌城郡府内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13		
◆碧潼	碧潼郡郡内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13	※私立学校変更	*127
◆楚山	楚山郡郡面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13	※私立学校変更	*128
◆渭原	渭原郡郡内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13	※私立学校変更	*129
慈城	慈城郡郡内面		—	—	公	○ [1911. 3] 5 / 29		
◆厚昌	厚昌郡郡内面		—	—	公	○ [1911. 5] 5 / 13	※私立学校変更	*130
◆三峰	宣川郡南面三峰里				○ [1912. 3] 4 / 5	朝陽義塾変更		
◆清亭	定州郡馬山面清亭里				○ [1912. 3] 3 / 30	新設	*131	
楊市	龍川郡楊下面楊市				○ [1912. 3] 3 / 30	新設		

*121 義州（義州府），宣川（宣川郡），定州（定州郡），寧邊（寧邊郡）。

*122 郭山普通学校は、以下のような方法で規模の拡大を果たした。「郭山邑内の一隅孔子廟の一部に同居して居た」郭山普通学校が、同じ邑内にある「生徒数約百名もあり、付近の各郡から入学生が非常に多くて寄宿舎があり」、「程度は中学程度」で「財産も相当にあ」る「一大私立学校」を1910年10月31日「併合」し、「孔子廟から此所に遷して終った」（平安北道新義州公立尋常高等小学校長杉崎綱五郎「感慨無量」『朝鮮』第85号，1922年3月，278～279頁）。*2と同様に，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では，郭山は補助以前乙種公立普通学校であった。

*123 *26と同様に，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では，補助指定以前は私立学校であった。

*124 *26と同様に，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では，補助指定以前は私立学校であった。

*125 原表では「1908. 11」。普通学校令により公立日新学校と称す〔1909. 11〕，公立江界普通学校と改称〔1911. 4〕，現在の名称に改む〔1911. 10〕（平北57頁）。

*126 *81と同様，「設定地」の一つとなっているので，◆の可能性はある。

- *127 元私立時興学校〔1905. 5 設立〕, 私立学校令により認可を受け〔1908. 9〕, 公立化〔1911. 5〕(平北49頁)。
 *128 「郡内雲海川里の郷儒金昌善氏時の一進会の内命を受け時務学校と称する私立学校を設立したるは本校の前身にて」〔1907〕とある(平北51頁)。
 *129 「本校の前身は渭原郡渭原面城内洞にありし私立普明学校なりしなり」とある(平北54頁)。
 *130 私立徳興学校設立者変更申請〔1911. 4〕, 設立認可〔1911. 5〕(平北64頁)。
 *131 私立新興学校と称す〔1907. 7〕, 認可〔1909. 7〕, 公立普通学校認可〔1912. 3〕, 開校〔1912. 5〕(平北33頁)。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓ 12年5月
 3末 3末 1日 3末1日
 公立普通学校数 8 14 25〔認可年月〕官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更(変更時)
江原道【以下のほか既設公立校		3校	*132】					
鉄原	鉄原郡西邊面中里	1909. 5	補	補	○	公	○ <1909. N ? >	*133
★金城	金城郡郡内面	1910. 6	—	補	○	公	○ <1910. 6 >	*134
金化	金化郡内面杜洞里	1904. 8	乙	乙	○	／ 公	○ <1903. 8 ? >	→郡内面; 1903. 8 (1912. 3)
◆淮陽	淮陽郡府内面官巖里	1900. 1	乙	乙	○	公	○ <1907. 4 ? >	*135
伊川	伊川郡伊川	1908. 5	乙	乙	○	／ 公	○ <1907. N ? >	→東邑面; 1907. 11 (1912. 3)
洪川	洪川郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 6] 6 / 24	
横城	横城郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 6] 6 / 28	
◆三陟	三陟郡末谷面	—	—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 12	※私立学校変更 *136
襄陽	襄陽郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 5	
通川	通川郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 6] 6 / 28	
◆楊口	楊口郡郡内面	—	—	—	—	公	○ [1911. 7] 7 / 5	※私立学校変更 *137
平康	平康郡郡内面西邊里	—	—	—	—	○	[1912. 3] 3 / 6	新設
安峽	安峽郡郡内面邑内里	—	—	—	—	○	[1912. 3] 3 / 8	新設
◆平海	平海郡北下里面下城底洞	—	—	—	—	○	[1912. 3] 3 / 8	私立平明学校変更 *138
◆杆城	杆城郡郡内面中里	—	—	—	—	○	[1912. 3] 3 / 8	私立水城学校変更
寧越	寧越郡郡内面永興里	—	—	—	—	○	[1912. 3] 3 / 8	新設
蔚珍	蔚珍郡下郡面玉溪洞	—	—	—	—	○	[1912. 3] 3 / 8	新設

旌善	旌善郡郡内面下洞	○ [1912. 3] 3 / 8	新設
◆麟蹄	麟蹄郡郡内面上道里	○ [1912. 3] 3 / 8	私立靈照学校変更
高城	高城郡東面東里	○ [1912. 3] 3 / 8	新設
平昌	平昌郡郡内面下里	○ [1912. 3] 3 / 8	新設
◆華川	華川郡郡内面衙里	○ [1912. 3] 3 / 11	私立華東学校変更

*132 春川（春川郡），原州（原州郡），江陵（江陵郡）。

*133 *2と同様に，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では，指定以前乙種公立普通学校であった。

*134 *26と同様に，1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では，指定以前私立学校であった。

*135 淮陽小学校として設置 [1900]，公立淮陽普通学校と改称 [1911]（江原13頁）。

*136 「三陟私立啓東学校を引直し公立普通学校とし」 [1911. 7] とある（江原32頁）。

*137 「元私立楊源学校の組織を変更し公立普通学校設置方申請」 [1911. 6] とある（江原11頁）。

*138 私立平明学校の組織を変更し平海公立普通学校とする [1912. 4]（江原37頁）。

／：記述変更あり

10年 11年 5月 ↓ 12年 5月

3末 3末 1日 3末 1日

公立普通学校数 13 12 14 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更（変更時）
咸鏡南道【以下のほか既設公立校 3校 *139】								
★定平	定平郡府南面新東里	1909. 6	補	補	○	公	○ <1909. 6 ?>	*140
高原	高原郡下鉢面	1909. 8	補	補	○	公	○ <1911. N	*141>
★端川	端川郡波道面	1910. 3	—	補	○	公	○ <1910. 3 ?>	*142
徳源	徳源郡社斗南里	1899. 9	乙	乙	○	×	*143	
文川	文川郡邑内	...	乙	乙	○	/	公	○ <1911. 9> →郡内面 (1912. 3)
永興	永興郡邑内據洞	1899. 8	乙	乙	○	/	公	○ <1911. 9> →洪仁面 (1912. 3)
長津	長津郡内東部	1898. 3	乙	乙	○	/	公	○ <1910. 3 ?> →邑面 (1912. 3)
洪原	洪原郡州南面鶴山里	1899. 3	乙	乙	○	公	○ <1911. 9>	

安邊	安邊郡邑内	1904. 9	乙	乙	○	/	公	○	<1911. 9>	→世清面 (1912. 3)
新浦	新浦	1909. 3	—	私立普通			×	×	*144	
虎島	永興郡古寧南面	1909. 〇	—	私立普通	○		×	×	*145	
甲山	甲山郡長平面		—	—			公	○	[1911. 7] 7 / 5	
◆利原	利原郡西面南門里							○	[1912. 3] 3 / 11	私立普明学校変更
◆三水	三水郡館南面仲坪場							○	[1912. 3] 3 / 11	私立隆興学校変更 *146

*139 元山 (元山府), 威興 (威興郡), 北青 (北青郡)。

*140 私立学校設立 [1898. 11], 指定公立普通学校となる [1909. 6] (威南21頁)。*2と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では, 指定以前は乙種公立普通学校であったが, さらに遡ると私立学校である。

*141 原表では「1909. 8」。設立認可, 同日開校 [1911. 11] (威南26頁)。*2と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では, 指定以前は乙種公立普通学校であった。

*142 *26と同様, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では, 私立学校であった。

*143 前掲『1918 (大正7) 年朝鮮諸学校一覧』145頁によれば, 徳源公立普通学校が1915年4月, 徳源郡府内面に設立されているが, これと同一であるかどうかの確認はできなかった。公立化されない場合は「併合」とともに廃校か私立学校として存続するが, 私立学校の場合, 前掲『朝鮮人教育私立学校統計要覧』1912年5月と1915年5月の比較で, 前者に存在し後者に存在しない学校は元山府 (1912年時点の徳源郡は元山府) の徳興学校が存在するが, それ以上の詳細な存在地が不明なため確定するには至らなかった (1912年『統計要覧』183頁, 1915年『統計要覧』267頁)。

*144 前掲『1918 (大正7) 年朝鮮諸学校一覧』145頁によれば, 新浦公立普通学校は北青郡新浦面に1917年5月に創立されている。しかし, 北青郡には私立学校が多く, これらとの連続性は不明である。なお, 1913年末の時点では「北青郡私立新浦普通学校は同地一般人民側で国語と新知識を啓発する」等の状況が報じられており, 私立普通学校としての継続が確認できる (「威南通信; 北青 民智啓発」『毎日申報』第2458号, 1913年12月18日付)。

*145 前掲『1918 (大正7) 年朝鮮諸学校一覧』145頁によれば, 虎島公立普通学校は永興郡虎島面に1913年4月に創立されているが, 同一性の確認はできなかった。

*146 私立隆興学校廃止に伴い, その校舎及基本財産等の寄贈を得て創立 [1912. 3] (威南57頁)。

/ : 記述変更あり

10年 11年 5月 ↓ 12年 5月
3末 3末 1日 3末 1日
公立普通学校数 7 11 11 [認可年月] 官報

学校名	位置	創立年月	A	B	α	C	β	記述変更(変更時)
咸鏡北道【以下のほか既設公立校 3校 *147】								
★明川	明川郡下雲面邑内	1909. 5	補	補	○	公	○ [1911. 4] 6/21	*148
★鍾城	鍾城郡邑内	...	乙	補	○ /	公	○ <1909. 5 ? >	→1910. 1 (1911. 3) →邑面 (1912. 3) *149
慶興	慶興郡邑内	...	乙	補	○ /	公	○ <1911. 4 >	→慶興郡北洞; 1910. 1 (1911. 3) →邑面 (1912. 3) *150
★清津	富寧郡青下面	1910. 5	—	補	○ /	公	○ [1911. 4] 6/21	→清津府 [1911. 6] (1912. 3) *151
吉州	吉州郡吉城面		—	—		公	○ [1911. 7] 7/13	
慶源	慶源郡邑面		—	—		公	○ [1911. 6] 6/20	
穩城	穩城郡邑面		—	—		公	○ [1911. 7] 7/13	
茂山	茂山郡邑面		—	—		公	○ [1911. 6] 6/20	

*147 城津(城津郡), 鏡城(鏡城郡), 會寧(會寧郡)。

*148 *26と同様に, 1909年度「補助指定普通学校」の一覧表では, 指定以前私立学校であった。なお, 一覧表によれば学校名は「進成」である。

*149 公立小学校を元鍾城郡衙の附属建物大同庫に設置 [1901. 5], 東門内養賢堂に移す [1902], 普通学校令発布により私立光隆学校と改称する [1907. 7], 認可を得て公立鍾城普通学校と称する [1909. 5], 補助指定を受ける [1910. 8], 学制の改革により鍾城公立普通学校となる(咸北15頁)

*150 公立慶興小学校 [1898. 5] (咸鏡北道慶興公立普通学校長 鳥居傳八「我が校の誇—呉学務委員」『朝鮮』第85号, 1922年3月, 181頁)。

*151 1910年度補助指定以前に乙種公立普通学校ではなかったもので, 私立学校だったと見做した。